

鳥取県男女共同参画白書

～平成 25 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、平成24年3月に「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定しました。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条に基づく年次報告書として、「第3次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、各部局の取組や進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

I	平成25年度の主な事業、取り組み	1
II	男女共同参画施策の実施状況	8
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	8
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	14
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	20
III	男女共同参画施策の実施効果	29
	第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	29
IV	データで見る男女共同参画の現状	33
	鳥取県の人口と世帯	33
	(1) 人口	人口の推移／年齢3区分別人口の推移
	(2) 世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3) 人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率
	テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	37
	議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員・教頭及び副校長・校長における女性割合／男女の役割分担意識／社会通念・慣習などにおける男女平等感／子ども会役員における男性の割合／男女有業者の週平均生活時間／消防団員における女性割合／自治会役員における女性割合	
	テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	42
	〔鳥取県男女共同参画推進企業〕認定状況の推移／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況／職場における男女平等感／年齢階級別労働力率／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／雇用形態別雇用者数の推移／一般労働者の月間所定給与内給与／短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与／「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／選任委員に占める女性農業委員の割合／農業協同組合における女性割合の推移／家族経営協定の締結状況／女性起業組織の推移	
	テーマC 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	50
	一般民間企業における障がい者雇用率の推移／65歳以上の要介護等認定者数／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間収入／ひとり親世帯の世帯構成／ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／DV相談件数、一時保護数の推移／「デートDV」という言葉の認知度／ストーカーの被害経験／性犯罪の認知件数（被害者の性別）／男女共同参画センターにおける男性相談の推移／母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／がん検診受診率の推移	

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標		施策の基本的方向
1	自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2	男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3	男性や子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4	地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の推進

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標		施策の基本的方向
5	男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7	農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
8	男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10	生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

I 平成25年度の主な事業、取り組み

〔1〕女性パワーによる男女共同参画の推進

【関西広域で考える男女共同参画フォーラム】

生活面や経済面で繋がり深い関西エリアの男女共同参画団体の取組や府県等の取組、課題等について意見交換するフォーラムを初めて開催しました。

今回のフォーラムは、県内の男女共同参画団体やNPO等の計29団体が実行委員会に参画し、民間の力で企画・立案・実施され、県内の団体間のネットワークが広がるとともに、関西エリアの団体との新たなネットワークづくりを進める大きな一歩となりました。

- 日時：平成26年1月17日(金)、18日(土)
- 場所：倉吉未来中心 小ホールほか
- 参加者：延べ1,100人



■内容

<1月17日(金)>

●オープニング

●基調講演「長寿・少子社会を支える女性パワー・シニアパワー」

樋口恵子 氏(NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事長)

●分科会

第1分科会:医療・福祉

第2分科会:防災・環境保全

第3分科会:観光・文化振興・産業振興

<1月18日(土)>

●鼎談「人口激減社会での地域の活性化を考える」

鼎談者 平井伸治 氏(鳥取県知事)

秋山喜久 氏(関西広域連合協議会会長、元関西電力株式会社社長)

笠松和市 氏(株式会社もくさん社長、前上勝町長)

コーディネーター 樋口恵子 氏



〔2〕子育て施策の更なる充実

【子育て同盟発足】

人口減少・少子化に歯止めをかけるため、子育て支援施策に意欲的に取り組む自治体が、平成25年4月9日に「子育て同盟」を発足しました。情報交換や応報発信を行うことによって、全国的な機運醸成を図るとともに、協働事業に取り組んでいます。



同盟県（宮城県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県）
（10県でスタート）

子育て同盟発足式後、森まさこ女性活力・子育て支援担当大臣を表敬訪問

○活動内容

平成25年

4月 9日 安倍晋三総理大臣、森まさこ女性活力・子育て支援担当大臣、田村憲久厚生労働大臣との意見交換を行いました。

7月28日 子育て同盟サミット in とっとり(米子市)
子育て同盟10県知事が鳥取の地に集結し、地方・現場の立場から、少子化対策・子育て支援策について語り、子育てを基軸に国を変えていくための声明を発表しました。

8月 8日 国・与党への緊急提言



子育て同盟サミット in とっとり(米子市)

○共同事業の実施

- ①子育て同盟独自サイト「はぐくみ支援ポータルサイト」の共同運営
- ②子育て応援企業の表彰制度の創設
- ③共同啓発事業 「子育て」や「出会い」などを啓発推進する日の設定とそれに伴うキャンペーンの実施
- ④子育て支援に関する共同調査チームの設置

【お父さんのための子育て応援手帳の制作】

近く父親になる男性に対して、具体的な子育てのノウハウや育児関連情報等を盛り込んだ「お父さんのための子育て応援手帳」を作成しました。

子育てを経験している先輩パパ、ママからのアドバイスを盛り込み、妊娠・出産～小学校就学前まで、子どもの成長過程に合わせたページ構成で、お父さんの育児参加をわかりやすくサポートする1冊です。

母子健康手帳交付時に併せて市町村窓口で配布しています。電子版は県のホームページ「とっとりネット」で公開しています。

URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/227896.htm>

※スマートフォン用アプリについては、Googleplay、Appstore で無料配信しています。



〔3〕 あいサポート運動の広がり

【あいサポート運動】とは

あいサポート運動は、多くの方々に、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民のみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。

平成23年3月からは、島根県とともに「山陰発」の取り組みとして連携を開始し、更に、同年12月には広島県、平成25年7月には長野県、同年8月には奈良県と「あいサポート運動の共同推進に関する協定」の調印を行い、現在、この5県で共同して「あいサポート運動」を推進しています。

【あいサポーター】とは

あいサポート運動を実践していく方々を、「あいサポーター」と呼びます。多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、誰でもなることができます。（特別な技術の習得は不要）

〈あいサポーターの役割〉

- 障がいの特性、障がいのある者への必要な配慮等の理解に努めること。
- 障がいのある者が困っている時に、「ちょっとした手助け」を行うこと。
- あいサポートバッジを着用し、障がいのある者が気軽に手助けを求められるように配慮すること。
- あいサポート運動を周知すること。



あいサポーター研修の様子

【あいサポート企業・団体】とは

誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指し、「あいサポーター」の普及等に積極的に取り組んでいる企業、団体等です。職員を対象とした「あいサポーター研修」等に積極的に取り組んでいただけの企業・団体を、「あいサポート企業・団体」として認定しており平成22年1月8日に創設されました。

広島県と連携(H23.12.11)



島根県と連携(H23.3.14)



★鳥取県 H21.11.28 開始!



奈良県と連携(H25.8.6)



長野県と連携(H25.7.1)

【あいサポーター数】

- ◎ 211,584 人
- 鳥取県 46,587 人
- 島根県 17,014 人
- 広島県 130,635 人
- 長野県 13,944 人
- 奈良県 3,404 人

【あいサポート企業・団体認定数】

- ◎ 722 企業・団体

【あいサポーター研修実施回数】

- ◎ 1,635 回

(平成26年5月末現在)

〔4〕全国初！手話言語条例の制定

平成25年10月8日、平成25年9月定例鳥取県議会において、「鳥取県手話言語条例」が可決・成立し、同月11日より公布・施行されました。

鳥取県手話言語条例は、手話を言語と位置付けた上で、手話の普及などを図る全国初の条例です。

【手話言語条例の意義】

鳥取県では、障がい者への理解と共生を掲げるあいサポート運動を進めています。

条例ではろう者が情報を入手したり意思疎通しやすくなるよう、手話を普及させることを県や市町村の責務とし、県民の役割としています。

また、言語としてろう者が受け継いできた手話を皆が尊重し、手話がろう者と聞こえる者の心をつなぐ架け橋となって、ろう者の人権が尊重され、互いに理解し共生する社会を築くことを制定の理由として掲げています。

【条例の掲げる理念など】

条例では、手話について次のことを掲げています。

- 手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現するものであること
- ろう者は手話を音声言語の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っていること
- 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であること
- 手話は、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであること

このことから、手話の普及はろう者と聞こえる者が相互の違いを認識し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行うことを、基本理念としています。

【条例制定までの取組】

平成25年1月に鳥取県ろうあ団体連合会、全日本ろうあ連盟から手話言語条例制定の要望を受けて、4月から日本財団の支援を得て研究会が発足しました。研究会にはろう者や手話通訳者はもちろん、商工団体の代表やあいサポーターも参加し、計4回の議論を経て、8月に報告書がまとめられました。



鳥取県手話言語条例(仮称)研究会の様子

【県の取組】

条例の制定を受け、県では次の取組などを実施して手話の普及を進めます。

①ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

携帯型のタブレット端末を活用し遠隔地にいる手話通訳者による通訳事業を試験的に実施します。

②学校教育への支援

全ての児童・生徒が手話を学習し、ろう者への理解が進むように手話の学習教材を作成し、学校での手話の普及を進めます。

※ 鳥取県手話言語条例の詳細はこちら >>> <http://www.pref.tottori.lg.jp/222957.htm>

〔5〕医療現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

【鳥取大学医学部附属病院「エンパワーメント大賞奨励賞受賞」】

鳥取大学医学部附属病院が、第1回エンパワーメント大賞(主催:公益財団法人日本生産性本部「ワーキングウーマン・パワーアップ会議」)の奨励賞を受賞しました。エンパワーメント大賞は、幅広い視点から、女性の活躍推進・生産性向上を目指し、独自性ある創意工夫された、他の範となる優れた取り組みを表彰する、今年新たに設けられた賞です。

《評価された取り組み》

- 全職員の「働きやすさ」を支援するためのワークライフバランス支援センター設立
- 全職種にわたるメンターを養成し「メンター制度」を構築
- 育児・介護の相談に特化した「面談パートナー」の新設
- ひとり親家庭の職員が働きやすい環境を職場として支援

《附属病院と支援センターの主な取組》

【啓発活動】

一人一人の意識改革と多様性を受け入れる組織づくり

- ・男女共同参画週間講演会 ・ワークライフバランス勉強会
- ・イクメン塾 ・女性医師を妻に持つ夫の会
- ・職員のための健康講座
- ・くるみん認定(子育てサポート企業/厚生労働省)
- ・ホームページ、院内誌「Tomorrow 通信」による情報提供



【働きやすさ支援】

個人も組織もハッピーに

- ・夕食持ち帰りサービス
- ・とりだいワークライフ手帳(職員サービスのための知って得する院内情報手帳)
- ・職場環境の整備(医師当直室、スタッフ休憩所の整備・改修)

働きやすさ実現のための6つの柱



【キャリア支援】

スキルアップとモチベーションアップのために

- ・語学教室(英会話、ハングル教室の開催)
- ・医師キャリア継続プログラム
- ・鳥取県医師奮起支援システム(鳥取県と連携し、育児・介護等による休職から県内医療機関への復職を希望する医師を対象に相談窓口として活動)

【モニタリング】

一人一人の声を大事に

- ・全職員を対象に職務満足度調査や仕事の継続に関する意識調査を実施
- ・職場環境の整備

【子育て・介護両立サポート】

多様性推進、働き方の見直し

- ・院内保育所の24時間開所
- 「すぎのこ保育所」



- ・病児保育 ・面談パートナー
- ・休業中職員への情報提供
- ・仕事と育児の両立応援補助事業

【メンタルヘルスサポート】

メンタル不調の予防、組織の活性化

- ・メンター制度
- ・各種相談窓口

〔6〕 特定不妊治療費助成金制度の充実

子どもを欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不妊に悩み治療を受けようにも1回の治療費が高額であり、その経済的負担が大きいことから十分な治療を受けることが出来ず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくありません。

鳥取県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成していますが、平成25年7月より助成内容を拡充し、7月申請分から助成回数の制限をなくしました。

【改正の趣旨】

国の助成制度には年度ごとの助成回数制限があるため、その回数を超えて治療を受けたくても、治療費が高額で、経済的な負担が大きく、治療を受けられない方があります。そのため、適切な時期に必要な治療を受けられない場合があり、このような現状が改善されるよう、特定不妊治療費助成の上限回数を撤廃し、国基準の対象となる回数を超えた治療について、単県の助成を始めました。

【改正内容】

●助成回数

- ・現行(国基準)・・・初年度3回、2年目以降各上限2回、通算5年で上限回数10回
- ↓
- ・改正後……………助成上限回数を撤廃し、国基準の対象となる回数を超えた治療については回数制限なく単県で助成。(通算5年)

	現 行 (国基準)	改正後	
		国基準	単県
1年目	上限 3回	上限 3回	回数制限なし
2年目	上限 各2回／年	上限 各2回／年	
3年目			
4年目			
5年目			
合 計	上限 10回	回数制限なし	

●助成額

- ・国基準の場合
 - 採卵を伴う治療の場合……………上限 175,000 円／回(うち単県上乘せ 25,000 円)
 - 採卵を伴わない治療の場合……………上限 87,500 円／回(うち単県上乘せ 12,500 円)
- ・国基準の上限回数を超えた治療の場合(新規・単県)……………上限 78,000 円／回(すべて単県)

〔7〕 全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

都道府県議会議員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	20.0
2	滋賀県	15.2
3	福島県	13.8
3	京都府	13.8
5	秋田県	13.6
5	兵庫県	13.6
5	奈良県	13.6
8	神奈川県	13.5
9	沖縄県	12.5
10	鳥取県	11.4

市区議会議員に占める女性の割合
(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	25.8
2	埼玉県	20.9
3	神奈川県	20.2
4	大阪府	19.6
5	京都府	18.4
6	千葉県	16.2
7	鳥取県	16.0
8	長野県	15.8
9	滋賀県	15.2
10	北海道	15.0

町村議会議員に占める女性の割合
(都道府県)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	神奈川県	22.9
2	埼玉県	17.8
3	大阪府	16.9
4	京都府	14.0
5	滋賀県	11.7
6	長野県	11.5
6	鳥取県	11.5
8	山口県	11.3
9	兵庫県	11.2
10	愛知県	11.1

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	15.2
2	鳥取県	11.5
3	香川県	9.1
4	神奈川県	8.6
5	富山県	8.3
5	高知県	8.3
7	新潟県	8.2
8	京都府	8.0
9	岡山県	7.5
10	島根県	7.4

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	43.9
2	鳥取県	43.2
3	岡山県	35.6
4	新潟県	34.6
5	宮崎県	34.2
6	福島県	34.0
7	静岡県	33.9
8	佐賀県	33.2
9	鹿児島県	32.5
10	香川県	32.4

市区町村の審議会等委員に占める女性の割合
(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	29.5
2	滋賀県	28.3
3	神奈川県	28.1
4	大阪府	27.8
4	山口県	27.8
6	福岡県	27.7
7	石川県	27.4
8	埼玉県	27.0
8	福井県	27.0
10	沖縄県	26.8

管理職(会社役員、管理的公務員等)に占める女性の割合(都道府県別)

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	17.7
2	高知県	16.7
3	熊本県	16.5
4	東京都	16.4
5	青森県	16.2
6	長崎県	15.7
7	京都府	15.6
8	鳥取県	15.5
8	福岡県	15.5
10	山口県	15.2

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	40.0
2	佐賀県	29.9
3	新潟県	25.7
4	島根県	25.4
5	徳島県	20.8
6	青森県	19.0
7	神奈川県	14.8
8	富山県	14.1
9	滋賀県	13.6
10	岡山県	13.0

資料: 全国女性の参画マップ(内閣府男女共同参画局 平成25年12月作成)

II 男女共同参画施策の実施状況

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

●重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

(1)議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	白書180部、マップ250部	県及び各市町村における男女共同参画の推進状況についてとりまとめ公表した。	次期予算要求につなげるため、進捗状況の取りまとめ時期を早める。	男女共同参画白書及びマップを作成し公表する。	男女共同参画推進課
県の機関における男女共同参画に関する職員研修実施の促進	・県機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう、働きかけ及び開催支援	ホームページ、チラシ等により出前講座の広報を行った。4カ所まで6回の出前講座を実施した。	男女共同参画について広く普及啓発することができた。	実施回数が昨年度より少ない。広く広報する必要がある。	ホームページ・チラシ等により広報活動する。	男女共同参画センター
男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	・登録者数:110人(よりん彩ホームページで公開) ・センター及び関連団体の主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図った	審議会の委員や講座の講師について照会が寄せられ、適任の講師等を紹介している。	人材バンクの一層の周知、バンク登録者のスキルアップにつながる支援が必要。	広報紙やHPなどにおいて制度や講師の紹介	男女共同参画センター
県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施 ・管理職総数に占める女性管理職員の割合:12.1%(H26.4.1現在、知事部局)	職員総数に占める女性の割合(現業職を除く)は、27.7%であり、更に女性幹部登用を推進していく必要がある。	平成26年度も、引き続き性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施	人事企画課
		能力や実績に応じて女性管理職員の積極的な登用を行うよう、人事異動において個別に配慮している。	管理職総数に占める女性管理職員の割合:本庁7.4%、地方機関37.9%(H26.4.1現在)	女性職員の採用や登用に、継続的に取り組んでいく必要がある。	能力や実績に応じて女性管理職員の積極的な登用を行うよう、人事異動において個別に配慮していく。	教育総務課
議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	託児利用:0人	なし	希望する人に託児サービスを実施しているという情報が届くよう、より積極的に広報を行う必要がある。	・託児サービスの実施 ・託児サービスを実施していることの広報	議会事務局

(2)企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
企業経営者等に対する啓発	・企業経営者等を対象とした人権セミナーの開催	企業関係者等を対象とした研修会を2回開催し、人権を尊重した取組や組織の社会的責任(CSR)に関する講演を実施。	参加者アンケート高評価「大変満足」「まあ満足」と回答した人の割合 東部会場:全体の94.4% 西部会場:全体の83.0%	研修参加者の減少	研修会の内容をより精査し、引き続き、企業関係者等を対象とした研修会を2回開催する。	人権・同和对策課
男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・企業の取組事例の収集及び紹介	男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介し、県内企業へ男女共同参画の普及を図った。	新規11社を認定し、認定企業数が485社となった。また、195社が更新し、認定企業として引き続き取り組みを継続。	認定数が伸び悩んでおり、未認定の企業に対する働きかけ、認定後のフォローを行う必要がある。	・企業開拓、認定後のフォローアップのための男女共同参画推進サポーターの配置 ・認定企業支援として、就業規則等の整備を促進するため、社会保険労務士の派遣	男女共同参画推進課
働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	女性の働く意欲向上・キャリアアップを応援するセミナーを開催 ・働く女性キャリアアップ応援セミナー ・働きたい女性の再チャレンジ応援セミナー ・フォローアップセミナー	参加者の評価は高く、意欲向上、気づき等につながった。	参加された方から継続開催を求める声もあり、より多くの方に情報を伝えるための工夫が必要。	認定企業等の女性従業員を対象としたキャリアアップセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援をテーマとして女性向けセミナーを開催する。	男女共同参画推進課
多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・企業、団体等と連携した講座の開催支援	・センター職員による出前講座:57回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:4企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:12回、研修支援講座11回、若者企画講座1回)	・共同参画時代の自分磨きセミナーの実施により男女共同参画への理解者の裾野拡大を図った。 ・活動支援事業に申請された団体への連携・支援を行い、申請団体の人材育成等に寄与することができた。 ・自分磨きセミナーの参加者アンケートでは、「大変満足」、「まあ満足」と回答した人が、平均95%と高かった。	対象者の参加を促すため広報活動等の検討が必要。	自分磨きセミナー3企画、男性の家庭進出プロジェクト事業4企画	男女共同参画センター
人材育成講座の開催	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	男女共同参画人材育成協働事業を団体に委託し、4団体(4企画)が実施。	4企画で延べ339人の参加を得て実施し、参加者同士の今後の交流やネットワークづくりにつながった。	実施団体(関係者)が固定化する傾向にあり、幅広い団体の参画を進める必要がある。	男女共同参画推進人材育成協働事業の実施(6企画程度)	男女共同参画センター
マネジメント及びマーケティング研修の開催	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	・研修受講者数:0名(累計23名) ・メルマガによる広報:約600宛先に配信 ・経営革新企業への広報:約220宛先に郵送 ・中央会会員企業への広報:事務局を経由した広報	今年度、新たに1人が受講し、研修受講者は累計23名となり、中堅リーダーの意識向上に繋がった。	・同一企業の別の従業員が、受講していることも多く、これまで受講されていない企業への研修のPR。	・研修をPR、受講していたが、中堅リーダーの意識向上を繋げる。	雇用人材総室

(3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関(大学等)における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	私立学校に係る学校法人校長の女性の割合を確認。	女性校長の割合 ・私立学校(中・高・専修):校長26校中1校(3.8%) ・高等教育機関(大学:短大・高専):学長4校中0校(0%)	今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけを行っている。	今後も、学校訪問、学校法人調査等で働きかけを行っている。	教育・学術振興課
		私立幼稚園では、H26.4.1現在で全27園のうち、19園が女性園長である。	-	-	-	子育て応援課
医師・看護職員の勤務環境改善	・医師の過重な労働の緩和 ・女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことができる職場環境づくりの支援 ・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を鳥取大学(医学部ワークライフバランス支援センター)に委託して実施した。(25年度実績:女性医師の会、イクメン塾の実施、ワークライフバランスの取組の情報発信)	男女共同参画やキャリア継続についての意識改革を図ることができた。	女性医師の離職防止及び復職支援等を推進するためには、引き続き、女性医師の就業しやすい環境を整備する必要がある。	医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を、引き続き鳥取大学(医学部ワークライフバランス支援センター)に委託して実施する。	医療政策課
		医療現場における女性医師の就業環境を整備する医療機関に対して補助した。(女性医師就業環境整備事業:H25は3病院で女性用シャワー室、トイレ、休憩室等を整備。)	女性医師の就業しやすい環境の整備が進んだ。	引き続き、女性医師の就業しやすい環境を整備する必要がある。	医療現場における女性医師の就業環境を整備する医療機関に対して補助する。	
		看護職のワークライフバランス推進ワークショップ事業を実施する看護協会へ補助した。(ワークショップにH24から4病院、H25から4病院、1福祉施設が新たに参加。)	参加した病院施設内の労働環境の調査分析により、離職の原因、不満の要因等に対する取組を行い、業務改善を行うことができた。	病院全体の職場環境改善の普及。	看護職のワークライフバランス推進ワークショップ事業を実施する看護協会へ補助する。	
		看護協会への委託により、就業支援コーディネーターを配置し、未就業看護職員の再就業支援等を行った。(看護職員就業支援事業:H25再就業支援受講者52名)	再就業支援受講者のうち、9名が再就業できた。	引き続き、潜在看護師の掘り起こしから再就業までの支援が必要。	看護協会への委託により、就業支援コーディネーターを配置し、未就業看護職員の再就業支援等を行う。	
		・病院内保育所を整備する病院等事業者へ補助 ・病院内保育所を設置する病院等事業者へ運営費補助	・県立中央病院 院内保育所拡張(定員15人→50人) ・11病院	引き続き、子供を持つ医療関係者が就業しやすい環境とする必要がある。	子育て中の医師・看護職員が安心して働くことができるよう、勤務環境改善のための病院内保育所の運営費に対し補助を行う。	
医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営)	職場内に保育施設があり、また、土・日・祝日でも対応する利便性等から、育児中の交替制勤務職員の育児と仕事の両立に役立っていると考えている。	運営委託業者と利用者(職員)との意思疎通を図りながら、さらに利用しやすい環境を整備し維持すること。	H25年度と同様(総合療育センター内において院内保育所を運営(業者委託による運営))	総合療育センター
		新人へのGW期間中の休暇取得促進、リフレッシュのための休暇(5日連続程度)の取得促進、55歳以上の夜勤軽減と配属部署の希望調査、育児休業者への院内研修の参加呼びかけ等を実施	25年度の看護師の定年前離職者は、前年度に比較し、3人減(40→37)であった。	これまでの施策の継続に合わせ、夜勤の負担軽減のために必要とする職員数の確保が必要。	これまでの施策の継続に合わせ、採用試験を通じて必要とする人材を確保する。	病院局

●重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	各学校において、家庭科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動などで男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、教育活動全体を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても発達段階に応じて学習を実施。また、キャリア教育を通じ個性を生かした進路指導を実施。	・各学校において男女平等の考え方、規範意識、命の大切さ等に係る指導の充実が図られた。 ・各学校においてボランティア活動、勤労奉仕活動、職場体験等の活動を通じ個性を生かした進路指導の充実が図られた。	・地域や社会の情勢を踏まえた指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実 ・道徳教育における教員の指導力向上	・道徳教育指導力向上研修へ教員派遣 ・道徳教育実践研究事業の実施 ・指導主事による各校への指導助言	小中学校課
		・各特別支援学校においては、児童生徒の障がいの実態に応じ、全教育活動において人権教育を推進し、男女平等観の育成に努めた。 ・特別支援学校卒業生の就労を促進、進路指導を充実をねらいとし、ジョブコーチ研修へ特別支援学校教員を4名派遣した。 ・就労促進に向けた進路指導の充実に向けた県外視察研修を行った。	・助産師等の外部講師招聘による生命の尊さを守り育む学習を実施するなど、各学校において人権教育計画に基づく学習を計画的に実施した。 ・研修によって得た知見を進路指導や職業教育に活用した。 ・障がい者の就労促進に向けた鳥取県特別支援学校技能検定の実施準備をすることができた。	・生命の尊さを守り育む学習を継続するとともに、性に関する指導の充実を図り、一人一人の職業的・社会的自立につなげることが必要である。 ・研修により得られた就労支援の専門的な知識技能を活用した教育活動の充実を図る。 ・企業への啓発だけでなく、生徒の働く意欲、働く力(知識、技能、態度等)を最大限育成する教育が重要である。	・各学校における人権教育の推進と性に関する指導の充実 ・ジョブコーチ研修への教員派遣 ・鳥取県特別支援学校技能検定の開発及び実施。	特別支援教育課
男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	・事例集の活用…人権教育主任研究協議会で事例集の活用方法を説明 ・教職員研修…新任教職員研修の一部に盛り込み、研修を実施	・研究協議会は全校種から234名が参加 ・新任教職員研修には186名が参加	人権教育の分野は多岐に渡るため、必ず活用があるとは限らないが、引き続き活用の促進を促していく必要がある。	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進 ・教職員研修の実施支援	人権教育課
		教科「家庭」「公民」「保健体育」において、教科目標に基づき、男女が協力した社会づくりに関する指導を実施	生徒の男女共同参画に対する意識を高めることができた。	継続的な男女共同参画意識の育成	「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成	高等学校課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
特定の分野に偏らない進路指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う	多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう各学校で特色ある教育活動を展開	進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じたきめ細かな指導を行い、性別による固定的な観念にとらわれない進路指導ができた。	固定的な観念にとらわれない進路指導の継続。	進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導の実施	高等学校課

(2)家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 ・人権ラブラの運営(図書・啓発ビデオ等の選定・貸し出し) ・交流スペースの運営(イベント、人権学習空会等の開催) ・来館者数:4,118人 ・図書等貸出:2,079件、小イベント:28回	図書等の貸出期間の延長、公民館等への学習会等の周知、イベント開催回数の増加等により、利用者数が徐々に増えている。(H24年度3,981人⇒H25年度4,118人)	利用者は徐々に増えているが、若年層の利用が少ない。若年層を対象とした人権学習会、インターネットを活用した広報等を積極的に行うことが必要。またパネル展やイベント実施、貸出図書等の充実を図っていく必要がある。	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	人権・同和対策課
(公社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	人権問題調査研究の専門機関である(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行い、人権啓発推進員養成・実践講座の開催や人権啓発事業等を実施した。	各種研修会等を開催し、人権啓発を推進できた。	引き続き、効果的な人権啓発を推進していく。	引き続き、(公社)鳥取県人権文化センターに対し、運営費助成(会費の負担)を行う。	人権・同和対策課
県民との協働による人権啓発	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムや演劇等と講演等の組み合わせの開催を委託	県民の人権に関する自発的な取組を公募し、民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して、人権啓発を推進した。(4事業を実施)	実施した4事業に、計約580人が参加して、様々な人権課題について認識を深めることができた。	・応募数が減少傾向にある。 ・若い世代に対する啓発が必要。	・県民の人権に関する自発的な取組を公募し民間団体と行政で構成する実行委員会に委託して人権啓発を推進する。 ・新たに学生が主体の団体を対象に人権啓発イベントを公募委託して、同年代の若者に対する人権啓発活動を実施する。	人権・同和対策課
人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	・ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行った。 ・ユニバーサルデザイン推進啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。	・様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。 ・多くの県民に啓発することにより、ユニバーサルデザインについて理解が深まった。	・ラジオ番組について、より多くの方に啓発できるよう工夫が必要。 ・ユニバーサルデザインの理解が促進され、実践につながるよう一層の啓発の取組が必要。	・引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。 ・啓発パネル展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図る。	人権・同和対策課
男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対する支援	・より多彩な活動支援事業では、公開講座12事業、修学支援講座11事業、若者企画講座1企画を実施した。	・昨年度より開催回数は減少しているが、一定数の開催はされており男女共同参画団体への支援が継続できている。昨年度はなかった若者企画講座が開催され若者への意識啓発につながった。	・第3次計画の内容にさらに沿った研修内容とするために申請者との意思疎通を図る。	・より多彩な活動支援事業において、公開講座、研修支援講座、若者企画講座、調査研究等事業を募集し、補助する。	男女共同参画センター
【再掲】多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・共同参画時代の自分磨きセミナーによる啓発	・センター職員による出前講座:57回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託:4企画 ・活動支援事業による支援(公開講座:12回、研修支援講座11回、若者企画講座1回)	・自分磨きセミナーの市町村連携を図り、2町の後援をいただき町立施設で実施した。	・市町村を含めて多様な団体と連携していく必要がある。	・自分磨きセミナー3企画。男性の家庭進出プロジェクト事業4企画。学びのサロンにより市町村担当者との連携を図る。	男女共同参画センター
生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催	・全10講座・申込者796名、のべ2,327名が受講	・全10講座のうち、坂東真理子氏の公開講座(申込み不要)は一般参加が262名あったほか、女性が高い関心を持つ講師の講座にも従来より若い層の参加が見られるなど幅広い参加が得られた。	・受講者の学習意欲向上に向けて、魅力あるプログラム構成の検討が必要 ・受講者は高齢者が多いため、若い層にも広がるような工夫が必要	・全10講座を開催	社会教育課
家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援する。 ・「子育てで親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す。 ・家庭教育啓発を行うための広報の充実	・家庭教育や子育ての分野において専門的知識や経験を有する家庭教育アドバイザーを講演講師として派遣。 ・「子育てで親育ちプログラム」を活用した参加型研修会の進捗であるファシリテータを派遣。 ・家庭教育の重要性について、新聞広告やパンフレット等を活用して広報	・予定件数以上に派遣依頼があり、家庭教育に関する理解や意識の向上につながった。 ・参加型研修会を実施した団体では、保護者同士が楽しく交流しながら学び合うことができ、満足度も高かった。	・参加型研修会を進めるための「子育てで親育ちプログラム」が、現場の先生方に十分周知、理解されていない。 ・支援を届けたい家庭、研修会等に参加してほしい家庭への有効なアプローチ	・家庭教育アドバイザー(年間予定30件)、ファミリーータ(年間予定60件)の派遣。 ・新聞広告、情報誌、啓発グッズ等による広報	小中学校課
社会教育主事の養成	・社会教育について専門性の高い人材の養成	・社会教育主事講習B(H26.1.22~2.28)を県内で受講できるようにし、教育関係者の社会教育主事資格取得を支援。	平成25年度受講生:14名	受講する市町村に偏りがあり、幅広い参加を呼びかける必要がある。	継続して社会教育主事講習Bを県内で受講できるようにし、教育関係者の社会教育主事資格取得を支援。	社会教育課
生涯学習情報の提供	・インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の発行(年6回)による情報発信 ・生涯学習情報提供サイト「県民学習ネット」による情報発信	大学や市町村、県機関主催の講座を「とっとり県民カレッジ連携講座」として情報発信しており、講座数が増加することで学習機会の増加を図っている。 H24:133機関1,176講座→H25:153機関1,314講座	現在の情報受信者(利用者)は高齢者が多く、若い層への働きかけが可能な工夫が必要(発信する情報の内容、情報の見せ方)	・生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の発行(年6回)による情報発信 ・生涯学習情報提供サイト「県民学習ネット」による情報発信	社会教育課 各教育局

(3)男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	市町村担当課長会議の開催。未制定の町には、状況把握、働きかけを行った。	・条例制定済 18市町村 ・計画策定済 全市町村	定期的な働きかけ、状況把握が必要。	未制定町への状況確認及び働きかけを継続的に進めていく。	男女共同参画推進課
【再掲】男女共同参画社会づくりの推進	・男女共同参画白書及びマップの作成、公表	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸出、情報誌の作成、配布	・自分磨きセミナー7講座、人材育成講座9講座、よりん彩活動支援事業24件、出前講座57回等による啓発活動を実施。 ・図書、DVD等貸出実績4,834点 ・広報紙「よりん彩」年3回発行	広報紙「よりん彩」で、DV防止や自治会への女性の参画を特集した。出前講座等での啓発資料としても利用できるため効果的であった。	「男女共同参画」そのものの認知度が高くないため、啓発活動の更なる充実が必要。	自分磨きセミナー、男性の家事進出プロジェクト、人材育成講座等を企画・開催するとともに、啓発資料や図書の利用を推進するため、大学等の教育機関、市町村立図書館等へ資料提供を行い、団体貸出等の活用促進を図る。	男女共同参画センター
【再掲】人材育成講座の開催	・男女共同参画の理解者の層拡大を図るため様々なテーマの講座を開催	・センター職員による出前講座：57回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託：4企画 ・活動支援事業による支援（公開講座：12回、研修支援講座11回、若者企画講座1回）	委託事業の受講者や補助団体の人材育成等に寄与することができた。	男性対象のセミナーでは、広報に努力したが参加者が依然として少ない。企業や団体との連携をさらに進める必要がある。	自分磨きセミナー3企画、男性の家庭進出プロジェクト事業4企画	男女共同参画センター
男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	〔日野郡男女共同参画連絡会への参画〕 ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画(事務局：江府町社会教育課) ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力	・連絡会により、会員相互の情報交換・連携を図った。 ・研修会、広報誌は男女共同参画の意識向上を図る有益なツールとして活用された。	連絡会実施事業は、よりん彩などの補助金に大きく依存しており、継続した事業実施のためには安定した財源確保が必要。	・引き続き、連絡会に構成員として参画 ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力	日野振興センター 日野振興局

(4)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書類指定審査会の開催	・健全育成協力員が適宜調査を実施。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し有害図書類を指定。 ・青少年健全育成条例の規定により深夜営業店舗のカラオケボックス店の実態調査を実施。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、本年度は26冊の有害図書類の個別指定を行った。	図書類自動販売機の設置台数完全ゼロ化を維持し、青少年を取り巻く環境整備が図られている。	今後も青少年を取り巻く環境の変化に対応した青少年健全育成条例の改正を行い、効果的に運用していくことが必要	・青少年を取り巻くインターネット環境の変化に対応するため青少年健全育成条例を改正し、ヘアレンタルコントロール(※青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置)等の重要性を保護者に啓発していくとともに、事業者に対しても啓発の協力をお願いする。 ・健全育成協力員による有害情報・図書類の販売実態の調査、報告 ・有害図書類指定審査会の開催	青少年・家庭課
メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「高校生フォーラム」の開催 ・子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者等への啓発活動の実施	・高校生フォーラム(H26.2.7)を開催 参加者150名 ・ケータイ・インターネット教育啓発の無料講師派遣246件	・高校生自らがケータイ・インターネットとの関わり方について考えることができた。 ・無料派遣の件数が大幅に増えた。(参考H25年度150件)	若い保護者及び乳幼児期の子どもの、電子メディアを過度に利用することにより、電子メディア依存が進むことが懸念される。	・講師無料派遣の継続(特に保護者対象に力を入れる)。 ・若い保護者を対象とした啓発事業「電子メディアとの付き合い方フォーラム」の実施。	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実	・各特別支援学校にタブレット端末を導入するとともに、先進県及び専門機関講師による教職員を対象とした研修を実施するなどして、タブレット端末の諸機能や学習支援アプリ等を活用した生徒の学習支援に取り組んだ。 ・学校で、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のあらゆる場面で情報活用能力の育成を図っている。同時に保護者に対しても情報モラル関連内容について学習機会の拡大や情報提供に努めている。 ・各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力を育成 ・大学教員等の外部の専門家を招き、学習機会の拡大や情報提供に努力(例) ・新聞を教材として活用するNIEの取組 ・国政選挙を活用した模擬投票の取組	生徒の障がい状況に応じて、タブレット端末の機能や学習用アプリを活用することで、生徒の学習意欲を引き出すことに成功している事例が増えてきており、タブレット端末の有効性を確認することができている。 ・授業におけるICT活用が充実。 ・授業における言語活動の充実が図られ、情報収集、思考、判断、発表等のプロセスを通して情報活用能力が児童生徒に育成されている。 ・複数の情報を比較・分析し、自分で意思決定する能力の育成につなげた。	各校が、より有効な活用方法の開発に取り組んでいる状況であり、機器整備及び研修機会を拡充することで、更なる生徒の学習支援効果が期待できる。 ネット社会における情報活用能力のさらなる育成が課題。	・学校における機器活用状況や児童や生徒の個々の実態把握と学習支援に必要な追加整備。 ・教職員のタブレット端末活用能力の更なる向上及び教材作り支援を目的とした研修の実施。 掲示板、サイトへの生徒の書き込みをバナーにするなど、見つかった不適切な書き込み等を学校に情報提供。 ・学校における情報教育の充実 →模擬裁判の取組など →携帯電話やインターネット利用についてのモラルやマナー教育の充実	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課

(5)国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
青少年による国際協力の推進	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	・平成25年度までに262名の鳥取県出身者が参加 ・現在10名(男4、女6)の隊員を派遣中	・参加隊員は職場や地域において自らの体験を活かした活動を積極的に地域に貢献している。 ・また、OV会へ参加し事業の広報や新規隊員の掘り起こしにも尽力している。(※OV・・・JICAシニア海外ボランティア経験者)	・隊員応募者が減少傾向にあり、これまで以上に普及啓発活動に工夫が必要。 ・隊員の活動後の就職をはじめとして各種支援が課題。 (※企業や民間団体による構成される鳥取県協力隊を育てる会が隊員の活動後の就職等の支援活動等を行っている。)	・青年海外協力隊鳥取県OV会への助成 ・OV会が実施する協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」や普及広報活動(活動冊子の作成)に対し助成している。	交流推進課
北東アジア女性指導者交流	・北東アジア女性指導者交流会の開催、参加	平成26年度開催に向け関係国に対し、実施の意向を確認した。	なし	引き続き交流の継続のため、関係国へ働きかけていく必要。	関係国の状況確認	男女共同参画推進課

●重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

(1)男性にとっての男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画センターによる普及啓発	・男性向け講座による意識啓発 ・企業の社内研修への出前講座	・講座への男性の参加者増加のための広報及び参加案内を行った。 ・企業、経済団体等への出前講座に8回出向き、男女共同参画に係る啓発を進めた。 ・自分磨きセミナー特別事業では、男性の家庭生活や地域活動への参画の推進にむけた事業を1講座、委託して実施した。	自分磨きセミナー特別事業では、延べ12名の男性参加者があり、介護の視点で積極的な学びがあった。 自分磨きセミナー直営事業では、男性単身での参加が低調なため夫婦単位で参加できる講座を企画したところ効果があった。	男性対象のセミナーでは、広報に努力したが参加者が依然として少ない。企業や団体との連携をさらに進める必要がある。	男性の家事進出プロジェクト事業の委託。4企画	男女共同参画センター
男性相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	・男性相談者のために男性臨床心理士を配置して、毎月1回、面接・電話相談を行った。	男性臨床心理士により、男性相談者から16件の相談を受け、臨床心理士による専門的な支援を行うことができた。	男性相談者の更なる受け皿の拡充	一般相談において、男性相談員を配置し、男性相談者からの相談に対応。	男女共同参画センター
子育てしやすい企業支援	・父子手帳の制作・配布 ・企業にコーディネーターを派遣し、子育てしやすい職場環境を整備 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	・父子手帳の制作。 ・事業主、管理職及び従業員等への研修等を実施し、WLBや子育てへの理解・必要性について意識啓発を実施。 ・男性従業員に育児休業を取得させた事業主に対して奨励金を支給(男性の育児休業促進奨励金)	・「お父さんのための子育て応援手帳」を制作し、平成26年4月から母子健康手帳交付時に併せて配布。 ・コーディネーターによる経営者及び従業員への仕事と家庭(子育て)の両立についての研修等を実施し、意識改革を行った。 ・男性の育児休業促進奨励金を支給【実績:6件】	・男性の育児休業促進奨励金の支給数も昨年度よりも減少(H23:5件、H24:12件、H25:6件)しており、利用が増えるよう工夫が必要。 ・各個人(父親)が子育ての意識を持っていても、育児しやすい職場環境がなければ、男性の育児参加が進まないため、企業に対して「育児」への理解を図るとともに、就業規則、社内風土の改善などについて重点的にサポートすることが必要。	・常時雇用する男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を新たに取得させた事業主へ奨励金を支給。 ・男女共に働きやすい職場環境を整備するための取組について、商工団体、労働団体等と連絡会議を開催し、情報交換、施策検討等を行う。	子育て応援課

(2)男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 子育てしやすい企業支援	・父子手帳の制作・配布 ・企業にコーディネーターを派遣し、子育てしやすい職場環境を整備 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子育て応援課

(3)子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	各学校において家庭科や総合的な学習の時間、道徳、学級活動などで男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、教育活動全体を通して規範意識や命の大切さ、生き方などについても発達段階に応じて学習を実施。また、キャリア教育を通し個性を生かした進路指導を実施。	・各学校において男女平等の考え方、規範意識、命の大切さ等に係る指導の充実が図られた。 ・各学校においてボランティア活動、勤労奉仕活動、職場体験等の活動を通し個性を生かした進路指導の充実が図られた。	・地域や社会の情勢を踏まえた指導の充実 ・道徳教育のさらなる充実 ・道徳教育における教員の指導力向上	・道徳教育指導力向上研修へ教員派遣 ・道徳教育実践研究事業の実施 ・指導主事による各校への指導助言	小中学校課
	・各特別支援学校においては、児童生徒の障がいの実態に応じ、全教育活動において人権教育を推進し、男女平等感の育成に努めた。	各特別支援学校においては、児童生徒の障がいの実態に応じ、全教育活動において人権教育を推進し、男女平等感の育成に努めた。	助産師等の外部講師招聘による命の尊さを守り育む学習を実施するなど、各学校において人権教育計画に基づく学習を計画的に実施した。	生命の尊さを守り育む学習を継続するとともに、性に関する指導の充実を図り、一人一人の職業的・社会的自立につなげることが必要である。	各学校における人権教育の推進と性に関する指導の充実	特別支援教育課
	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)

(4)子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をととして指導力の向上を図る	・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ(計3名)配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全県立高校で生徒への相談対応を充実 ・定時制高校に非常勤のスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な面からの生徒支援体制を充実	生徒の様々な相談に対応し、生徒及び教職員の心理的負担の軽減を図ることができた。	多様化する相談ニーズへの対応	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの継続配置	高等学校課
児童虐待防止	・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うため関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進	・児童相談所職員のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名)	・児童相談所職員の資質向上が図られた。 ・虐待対応協力員の配置により虐待対応体制が強化された。	・児童相談所職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との連携	・児童虐待防止に携わる職員の資質向上 ・適切な支援を行うため関係機関の連携を強化 ・児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制の推進	青少年・家庭課
子ども電話相談運営費助成	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体への経費助成	子ども電話相談実施団体(チャイルドラインさきのみ)に対し、補助金425,000円を交付。	悩みを抱える子どもが相談できる窓口を確保することにより、子どもたちの心理的負担を軽減。	通話閑散期の7月(小学校等の夏休み期間)に開設数を見直すことによる人件費の節減。	・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体への経費助成	子育て応援課
小児医療費の助成	・中学校卒業までの子どもの医療費の負担軽減を図る	助成対象:入院、通院(中学生卒業まで) 患者負担額 入院:1,200円/日、通院:530円/日	小児の医療費を助成することにより、その者の健康の保持と生活の安定を図り、もってその福祉の増進をすることができる。	小児医療費については、平成23年4月から中学卒業まで対象を拡大したところであり、子育て家庭の医療費に係る経済的負担が大きく軽減しているが、助成金額は増大傾向にある。	引き続き助成を行うことにより、福祉の増進を図る。	子育て応援課
学校支援ボランティアの取組支援	・地域の方がボランティアとなって登下校時の見守り、生活・学習支援など学校支援を行う体制づくりを推進	・学校支援地域本部事業(国事業)、地域で育む学校支援ボランティア事業(単県事業)実施。	・国事業…7市町(29校) ・単県事業…10市町1学校協同組合(114校) H25年度新規10校	・実施校が増えてきているが、ボランティアの活動内容の充実が望まれる。	地域住民等のボランティアが学習支援や部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を実施	小中学校課
放課後子ども教室の推進	・子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助	放課後子ども教室推進事業実施。	・10市町37教室 ・特別支援学校7校	子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、継続した取組が必要。	子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。	小中学校課
家庭教育相談	・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施	・電話やメールにより、子育てや発達等の保護者の悩みに対応した。	・電話やメールによる相談をとおして、保護者の悩みの解決につながった。	・相談件数の減少	・H25年度で終了し、H26年度より教育センターの教育相談事業と統合	社会教育課
学校における性教育・Eイズ教育の充実	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・Eイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	学校における性教育の充実を図るため、教員の指導力の向上を目的とした性教育の実践と評価を中心とした研修を行った。 ・性教育・Eイズ教育研修会:1回 ・性教育指導実践研修会:1回	校内性教育推進委員会の設置率もほぼ100%となり、校内で連携しながら性教育・Eイズ教育に取り組んでいる。	性教育・Eイズ教育研修会については、養護教諭以外の参加者が少ない。	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・Eイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会への派遣	体育保健課
心や性等の健康問題対策事業	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	心や性に関する健康問題に対して、医師・助産師等の専門家を学校へ派遣し、講演や健康相談等を行った。(延べ回数:85回、90.6%の学校で活用)	心や性の専門家を派遣することで、各学校の実態に応じた支援を受けるとともに指導の充実を図ることができた。	専門家派遣活用のための学校における時間の確保が必要。	学校に専門家を派遣し、講演会等を実施	体育保健課
薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教育研修会の開催	薬物乱用防止教育の進め方について理解することをねらいとして、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図るための研修を行った。	研修会を通して、各学校の実態に応じた薬物乱用防止教育の進め方について理解が進んできた。	中学校・高等学校で年1回は薬物乱用防止教室を開催するよう呼びかけているが、時間の確保が難しく、開催が100%に達していない。	薬物乱用防止教育研修会の開催	体育保健課
学校における食育の推進	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中核とした食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	・食に関する指導用教材を作成 ・研修会の開催(食育専門研修、栄養教諭・学校栄養職員研修)	・作成した資料を活用し、食に関する指導を実施した。今後も引き続き活用予定。 ・栄養教諭・学校栄養職員が研修内容を生かし、食育の推進及び給食管理の充実につなげた。	食に関する指導教材の活用充実	・食に関する指導用教材の作成とその活用による食育の推進 ・栄養教諭を中核とした食育の推進を図るため、栄養教諭・学校栄養職員研修を実施	体育保健課

●重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

(1)防災・復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	・女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会等)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を促進 ・女性の消防団活動への参加拡大	女性消防団員が9人増加(H26.1.1時点)	県内の総団員数が減少している中、女性団員が漸増している状況にある。	近年、火災予防や防災教育、応急手当の普及指導等、女性消防団員が地域の安全確保のために果たしている役割は大きく、今後も女性の入団促進を積極的に図っていく必要がある。	引き続き鳥取県女性防火・防災連絡協議会、消防学校における女性団員教育等、女性防火組織の育成強化や、女性消防団員の報酬等を防災・危機管理対策交付金(市町村交付金)の交付対象とする等、市町村の取り組みへの支援を実施する。併せて、消防団を中核とする地域防災力強化モデル事業等を通して、女性が消防団活動に参加しやすい環境づくり(例:託児等)についても検討を進める。	消防防災課

(2)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
非営利公益活動促進	・総合的に支援するセンターの設置：各種相談対応、講座・研修の実施、団体間のネットワーク・連携の促進、団体・活動の情報収集・発信 ・協働推進ガイドラインを改訂し、地域づくり活動に係る内容も加えて、活動者も利用できるガイドラインとして「鳥取力創造ガイドライン(仮称)」を策定	・非営利公益活動を総合的に支援するため、(一財)とっとり県民活動活性化センター(以下「センター」という。)が設立された(H26.1.23) ・地域活動の継続や新たな参加を目指し、『「鳥取力」をみんなでつくり上げるためのガイドライン～はじめの一步～』(以下「ガイドライン」という。)を策定した。	センターとして、随時の相談対応、活動団体のための講座等を実施し、県内のボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動が活性化しつつある。	・センターの周知とともに、より効果的、利便性のあるセンターとするため、県民の意見を丁寧に伺うことが重要。 ・県内外の関係者等と密接なネットワーク体制の構築 ・ガイドラインの周知	・各種相談対応、各種団体の活動基盤強化のための講座等の実施、各団体間や異業種団体とのネットワーク・連携の推進、活動団体の情報発信について、センターに委託。 ・ガイドラインの普及啓発に向け、一般向け他職員研修等において一層の周知を図る。	鳥取力創造課
地域づくりに取り組む団体への支援	・地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者等の取組(環境、子育て、地域交流等)を支援	各種助成金やイベントのホームページ掲載やメールマガジンの配信、広報補助金、鳥取力創造運動支援補助金などの支援を行った。	NPOの基盤の整備や地域づくり活動の促進または機運の醸成につながっている。	補助金を交付して終わりではなく、一定の成果をあげていただくためのフォローアップが必要である。	・平成25年度実施事業を充実し、一部補助事業について中間ふり取りや第三者によるフォローアップのための助言等をいただく機会を設ける。 ・広報補助金及びメールマガジンの配信については、(一財)とっとり県民活動活性化センターに委託。	鳥取力創造課
地域づくりに取り組む女性の人材育成	・男女共同参画の取組が進みにかかった地域での女性のエンパワメントと人材育成	男女共同参画人材育成協働事業を団体に委託し、4団体が実施。	4企画で延べ339人の参加を得て実施し、参加者同士の今後の交流やネットワークづくりにつながった。	実施団体(関係者)が固定化する傾向にあり、幅広い団体の参画を進める必要がある。	男女共同参画推進人材育成協働事業の実施	男女共同参画センター
環境教育の推進	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度 ・とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)制度	・とっとり環境教育・学習アドバイザー制度：H25年度登録者数11人(男性7人、女性3人、不明1人、累計93人) ・とっとりエコサポーターズ制度：H25年度委嘱者数56人(男性35人、女性21人、累計92人)	地域の地球温暖化防止活動や環境学習をリードする人材として、女性の活躍が見られた。	人材の新規開拓を行い、男女ともに幅広い年齢層の参加を推進する。	鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに、とっとりエコサポーターズの育成や、学習アドバイザーの人材発掘業務を委託し、地域で環境活動を推進する人材の育成を引き続き行う。	環境立県推進課

(3)自治会やPTAなど地域社会での男女共同参画の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 多様な団体との連携による講座の実施、人材育成	・自治会等での講座の開催を進めるために市町村と連携した働きかけ ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成	・センター職員による出前講座：57回 ・共同参画時代の自分磨きセミナー事業の団体への委託：4企画 ・活動支援事業による支援(公開講座：12回、活動支援講座11回、若者企画講座1回)	委託事業の受講者や補助団体の人材育成等に寄与することができた。	男性対象のセミナーでは、広報に努力したが参加者が依然として少ない。団体との連携をさらに進める必要がある。	自分磨きセミナー3企画。 男性の家庭進出プロジェクト事業4企画	男女共同参画センター
ともに歩む自治会づくり支援	・地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	男女共同参画人材育成協働事業と市町村職員対象の学びのサロンを連携させて2回講座を実施。 自治会への出前講座を6回実施(うち1回は自治会長会で実施) 自治会での研修講師を人材バンクから紹介して講座の開催を支援した。	人材育成協働事業では、男女共同参画の必要性を学んだり、講座開催に役立つ実践的な内容を学ぶことができた。 自治会での講座の開催により男女共同参画について啓発することができた。	センター及び市町村職員間での情報共有と連携を進める必要がある。	男女共同参画取組事例集(地域版)を作成し、普及啓発に活用する。 学びのサロンにより市町村担当者との連携を図る。	男女共同参画センター
社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団、子ども会、PTA団体等の活動支援 ・社会教育関係者の人材育成や指導者養成	社会教育関係団体の人材育成等に対して補助。	・青少年団体(4団体) ・成人団体(3団体)	・各団体とも工夫して活動しているが、団体数、会員数とも減少傾向にある。	各種の社会教育関係団体の教育力を活用し、健やかに子どもたちを育む地域づくりを促進するとともに、社会教育関係団体の人材育成等に対して補助を行う。	社会教育課 各教育局
ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じて地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	県立学校裁量予算学校独自事業において、多くの学校で地域と連携したり、地域を活性化する事業などを実施し、地域への貢献活動を行う取組が積極的に進められている。 (例)福祉施設訪問、地域清掃活動など	・地域からの期待や感謝を受けることにより、地域を愛する心や自己有用感を育成することができた。	・地域に愛される学校づくりを進めるための、地域とのさらなる連携	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援 ・学校教育活動全般を通じて地域や家庭の一員として貢献できる人材を育成	高等学校課

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

●重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(1)女性の能力発揮を進めるための支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 働く女性のキャリアアップ支援	・働く女性の働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画センターによる普及啓発	・企業の社内研修への出前講座	・講座への男性の参加者増加のための広報及び参加案内を行った。 ・企業等への出前講座に出向き、男女共同参画に係る啓発を進めた。 ・自分磨きセミナー特別事業では、男性の家庭生活や地域活動への参画の推進にむけた事業を委託、実施した。	自分磨きセミナー特別事業では、60代の男性参加者があり、介護の視点で積極的な学びがあった。	対象者の参加を促すため、広報活動等の検討が課題。	男性の家事進出プロジェクト事業及び女性の活躍応援サロン事業の実施。	男女共同参画センター
職業訓練の実施	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施(2ヶ月～2年間) ・託児サービス付の離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	【職業訓練実施状況】 ・新規学卒者対象訓練:115名入校、進学 ・離職者対象訓練:901名入校 →就職者517人(平成26年3月末現在) ・新規高校卒業未就職者対象訓練:5名入校 ・障がい者対象訓練:30名入校 ・在職者対象訓練:308名入校 【託児サービス利用状況】 ・託児サービス利用者9名(託児児童数12名)	左記のとおり合計1,359名の入校等があり、1,093名が修了した(平成26年3月末時点)。また、在職者を除く修了者854名のうち、591名が就職につながった(就職率69.2%)。	・訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。 ・託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	・雇用のセーフティーネットとしての充実した職業訓練を実施。 ・訓練委託先・ハローワーク等と連携した効果的な就職支援。 ・就職支援員による訓練生へのきめ細かな相談やキャリアコンサルティングの実施。 ・訓練生が就職希望する企業への訪問・求人開拓。 ・産業人材育成センターで実施する職業訓練の受講期間中に要した保育料を支援(H26年8月施行)	雇用人材総室

(2)雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

●重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)仕事と生活の調和についての理解の促進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランスの理解促進に向けたセミナー等の実施	より多彩研修支援講座を活用しての企業研修では、人材バンクより講師を紹介し、ワーク・ライフ・バランスの講座を実施していただいた。	子育てと地域づくりへの男性の参画の視点から講演していただいた。	みなくる、労働局と連携し、ワーク・ライフ・バランスを進めるための意識啓発を行う。	多様な関係機関と連携した意識啓発	男女共同参画センター
	・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供 ・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施	・労働セミナーは、6月～3月に計画どおり計18回(432名参加)開催。 ・労務管理アドバイザーの事業所への派遣:424件(平成26年3月末時点)	・労働セミナーへの参加者は前年比で33名増加(平成24年度:399名)。東部の最終回が報道に取り上げられるなど県民への周知が図られた。 ・専門家が訪問することで、事業所等が身近に感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。	・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。 ・地域や業種に偏りがないように配慮した訪問先企業の選定	・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するなど、参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供 ・県中部の訪問先について、西部地区とも連携しつつ効果ある訪問を実施	雇用人材総室

(2)仕事と生活の調和を推進する取組の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
企業における子育て支援体制の構築促進	・子育て応援機運の醸成	・登録世帯数:約35,353世帯(H26.3末現在) ・協賛店舗数:約2,349店舗(H26.3末現在)	社会全体で子育てを家庭で応援する気運の醸成を図ることに寄与。	協賛店舗登録後の店舗のフォローについて、不十分な点あり。	地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを実施	子育て応援課
【再掲】 子育てしやすい企業支援	・父子手帳の制作・配布 ・企業にコーディネーターを派遣し、子育てしやすい職場環境を整備 ・男性職員に育児休業を取得させた事業主に対する助成金の給付	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子育て応援課
中小企業労働相談所の設置	・県内3か所に中小企業労働相談所を設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対して助言・情報提供 ・基礎的な労働関係法令等に係る労働セミナーを県内3地区で開催し、労働者、経営者へ情報提供	・相談件数(内職相談含む):3,084件(平成26年3月末時点) ・労働セミナーは、6月～2月に計画どおり計18回(432名参加)開催。	・労働・雇用に付随する幅広いかつ輻輳する相談に対応。毎月第一土曜日の開所も定着(H24:51件、H25:45件)し活用が図られている。 ・労働セミナーへの参加者は前年比で33名増加(平成24年度:399名)。東部の最終回が報道に取り上げられるなど県民への周知が図られた。	・県民に対して、気軽に相談できる窓口としての幅広い周知 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するセミナーテーマの継続的な選定。	・労働者と経営者双方にとって身近な相談機関として県民への浸透、定着 ・事業主と労働者双方に有用なテーマで開催するなど、参加者の興味を引きつける内容を継続的に提供	雇用人材総室

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 労務管理改善助言	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施 ・事業所等（労働組合を含む）が実施する職場環境の改善に向けた社会研修等に講師を派遣	・労務管理アドバイザーの事業所への派遣：424件（平成26年3月末時点） ・社内研修への講師派遣：55件、1,996人参加（平成26年3月末時点）	・専門家が訪問することで、事業所等が身近に感じている疑問や問題にその場で解決手段やアドバイスを実施、職場環境の改善につなげることができた。 ・講師派遣では、事業所を複数回訪問して実施するなど柔軟かつ積極的に対応、前年度を上回る研修要請に応えた。	・地域や業種に偏りがないように配慮した訪問先企業の選定 ・新たに（初めて）研修を希望する事業所等の拡充	・県中部の訪問先についてのピックアップに苦心している一面もあり、西部地区とも連携しつつ、効果ある訪問を実施 ・研修に対する事業所からのニーズの吸い上げと効果的な研修の実践	雇用人材総室
働きやすい職場づくり支援セミナーの開催	・企業を対象に、県内事業所における実際の職場環境改善の取組事例、実践ポイントや取組のメリット等を紹介するセミナーを開催	働きやすい職場づくり支援セミナー：県内3か所所で381名参加	男性が1年間の育児休業を取得した事例を題材に開催。アンケートの結果、「大変良かった」：38.5%、「普通」：49.4%と男性の育児休業取得への理解を深めることができた。	セミナー参加者が興味を持ち活用できる内容の発信	ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するテーマ（講師）によりセミナーを開催	雇用人材総室
ワーク・ライフ・バランスの推進（対象：県職員）	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しのよい職場づくり等を推進 ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催	・県庁改革の第2ステージとして「スマート県庁笑顔拡大プロジェクト」を実施し、一斉退庁日の設定等、時間外勤務削減の取組を実施 ・「認め合いによる職場の活性化」（「認め合い」による「ワーク」の充実、相関関係によりライフも充実）をテーマにセミナーを開催 ・ゴールデンウィーク前及び夏季に年次有給休暇の取得推進通知を发出	セミナーの開催により、職員に「認め合い」の必要性・効果等について啓発を行った結果、参加者から「認め合いが職場環境、モチベーション向上に重要であることを実感した」等の声が聞かれるなど、一定の効果があった。（アンケート結果：「非常に良かった」「参考になった」は84%）	・大雨等災害対応関連等による臨時的な業務の増加等により、時間外勤務は目標を19%超過したため、更なる削減の取組が必要。 ・職場での「認め合い」が定着に向けた継続的な取組が必要。	・時間外勤務削減の取組を実施（深夜残業の原則禁止、時間外勤務削減に向けた庁内ルールの徹底等） ・ワーク・ライフ・バランスを実現するためのセミナーの開催 ・引き続き年次有給休暇取得促進のための意識啓発等を進める	人事企画課

(3)多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
産休等代替職員費の助成	・産休等で休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について補助	出産または傷病の長期間にわたって休暇を取得した職員の代替職員の任用を行う児童福祉施設等の設置者等に対し、その賃金に対して補助	児童福祉施設における産休等代替職員を任用するための費用に対し補助を行うことにより、施設入所者の適切な処遇を確保すると共に適切な保護を推進した	出産後も継続して働くことができる環境へのニーズは高まっており、産休等代替職員費補助金の継続が求められている。	平成26年度も引き続き実施	子育て応援課
届出保育施設等の支援	・入所児童の福祉の向上を図るため、届出保育施設等における保育環境を整備	届出保育施設等（無認可保育所）に対する運営費補助を実施している市町村に対して県補助を実施。	9ヶ所の届出保育施設等（無認可保育所）に対する運営費補助を実施（市町村をととして）	市部では、保護者の希望する認可保育施設に入所ができない児童が顕在し、また職員確保のため事業所内保育施設も必要な状況だが、認可外保育施設には公的運営費助成がなく、運営費不足から安全面等について問題があるものがみられるため、入所する児童への適切な保育実施に要する人件費、保育材料費等運営経費への助成が必要。	認可保育所と同様に、年齢ごとの月額単価とするよう、補助単価を見直す（H25年度は年額単価）	子育て応援課
認定こども園の設置促進	・多様な保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図るため、就学前の教育及び保育の機能を備える認定こども園の設置を促進	・認定こども園数：17施設（H26.4.1現在）	平成26年4月に3施設が認定されたとともに、既認定の幼稚園型1施設が幼保連携型に移行した。	質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供による子どもの保育・教育環境の充実と保護者の育児と仕事の両立支援を図るため、引き続き、認定こども園の設置を推進していく必要がある。	子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、国の基金や保育緊急確保事業を活用し、幼保連携型認定こども園への移行や施設型給付に関する事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。	子育て応援課
保育所等整備財源の確保	・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の緊急整備に対応	安心こども基金の継続により、保育所緊急整備事業及び認定こども園整備事業を活用し、保育所、認定こども園へ移行する幼稚園の施設整備を実施できた。	保育所6施設（認定こども園へ移行するための保育所新設に係る整備を含む） 認定こども園3施設	26年度も安心こども基金が継続になり、25年度と同様に保育所、認定こども園の整備を促進し、保育量の確保に努める。また、放課後児童クラブについては、27年度の子ども・子育て新制度に向けて施設整備を促進する必要がある。	保育所6施設予定（認定こども園へ移行するための保育所新設に係る整備を含む） 認定こども園1施設予定 放課後児童クラブ6施設予定	子育て応援課
保育所の乳児途中受入の円滑化	・私立保育所における年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費を助成	乳児保育担当保育士（1名配置：21施設、2名配置：23施設）	乳児の入所希望が多い市部の施設を中心に経費を助成し、乳児の受け入れ確保につながった。	乳児の保育ニーズは年々高まっており、財政的な助成にあわせて、保育士確保にも支援が必要。	乳児保育担当保育士（1名配置：22施設、2名配置：29施設）	子育て応援課
多子世帯の保育料軽減	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減	平成20年以降、第3子以上の出生数が増加しつつあり、一世帯あたりの多子化について一定の成果は現れている	結果として、子育てし易い鳥取県の機運の醸成につなげるように、制度の情報発信を工夫し、分かりやすくPRする必要がある。	平成26年度も引き続き実施	子育て応援課
子育て応援パスポート	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の利用サービスを実施	・登録世帯数：約35,353世帯（H26.3末現在） ・協賛店舗数：約2,349店舗（H26.3末現在）	社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図ることに寄与。	協賛店舗登録後の店舗のフォローについて、不十分な点あり。	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の利用サービスを実施	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
子育て応援市町村交付金	・市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対して交付金を交付し、市町村の取組を促進	国の次世代育成支援対策交付金や安心こども基金の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。	本交付金の活用により、各市町村が地域の実情に応じた自主的な子育て支援の取組を実行することに寄与。	本交付金の事業効果を検証し、どの分野に充填を於いて市町村を支援していくか検討を行う必要がある。	創意工夫を行い地域の実情に応じた子育て応援事業・活動・環境づくり等に主体的に取り組む市町村に対して交付金を交付し、市町村の取組を支援・促進する。	子育て応援課
	・育児の相互支援事業を行う会員組織(ファミリー・サポート・センター)の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修の実施	子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けた人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付金や安心こども基金の対象とならない事業費について、子育て応援市町村交付金を交付。	センター事業の円滑な実施により子育てサービス提供に対応することができた。	本交付金の事業効果を検証し、どの分野に充填を於いて市町村を支援していくか検討を行う必要がある。		子育て応援課
子育て支援活動・預かり保育推進	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごす「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	平成26年度も引き続き実施	子育て応援課
母子保健指導振興	・お産・子育て等に対する地域への出前教室と相談事業を実施	出前講座の実施(25回/年)講演会の開催 フリーペーパーによる妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発	妊娠・出産の基礎知識、ライフプランの必要性を啓発。	出前講座がさまざまな団体等で開催できるよう、引き続き事業の周知を図る。	妊娠・出産・中絶・妊娠適齢期等の正しい知識の普及やライフプランを考えた妊娠・出産等具体的に考える機会となるよう事業を展開する。	子育て応援課
私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	県内の全ての私立幼稚園において事業実施されており、保護者の経済的負担の軽減につながっている。	平成26年度も引き続き実施	子育て応援課
私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成					
地域における子育て支援体制の構築促進	・子育て王国とっとり建園運動	「子育て王国とっとり」を強調した広報の実施⇒子育て王国とっとりサイトによる広報、子育て川柳コンテストの実施等 ・子育てイベント開催時に、「とっとり子育て隊」への加入促進を実施。また、企業が行う子育て事業と連携し、とっとり育児の日の普及啓発を実施。	積極的な広報により、「子育て王国鳥取県」の機運醸成が図られた。子育て隊の隊員数も、前年度から順調に増加している。(H24:3774隊⇒H25:3962隊)	25年度に実施した、「鳥取県における少子化対策に関するアンケート」の調査結果によると、「子育て王国鳥取県」の宣言については県民の約7割が「知っている」と回答しており、広報の効果があらわれている一方で、「とっとり育児の日」を「知っている」と答えた人は、県民の約2割にとどまる結果となった。家庭等で子育てに積極的に取り組んでいくきっかけづくりとして、県民への認知度を高めていく必要がある。	【子育て王国鳥取県の機運醸成を目的として、主以下の施策を実施する。 ・子育て王国とっとりサイトによる関連施策等の広報 ・子育て川柳コンテストの開催 ・子育て王国とっとり会議(仮称)の開催 ・子育て応援ハブ事業 ・とっとり子育て隊の加入促進 とっとり育児の日の普及啓発等	子育て応援課
	・子育て情報の収集と提供	NPO法人に委託してホームページ(子育て王国とっとりサイト)及びフェイスブック、ツイッターを運営し、地域の子育て情報の収集・発信等、子育て世帯に対して情報提供を行った。	取材コンテンツが増えたことや、フェイスブック、ツイッターでの積極的な情報発信により、閲覧者数の増加につながった。	コンテンツが増えたことで、サイトも充実してきているが、典型的な運営となってしまわないよう、必要な見直しを随時行いながら運営していくことが必要。	より魅力的なサイトとなるよう、適宜業務の見直しを行いながら、サイトを運営していく。	子育て応援課
児童発達支援センター利用料軽減	・児童発達支援センターを利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に児童発達支援センターの利用料を軽減する市町村に助成	実施市町10箇所、対象者33名	昨年度に引き続き10市町で事業実施され、対象者は昨年度より1名減となったが、子育ての制度的公平性が確保されるとともに、障がい児を抱える世帯の一層の負担軽減を行った。	事業内容の啓発・周知とともに、国制度とするよう引き続き国に対して要望を行う。	H25年度と同様	子ども発達支援課
【再掲】 医師・看護職員の勤務環境改善	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】	医療政策課
県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	多子世帯(18歳未満の児童が3人以上の世帯)、多人数世帯(5人以上の世帯)については、優先入居の対象者としている他、間取りの大きな住戸は多子・多人数世帯用として募集を行っている。	平成25年度募集実績 募集戸数(全体) 225戸 申込者数(全体) 456世帯 多子・多人数世帯入居決定数 12世帯	多子・多人数用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
企業自立化支援資金	・施設整備等に対する金融支援	企業自立化支援資金という融資対象要件(対象者・対象設備)に特別な定めのない県制度融資メニューを引き続き運用(福利厚生施設充実等にも活用可能)。	利子補助や信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減を図り、設備投資を促進。 ・平成25年度融資実績:27件 278百万円	設備投資の促進につながるよう引き続き制度周知に努めていく。	企業自立化支援資金に加えて、新たな設備資金メニューを創設し、設備投資を促進(新規需要開拓設備資金。平成25年度経済対策で創設)	経済産業総室(経営支援室)
育児・介護休業者生活資金支援事業	・育児・介護休業者に対し生活資金を貸し付け	生活資金融資:新規受付3件(平成26年3月末時点)	育児休業取得者で3件の利用があり、初めて男性の育児休業取得者の利用(1件)があった。	融資制度を必要とする育児・介護休業利用者が確実に利用できることのできるための周知	県民に対する融資制度の継続的かつ効果的な周知の実施	雇用人材総室

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
育児・介護休業の取得促進	・労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発等を図る(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	雇用人材総室
企業との連携による家庭教育の推進	・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結し、鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進	・新たな協力企業の開拓 ・企業制度や協力企業を紹介する冊子やパネルの作成・配布による広	平成26年度も新規企業と協定を結び、11月19日現在で574社になった。	・企業制度の更なる周知と開拓 ・企業にとってよりメリットのある支援策	・新規企業の開拓 ・制度紹介リーフレットの作成 ・協定授受方式(年2回)	小中学校課
「子ども・子育て応援プログラム」の実行(対象:県職員)	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信(制度・休暇の活用事例・研修会等の情報) ・育児休業任期付職員の採用	○所属と育児職員のコミュニケーション促進(H25:4回実施) ・育休取得予定者 →所属長及び対象者へ呼びかけ、各種制度の周知 ・育休からの復帰予定者 →所属長及び対象者へ呼びかけ、各種制度の周知 →職場復帰支援プログラムの利用を働きかけ ○男性職員への育休等取得促進(H25:4回実施) ＜対象当該職員＞ ・配偶者の出産時休暇(3日)又は育児参加休暇(5日)の完全取得を呼びかけ ・育児休業の積極的な取得、育児休業等取得計画書の作成を呼びかけ ＜対象当該所属長＞ ・計画書の助言、育児参加への体制づくりを呼びかけ ○子育て応援メッセージによる情報発信(H25:計12回発信) ・毎月19日(育児の日)にメッセージを発信	・育児休業予定者及び復帰者、配偶者が出産を予定している男性職員について、全職員に対し、直接、呼びかけを実施し、必要な情報提供を行うことができた。 ・子育て中の職員(育休中の職員、勤務している職員)に対し、子育てに関する情報を発信することができた。	・男性の育児休業取得率の向上(目標達成に向けた取組) ・職場復帰支援プログラムの利用者の増加	・H26年度についても、引き続き、細やかな呼びかけや情報発信を行う予定。 ・特に、育児休業等の積極的な取得に向けて、配偶者が出産を予定している男性職員に対して、取組の趣旨・意義について説明等を実施していく予定。 ・職場復帰支援プログラムの利用促進に向けて、育児休業等取得後、1年を経過した職員に対し、改めて積極的な利用の呼びかけを実施。	人事企画課
	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会:H25.12.3、4開催、参加人数:41名(内容:業務に関する情報提供、先輩職員による子育て体験談、情報交換) ・職場参観デー:H25.8.2実施、参加人数:11名(小学1～5年生)(内容:県の概要説明、鳥取空港・警察本部庁舎見学、参加児童の保護者の職場参観等)	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会 育児休業中の職員の職場復帰等に関する情報提供や職員同士の情報交換の場を提供した。 ・職場参観デー 親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。	新米/パパのための子育て講習会の開催	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を実施 ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施	福利厚生課
【再掲】 医師・看護職員の勤務環境改善(対象:県職員)	・医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	総合療育センター
		新人へのGW期間中の休暇取得促進、リフレッシュのための休暇(5日連続程度)の取得促進、55歳以上の夜勤軽減と配属部署の希望調査、育児休業者への院内研修の参加呼びかけ等を実施	25年度の看護師の定年前離職者は、前年度に比較し、3人減(40→37)であった。	これまでの施策の継続に合わせ、夜勤の負担軽減のために不足している看護師の確保が必要	これまでの施策の継続に合わせ、採用試験を通じて必要とする人材を確保する。	病院局
「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(鳥取県病院局)」の実行(対象:病院局職員)	・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	労働安全衛生委員会を通じて休暇等の取得状況を労使間で確認し、働きやすい環境づくりについて協議を進めている。	男性職員の育児休業取得率8% 職員1人あたり年次有給休暇年間平均取得日数 8.2日 年間360時間以上の時間外勤務を行った職員の割合 13.2%	不足している看護師等医療職の確保が必要	これまでの施策の継続に合わせ、採用試験を通じて必要とする人材を確保する。	病院局
「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行(対象:教育委員会事務局及び県立学校教職員)	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・教職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	・校長会、事務長会などの機会や広報により子育て支援制度の周知を行った。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」を各教職員に送信した。 ・年次有給休暇等計画的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知を行った。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度により、育児休業職員の代替要員を確保している。 復職支援研修会を開催し、育児休業者に対して、子育て体験事例の紹介を行うなど、情報提供を行った。 ・職場環境相談に関するヘルプラインとして教職員メール相談窓口を開設している。	・男性教職員の育児休業取得率7.9%(H25) ・復職支援研修会の開催3回(東部・中部・西部):参加者24名	・男性教職員への育児休業制度利用を促す施策が必要。	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・教職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置	教育総務課

●重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

(1)物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
男女共同参画センター相談室	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	・平成25年度の総相談件数は2,530件と前年比1%程度の減であり、男性相談者が全体の1/4を占める。	県民の男女共同参画に関する幅広い課題や悩みに対して支援した。	男性相談員の配置による男性相談の充実	・男性相談員による男性相談を毎週1回実施	男女共同参画センター
次世代の漁業者育成	・漁村女性の全国研修会等への参加費を助成	・全国青年・女性漁業者交流大会に参加していたが予定であったが、急用が入り不参加となった。	なし	全国青年・女性漁業者交流大会に限定せず、他の研修会なども含め参加を案内する。9～10月開催する女性リーダー研修など	・全国研修会等への参加支援	水産課
農業改良普及指導活動	・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上	・女性農業者が主体となった組織に対し、農業生産・経営改善等の能力向上、交流促進を図るための研修企画を支援した。 ・平成26年2月認定替えの際、推薦母体である市町村に女性推薦の向上を働きかけた。	・全国女性農業経営者会議メンバーが中心となって全国の集いを企画運営した。 ・西部総合事務所管内の女性農業者ネットワーク2組織が中心となって、女性農業者のつどいを企画運営した。	・生産部役員、指導員への登用等は、女性進出の重要性について啓発。 ・女性農業者の生産・経営改善等の能力向上研修を継続支援する。	市町村、JA等との連携して女性登用の必要性について啓発。	とっとり農業戦略課
鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	・各団体(各商工会議所、商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会・中国大会等への参加)の経費の一部を助成した。 【25年度実績】 ・研修会の開催、全国大会、中国大会等について、1,285千円を助成(交付金の一部) ・(商工会議所女性会):全国大会19名、中国大会39名参加 ・(商工会女性部):全国大会18名、中四国ブロック交流会156名、主張発表大会48名、指導者研修会71名参加	・全国大会等に参加し、他団体の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。	・全国大会、中国大会に参加したメンバーが、大会参加を通じて得た人脈や情報等を各商工会議所女性会・商工会女性部のメンバーへ還元するとともに、今後の活動の更なる発展へ繋げることができるよう、各商工会議所女性会・商工会女性部にて引き続き努力していく必要がある。	・引き続き、各団体(各商工会議所、商工会連合会)に対する交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会・中国大会等への参加)の経費の一部を助成する。	経済産業総室(経営支援室)
【再掲】	・企業の中堅リーダーである係長から課長級を対象に研修を開催	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	雇用人材総室

(2)女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】農業改良普及指導活動	・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ	・後継者や新規就農者へ農業経営改善支援の一環として推進した。 ・普及職員の資質向上のために研修を実施した。	・県内7普及所で普及職員約80名に対して研修し、締結支援を推進した。 ・新規就農者や農業者年金加入における政策助成もあり、徐々に締結が進んでいる。	・協定締結の推進を図るため、農業会議や担い手支援機構等と連携して、市町村農業委員会等へ働きかけ。 ・締結農家のフォローアップ支援により、締結内容の見直しが必要。	・普及職員への研修継続による協定締結支援の必要性、具体的な手法等の波及。	とっとり農業戦略課
林業普及指導(林業女性活動推進)	・鳥取県林業研究グループの活動支援	若桜林研女性グループの交流会経費を補助	女性グループの交流が促進された	若年層のグループ活動への参加	・鳥取県林業研究グループの活動支援	林政企画課
・【再掲】農業改良普及指導活動 ・とっとり発！6次産業化総合支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	・農村女性が主体となった起業活動、6次産業化志向農家を普及指導計画に位置づけて、発展段階に応じて技術・経営支援を行った。 ・6次産業化サポートセンターと連携して、起業組織、6次産業化志向農業者を対象に研修会を開催した。	・県内7普及所等16組織、2農業者を重点的に支援した。 ・6次産業化研修会を延べ9回開催、参加者200名余り。9割の方が高評価だった。	・女性起業組織の高齢化により組織は減少傾向にあるので、世代交代が必要。 ・6次産業化を目指す農業者の掘りおこし。	6次産業化サポートセンターと連携して研修会、交流会、商談会等の開催、情報提供が必要。	とっとり農業戦略課
とっとり発！6次産業化総合支援事業実績21プラン(これまでのべ54プランを支援)			農産物加工、販売に取り組む者への支援により、取組が広がった。	事業実施者への対するフォローアップの充実	とっとり発！6次産業化総合支援事業:6次産業化(農商工連携)に取り組む農林漁業者等に対し、推進活動経費や施設、機械整備経費を助成(補助率1/3)	食のみやこ推進課
とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2)	・H25年度:交付決定実績 7件(うち女性代表者 2件) 梨カレー、梅酢や野菜ジャム等の新商品開発や消費者モニター、販売促進活動などの事業に対して支援した。	加工グループ等はオリジナル加工品づくり支援事業を活用して、商品開発、販路拡大を行っている。引き続き地元食材を使った加工品の開発・販路開拓が必要である。	地元農林水産物を使用したオリジナル加工品の開発や販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
加工品ステップアップ支援事業		既に販売している地元農林水産物を使用した加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成(補助率1/2)	・H25年度:交付実績 3件(うち女性代表者 1件) ジュースやジェラト、ジビエ肉の量産や販路拡大する事業に対して支援した。	県内外の販売店へ打って出るには、消費者やバイヤーに選ばれられる商品をつくること、量の確保を図ること、販売する消費者や取扱店舗のターゲットを的確に判断することが必要であり、引き続き備品等整備に対する支援が必要である。	既に販売している地元農林水産物を使用した加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成(補助率1/2)	食のみやこ推進課
打って出る販売チャレンジ支援事業		県外量販店への販路拡大に繋げるため、小規模加工グループ等が県内イオン店舗で実験的に加工品を実演販売する際の実演販売に係る経費やPR資材作成費等の経費を助成(補助率1/2)	H25年度:交付実績 0件	打って出る販売チャレンジ支援事業をH24年度新設し、H24年度1件事業活用されたが、H25年度は事業活用がなかった。事業制度を再検討し、廃止。	打って出る販売チャレンジ支援事業と加工品づくり勉強会を相替え、農産加工グループ等が、商品について消費者やバイヤー、専門家の生の声を集める別事業を作った。	食のみやこ推進課
鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	女性を中心とした企業組合等に対し、地域資源を活用した新商品開発及びマーケティング調査等の支援を実施した。	新商品開発等により女性を中心とした企業組合等の組合活動が活性化し、女性の事業への参画が促進された。	女性を中心とした企業組合等の事業を活性化し、より多くの女性の活躍、参画の場を拡大するため、継続的な支援を行っていく必要がある。	引き続き、中央会に対する交付金において、企業組合等の設立や運営に関する支援に要する経費を助成する。	経済産業総室(経営支援室)

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
介護サービス等人材育成	・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を実施	・県社協に委託し、介護施設等の介護職員を対象とした介護の基礎知識や専門技術について分野別の研修を実施し、介護サービスの質の向上を図った(研修内容:リハビリの知識と技術、口腔ケア、入浴介助等18分野)。また、修学資金貸付制度により介護人材の養成を進めた。	数値を示すことは困難だが、一定程度、介護の質の向上に繋がっているものと見られる。	介護労働はきつい労働の割に、賃金が少ないと言われており、人材確保、向上のためには処遇改善が要となる。	引き続き、介護職員研修、修学資金貸付制度を運用するとともに、介護保険事業支援計画の策定を通じて、施策を検討。このほか元気高齢者の参画による取組を予定。	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動支援	・高齢者の活動の場が見つけられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介 ・地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援し、総合的に地域で支え合う体制づくり	・エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 エイジレス・ライフ(高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き活きた生活を送ること。)を実践している者及びグループで就労や地域社会活動を積極的に進めている団体に対して章状を贈り、広報を行うことにより、高齢者の励みや生きがいの促進を図った。 ・とっとり支え愛活動支援補助金の支援 住民誰もが地域で安心・安全に暮らしていけるよう、住民相互の日常的な助け合いやNPO、ボランティア団体等による生活支援サービス等を通じ、高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする人を地域で支える取組を支援した。	エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 ○平成25年度の受章者及び団体 エイジレス・ライフ実践者2名 社会参加活動事例1団体 ○平成25年度までの受章者及び団体 エイジレス・ライフ実践者26名 社会参加活動事例11団体 高齢者による様々な活動を顕彰することにより、活動の活性化につながっている。 ・とっとり支え愛活動支援補助金の支援 ○平成25年度補助実績 一般事業:14件 先進的又は広域的事業:5件 県内各地で高齢者等交通弱者のための福祉有償運送、買い物支援のための福祉店舗の運営、有償ボランティア等による生活支援サービス等が展開されている。	・エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 受章者及び関係者の活動の活性化には寄与されるが、広く県内高齢者の活動の活性化までには至っていない。 ・とっとり支え愛活動支援補助金の支援 市町村の範囲を越えた広域的な活動を行う団体でも活用しやすい制度に年度中途から改正した。	・エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介 エイジレス・ライフを実践している者及びグループで就労や地域社会活動を積極的に進めている団体に対して章状を贈り、広報を行う。 ・とっとり支え愛活動支援補助金の支援 住民誰もが地域で安心・安全に暮らしていけるよう、住民相互の日常的な助け合いやNPO、ボランティア団体等による生活支援サービス等を通じ、高齢者、障がい者、子ども等の支援を必要とする人を地域で支える取組に対して補助を行う。	長寿社会課
建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備促進	・県では、平成20年に鳥取県福祉のまちづくり条例を全部改正し、一定用途、一定規模以上の建築物にバリアフリー化を義務づけている。また、バリアフリー化整備工事への補助制度も設けている。	・今年度、3件のバリアフリー化工事に対して補助(県補助370千円)し、間接補助となった平成23年度以降の補助実績は4件(1,170千円)となった。	左記の条例全部改正により、新築増改築する建築物についてのバリアフリー化は強化が図れたが、助成制度等を活用した既存建築物に対する一層のバリアフリー化の推進が必要。	・既存建築物及び法で規制する面積規模未満の建築物のうち、民間建築物についてバリアフリー化を推進するため、バリアフリー整備に係る費用の一部助成を行う。 ・26年度開催の「全国障がい者芸術・文化祭」を契機として県外客等も多く利用されることが想定される既存施設を対象に、障がい者団体等からも要望の多い「障がい者トイレ」、「出入口(自動ドア、スロップ)」、「車いす駐車場の屋根」について3年間の期間限定で事業者負担を軽減する。	住まいまちづくり課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	高齢者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者世帯と身体障がい者世帯)用の住宅として募集している。	平成25年度募集実績 募集戸数(全体) 225戸 申込者数(全体) 456世帯 高齢者世帯入居決定数 36世帯	老人等用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課

(2)障がい者の自立した生活に対する支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	障がい者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者世帯と身体障がい者世帯)用の住宅として募集している。	平成25年度募集実績 募集戸数(全体) 225戸 申込者数(全体) 456世帯 障がい者世帯入居数 20世帯	障がい者世帯は優先入居の対象としているほか、1階の住戸は老人等(高齢者世帯と身体障がい者世帯)用の住宅として募集しているところであるが、老人等用募集の応募者は、一般向け住宅の募集に比べて少ない。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
あいサポート運動の推進	・多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちよつとした手助けを行う方「あいサポーター」になつていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動等を実施する。	(H26年3月末現在) ・あいサポーター数:207,742人 ・あいサポーター研修回数:1,552回 ・あいサポート企業・団体:708企業・団体 ・あいサポート企業・団体、メッセージの取組事例集を作成 ・シンポジウムの開催やメディアミックスを活用した普及啓発の実施 ・長野県、奈良県との連携協定締結	H26年3月末現在までに約20万人のあいサポーターが誕生するなど多くの賛同を得ている。その反面、運動の広がりの期待も大きいことから、一層の運動推進を行い、共生社会実現のため、障がいへの理解を更に広げていく必要がある。	H26年2月末現在までに約16万人のあいサポーターが誕生するなど多くの賛同を得ている。その反面、運動の広がりの期待も大きいことから、一層の運動推進を行い、共生社会実現のため、障がいへの理解を更に広げていく必要がある。	・あいサポート運動の更なる推進 ・あいサポート運動全国展開 ・障がい理解デジタル絵本の作成 ・あいサポート運動応援団支援事業	障がい福祉課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
障がい者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施(訓練生には訓練手当を支給) 知的障がい者対象(施設内訓練):期間6ヶ月または1年 身体障がい者等対象(委託訓練):期間1ヶ月～3ヶ月(最長6ヶ月) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設内訓練(1年):6名入校、3名修了、3名就職(就職率100%) 委託訓練(1～3ヶ月):24名入校、23名修了、17名就職(就職率73%) 	左記のとおり職業訓練を実施し、就職率は76.9%となった(平成26年3月末時点)	障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を対象とした就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供し、就職につながる訓練を実施。 障がい者の個々の状況を踏まえた訓練のフォロー及びハローワークと連携した就職支援。 	雇用人材総室

(3)外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
在住外国人の支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳ボランティア派遣など多文化共生支援事業の実施 私費留学生奨学金支給 「国際交流の集い」の開催 生活相談窓口の運営 日本語講師・ボランティア養成講座の開催、日本語クラスの運営 	<ul style="list-style-type: none"> 多言語情報発進事業 ホームページ運営、メルマガ配信、機関紙(年4回)の発行 コミュニケーション支援事業 日本語クラスの運営(東・中・西部で開催、延べ320人利用)、国際交流コーディネーターの配置(2名の配置、英語、中国語)、専門通訳(医療、コミュニティ)、ボランティアの派遣(医療:52名(英語、中国語、タカログ語)の登録、136件派遣)、(コミュニティ:52名(英語、中国語、タカログ語等)68件の派遣) 人材育成事業 医療通訳等ボランティア等の育成事業を実施(医療通訳/日本語教師、各1回) ボランティア活動の推進と活性化事業 ホームステイ活性化プログラム実施(6月実施、46名受講) 県民の国際理解推進事業 国際交流の集い(東・中・西部で実施、243名参加)、「国際交流フェスティバル」の実施(東・中・西部で実施、約2,600名参加)、多文化共生出前講座の実施(7カ所派遣、324名が参加等) 私費留学生奨学金の支給事業 鳥取大学10名、鳥取環境大学2名が活用 	<ul style="list-style-type: none"> 外国文化に触れる機会が増える等地域の国際化に寄与している。 在住外国人に対してはボランティアによる通訳等派遣や日本語教室の運営など多文化共生社会の推進に寄与している。 	現在の取り組みを維持しながら、マイノリティ言語の外国人に対するきめ細やかな取り組みを行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 本県の地域国際化の促進のため、(公財)鳥取県国際交流財団が行う次の事業に助成を行う。 多言語情報発進事業 ホームページ運営、メルマガ配信、機関紙(年4回)の発行 コミュニケーション支援事業 日本語クラスの運営、国際交流コーディネーターの配置、専門通訳(医療、コミュニティ)ボランティアの派遣の実施 人材育成事業 医療通訳ボランティア等の育成事業の実施 ボランティア活動の推進と活性化事業 ホームステイ活性化プログラムの実施 県民の国際理解推進事業 国際交流の集い、異文化理解促進「国際交流フェスティバル」、多文化共生出前講座の実施等 私費留学生奨学金の支給事業 	交流推進課

(4)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
人権尊重理念の啓発	<ul style="list-style-type: none"> テレビ等による啓発の実施 人権問題講演会等の開催 各種啓発資料作成・配布 	ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行った。	様々な媒体を使って、啓発広報を実施できた。	ラジオ番組について、より多くの方に啓発できるよう工夫が必要。	引き続き、ラジオ番組(月2回、年間24回放送)、テレビスポットCM、人権啓発情報誌(年2回)作成等を行う。	人権・同和対策課
人権相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談の実施 	(社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日)、(産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員) ・25年度相談件数:204件	県以外の相談窓口を確保することにより、より幅広い人権分野の相談に対応した。	人権相談の内容は多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	(社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に助成 ・人権相談窓口の設置:相談員(非常勤)3名(水・土・日)、(産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員)	人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応 	県内3カ所到人権相談窓口を設置 ・25年度相談件数:516件	県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図った。相談件数は年々増加しており、24年度478件からは7.9%の増加となった。	相談件数も増加し、内容も多様化、複雑化することから相談員の資質向上がより一層必要となる。	県内3カ所到人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図る。	人権・同和対策課
ひとり親家庭への総合支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭自立支援員の設置 母子福祉対策推進費(母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援) ひとり親家庭福祉推進員の設置 母子家庭等就業・自立支援 母子家庭等自立支援給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員の設置:19名(県2名、各市及び福祉事務所設置町村17名。県内全市町村に設置済み) 日常生活支援事業の利用件数:30件 ひとり親家庭福祉推進員の設置:27名 就業支援講習会の実施:6コース(東中西部で初級・中級コースを実施) 母子家庭等自立支援給付金の支給:51名(H24実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所設置町村が増えたことにより、各市町村役場に母子自立支援員の設置が広がっている。 自立支援給付金事業について、利用者が増えており、利用者の多くが資格取得後、正職員での就業につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 日常生活支援事業における支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員の設置 日常生活支援事業の実施及び支援体制の強化 ひとり親家庭福祉推進員設置事業の実施 ひとり親家庭の就業支援に向けた講習会の実施 自立支援給付金事業の実施 	青少年・家庭課
母子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> 経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、配偶者のない女子で児童を扶養している者及び寡婦に対し資金を貸付 	<ul style="list-style-type: none"> 母子福祉資金新規貸付:(H24)75名、総額33,322,100円 寡婦福祉資金新規貸付:(H24)2名、総額1,472,000円 	必要な方に対し、適切に貸付を行い、母子世帯の子どもの就学に役立っている。	平成26年10月より父子福祉資金が創設されるため、周知徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 各種資金の貸付の実施 貸付金の償還業務 	青少年・家庭課
児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者数:6,043人(H26.2未現在/全県分) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件に該当するひとり親家庭の母等に適切に支給し、子育て支援に役立っている。 	適切な支給事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給 	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・事業実施人数：0人	・公共職業安定所等で同様の事業を実施していることから、県事業はH25年度末で廃止。		・公共職業安定所等で同様の事業を実施していることから、県事業はH25年度末で廃止。	青少年・家庭課
ひとり親家庭への医療費助成	・医療費の負担軽減を図るため、一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し助成を行う市町村に対する補助	・受給資格世帯数：3,797世帯(H24実績)	H23に年少扶養控除が廃止になった際、特別医療費助成事業における所得額の算定の際には控除を据え置くこととし、ひとり親家庭の負担軽減の措置を図っている。	適切な助成の実施(助成事務は市町村実施。)	特別医療費の助成(助成事務は市町村実施。)	青少年・家庭課
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	母子・父子世帯は優先入居の対象としている。	平成25年度募集実績 ・募集戸数(全体)225戸 ・申込者数(全体)456世帯 ・母子・父子世帯入居決定数46世帯	母子・父子世帯は他の世帯よりも申込み数が多く、希望する住戸に入居できない場合がある。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
公共職業訓練の受講時の支援	・一定条件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	訓練手当支給人数：51名	離職者訓練の定員を充実させるなか、職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当に不足が生じることがないよう支給することができた。	引き続き、雇用のセーフティネットとしての訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	職業訓練の受講促進に寄与する訓練手当について不足が生じないよう措置し、適正な支給を継続して実施する。	雇用人材総室

●重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 人材育成講座の開催	・DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	・自分磨きセミナーで、被害者・加害者双方を対象にしたセミナーを開催している。 ・毎年度、相談員等を対象とした基礎講座を開催している。	被害者支援と併せて、加害者の実態や立ち直りに向けた取組を県民に周知することができた。	被害者も加害者も地元自治体などの相談窓口は敬遠されることが多い実態がある。	自分磨きセミナー、活動支援事業での研修会の開催	男女共同参画センター
DVに関する計画の策定と推進	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	平成23年度に、計画を改訂。	平成23年度に計画を改訂し、計画に基づき各種支援策等の取組を実施している。	・DV防止の普及啓発の強化 ・支援体制の強化及び支援員の資質向上	・「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の取組の推進	青少年・家庭課
暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・関係機関連絡会の実施 全体会：1回、圏域別：15回 ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施： 平成25年11月12日(県内各主要駅及びショッピングセンター等) ・関係機関とのネットワーク会議に定期的に参加し、情報の共有と連携を進めている。 「女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン広報」 関係機関と合同でJR各駅(鳥取・倉吉・米子)及びびオン等ショッピングセンターにおいて街頭広報実施。	・関係機関連絡会及び街頭キャンペーンの実施により、DV防止のための普及啓発を展開している。	・DV防止の普及啓発の強化	・内閣府提唱の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV防止の普及啓発のためのキャンペーンを実施。 ・関係機関連絡会において、市町村等の関係機関との連携を深め、DV防止の普及啓発を図る。	青少年・家庭課
DV予防啓発支援員活動事業	・平成22年度、23年度で養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域等での研修会に講師等として派遣 ・支援員のスキルアップ研修と連絡会の開催	DV予防啓発支援員をデートDV学習のファシリテーターとして高等学校を中心に派遣した。支援員のスキルアップ研修として各圏域で計5回、全県1回のフォローアップ研修を実施。	デートDV学習は高等学校だけでなく、特別支援学校や中学校、地域(公民館ほか)に拡大した。(25年度派遣実績91回 高等学校16校・特別支援学校2校・中学校1校・地域4カ所)	高校でのDV学習では学年単位からクラス単位での開催が増え派遣回数が増したが、派遣要請に応じられる支援員の数に限りがある。	派遣依頼の増加に伴い、派遣可能な支援員の確保を行うため、フォローアップ研修で登録支援員の再教育を図る。また鳥取大学教育学部と協働し大学生にDV学習を経験してもらいファシリテーターとして活動できるよう啓発を行う。	福祉相談センター

(2)安心して相談できる体制の充実

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 ・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和对策課
【再掲】 男女共同参画センター相談	・電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	・平成25年度の総相談件数は2,530件と前年比1%程度の減であり、男性相談者が全体の1/4を占める。	県民の男女共同参画に関する幅広い課題や悩みに対して支援した。	男性相談員の配置による男性相談の充実	男性相談員による男性相談を毎週1回実施	男女共同参画センター
外国人DV被害者支援員の養成	・外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人等の養成 ・被害者支援及びDV被害の未然防止	外国人DV被害者支援員の登録数：16名	様々な言語の支援員を配置し、外国人DV被害者から相談等があった際の体制を整えている。	支援体制の強化及び支援員の資質向上	外国人DV被害者支援員の養成研修の実施	青少年・家庭課
DV加害者電話相談	・DV加害者からの相談電話を受ける相談員の養成及び電話相談	DV加害者電話相談員の登録数：6名 電話相談件数：2件	毎月第3金曜日にDV加害者電話相談を実施し、DV加害者からの相談に対応している。	電話相談事業のPR強化	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
婦人相談所の運営、相談員の設置	・婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置し、夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助	婦人相談所に婦人相談員を1名配置し相談援助を実施している。	平成25年度県婦人相談員相談受付延べ件数272件。夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更生につながっている		引き続き、市の婦人相談員等とも連携を図りながら夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更生につなげていく。	福祉相談センター
性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口(性犯罪110番)について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。 ・警察本部警察県民課発行の部外広報誌「県民のまもり」に「性犯罪110番」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。	・性犯罪被害者に係る相談窓口の周知が図られた。	特になし	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布。	捜査第一課
被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	東東・中・西部各地区に「被害者支援カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士(6人)を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。	カウンセリングを受けた被害者及びその家族から、不安感・恐怖心が軽減されたとの評価を受けている。	被害者及びその家族の心情を踏まえた上で積極的な施策の活用。	現施策を継続的に実施していくとともに、被害者等に対し、本施策について十分に説明を行う。	警察県民課
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	相談者に対し、相談者自身の選択・協力の必要性等を分かりやすく説明し、相談者の意思に沿った支援をすることとし、早期の警告・事件化を推進している。	—	—	相談者に対し相談者自身の選択・協力の必要性等を分かりやすく説明し、相談者の意思に沿った支援をすることとし、早期の警告・事件化を推進している。	生活安全企画課
	・性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・平成25年度は、女性警察官27名(各署1名以上)を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官による相談受理体制を整備した。	相談体制を確保した。	特になし	性犯罪被害者からの相談受理	捜査第一課
	・総合相談窓口の設置・運営等 ・犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業 ・犯罪被害者等人権学習会の実施	・リーフレットの配布等により、総合相談窓口、被害の状況に応じた適切な相談機関、とっとり被害者支援センター・西部相談所の開設日の増設等の周知を実施。 ・地域保健福祉活動連携事業と犯罪被害者等人権学習会を併せ「性暴力被害者支援について考える研修会」を実施(H25.12.6)	・相談窓口等の周知を図ることができた ・円滑な支援につなげるため、研修会において、人権教育の推進者、地域における悩みの相談窓口となっている保健師等に対し、性暴力被害の実態やその支援について理解を深めた。	・犯罪被害者等に対し、相談体制の周知をより一層進めていく必要がある。	・犯罪被害者等相談・啓発事業(被害者相談及び関係団体連絡調整等) ・地域保健福祉活動連携事業(相談窓口となる保健師等を対象とした研修会の実施) ・犯罪被害者等人権学習会の実施	くらしの安心推進課

(3)配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
ステップハウスの運営	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	ステップハウス入居者数9名(H25年度中)	すぐに自立することが困難なDV被害者等に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図った。	支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できない被害者に住居・心理ケアを施し、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	青少年・家庭課
【再掲】ひとり親家庭・DV被害者の就業支援	・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・家庭課
DV被害者の支援	・心のケア事業 ・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	・DV被害者支援職員研修の実施(基礎研修及び専門研修) ・関係機関連絡会の実施(全体会:1回、圏域別:15回) ・DV防止の普及啓発のための街頭キャンペーンの実施:H25.11.12(県内各主要駅及びショッピングセンター等)	・DV被害者支援職員研修の実施により、関係職員の資質向上を図っている。 ・関係機関連絡会及び街頭キャンペーンの実施により、DV防止のための普及啓発を広げている。	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	青少年・家庭課
		婦人相談所に婦人相談員を1名配置し相談援助を実施している。	25年度県婦人相談員相談受付延べ件数272件。夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更生につながっている。		引き続き、市の婦人相談員等とも連携を図りながら夫等からの暴力、離婚、生活困窮等諸問題について相談援助を行い、DV等の早期発見、保護、更生につなげていく。	福祉相談センター
		・中部圏域相談機関担当職員ネットワーク会議:6回/年 ・DV防止啓発キャンペーン:1回/年 ・デートDV学習及び地域DV学習:4回/年 ・女性法律相談:5件/年 ・DV予防支援員連絡会:1回/月	関係機関連携を図った。デートDV学習及び地域DV学習実施校等を新規開拓した。	DV被害者支援について、より一層連携を図る必要がある。デートDV学習をまだ実施していない高校もあり、普及啓発を強化する必要がある。	・中部圏域相談機関担当職員ネットワーク会議:年6回 ・DV防止啓発キャンペーン:年1回 ・デートDV学習及び地域DV学習:年5~6回 ・女性法律相談:月1回 ・DV予防支援員連絡会:月1回	中部総合事務所 福祉保健局

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> 西部圏域関係機関連絡会(研修会)を年1回開催。 相談機関担当職員連絡会を年3回実施 事例検討等に参加し、関係機関と連携を図った。 DV防止啓発キャンペーンの実施 希望する高校に於いてデートDV学習を実施。(11校) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市町村と連携を図った。 デートDV学習の実施校の定着があったり実施校の拡大があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発:地域向けDV学習の要望がない。 高齢者や障がい者虐待の場合市町村と十分な協議が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 西部圏域関係機関連絡会及び相談機関担当職員連絡会の開催。 DV防止啓発キャンペーンの実施 地域向けDV学習及びデートDV学習の実施。 	西部総合事務所 福祉保健局
婦人一時保護所費	婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営	婦人相談所一時保護所においてDV被害者等の保護を行い、安全確保と早期の自立に向けた支援を行っている。	平成25年度の夫等からの暴力による一時保護所における保護件数25件。平均在所日数12.3日。		引き続き婦人相談所一時保護所においてDV被害者等の保護を行い、安全確保と早期の自立に向けた支援を行う。	福祉相談センター
【再掲】 県営住宅の優先入居制度	県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集(母子・父子世帯、多子世帯、その他の子育て世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯等)	DV被害者は優先入居の対象としている。	平成25年度募集実績 ・募集戸数(全体)225戸 ・申込者数(全体)456世帯 ・DV被害者世帯入居決定数0世帯	DV被害者世帯は申込み自体がほとんど無い。	今後も現在の取組を続ける。	住まいまちづくり課
性犯罪抑止対策の推進	性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	子どもや女性に対する声かけ、つきまといの性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、その行為者を特定して、検挙や指導警告を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する等の先制・予防的活動を推進している。 ・あんしんトリプルメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用した不審者情報の発信や、学校等における被害防止教室を開催し、関係機関と連携した被害の未然防止を図っている。	—	—	子どもや女性に対する声かけ、つきまといの性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、その行為者を特定して検挙や指導警告を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する等の先制・予防的活動を推進している。 ・あんしんトリプルメール、とっとりwebマップ、県警ホームページ等を活用した不審者情報の発信や、学校等における被害防止教室を開催し、関係機関と連携した被害の未然防止を図っている。	生活安全企画課
犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催 ・民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援	平成25年度総会において、活動報告・活動計画を審議するとともに、想定事例に対し、各団体が実施可能な施策を協議し、会員相互の連携強化と支援の必要性についての再認識を図った。 ・被害者支援センターが主催するボランティア採用講座へ、講師を派遣する等の支援を行った。	被害者の実態を理解し、緊密な連携、ニーズに即した支援の必要性について再認識することができた。 実務に即した講座ということで、好評であった。	関係機関とのさらなる連携の強化に努める。	引き続き、関係機関との連携強化に努め、ボランティア採用講座への支援も予定している。	警察県民課
	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備(主管組織・庁内連携体制) 支援施策の普及・啓発 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業 犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携事業(再掲) 犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援(主催:とっとり被害者支援センター、共催:県警察、県)[H25.11.21] 街頭広報による普及・啓発活動の実施。 とっとり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助。(H25利用実績なし) 	犯罪被害者等が様々なニーズ(問題)を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を深めた。	県民の犯罪被害者等への理解及びとっとり被害者支援センターの認知が十分ではなく、より一層広報啓発に努める必要がある。	被害者相談及び関係団体連絡調整、フォーラム支援等 ・とっとり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助 ・相談窓口となる保健師等を対象とした研修会の実施 ・犯罪被害者等人権学習会の実施(再掲)	くらしの安心推進課
性犯罪被害者に対する経済的支援	初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担	性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。平成25年度は、8件の申請を受理。(申請に対して全件公費負担実施) ・平成22年度から、医療機関の診察を受け、支払済みのものに対しても公費負担できるように改め、さらに平成23年8月2日から公費支出額の上限を撤廃して全額負担とした。	その目的を達成した。	特になし	初診料の公費負担、初回処置料、診断書料、人工中絶費用の公費負担	捜査第一課
ストーカー行為への対策の推進	ストーカー事案に対する対応	ストーカー事案に対しては、事案の緊急性・危険性に応じた頻度での現状把握をするためのシステムを構築し、状況の変化に適切に対応するとともに、ストーカー規制法に基づき、その要件、効力等を確実に教示し、行政措置、刑事事件化、保護対策、被害者支援等、採るべき措置に応じて積極的に対応している。	—	—	ストーカー事案に対しては、事案の緊急性・危険性に応じた頻度での現状把握をするためのシステムを構築し、状況の変化に適切に対応するとともに、ストーカー規制法に基づき、その要件、効力等を確実に教示し、行政措置、刑事事件化、保護対策、被害者支援等、採るべき措置に応じて積極的に対応している。	生活安全企画課

(4)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 人権相談窓口の設置	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課
	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	人権・同和対策課
【再掲】 男女共同参画推進企業の認定	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
職場環境づくりの推進 (対象：県職員)	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	・ハラスメント防止委員会の設置：委員12名を任命 ・専門相談員の配置による相談体制の整備：外部1名、内部18名 ・相談員を対象とした研修会の実施：4月24日(水)参加者15名 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・最適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施：17所属25回	・職場の職域委員会等へ出向き、出前講座として実施したことで、職員に身近な問題としてとらえることができ意識啓発に繋がった。 ・日頃のコミュニケーションがハラスメント防止につながることを啓発し受講者自身の気づきに繋がった。	・ハラスメント防止対策は、個人の問題はもとより職場全体の問題としてとらえることが必要。 ・日頃のコミュニケーションが重要であり、メンタル不調者の防止の視点とハラスメント防止の観点からもコミュニケーションスキルを高めることを重点的に継続的に啓発していくことが必要。	・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・相談者への対応と所属指導 ・【強化】快適な職場環境づくりへの各所属への出前講座の実施	福利厚生課

●重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 男性相談の実施	・男性臨床心理士による専門相談	・男性相談者のために男性臨床心理士を配置して、毎月1回、面接・電話相談を行った。	男性臨床心理士により、男性特有の課題に対応した。	男性相談者の更なる受け皿の	一般相談において、男性相談員を配置し、男性相談者からの相談に対応。	男女共同参画センター
介護予防対策の推進	・介護予防プログラム作成にあたり、男女の違いに配慮するよう周知	介護予防に関するケアプランは、市町村地域包括支援センター(又はその外部委託)において作成される。その際、本人の身体状況、年齢、性別、家族構成、家族の心身状況、身体状況、近隣の協力関係、地域の資源等さまざまなことがもとより考慮される。よって、殊更に男女の違いに配慮するよう周知することは行っていない。	-	-	-	長寿社会課
女性の健康づくり支援	・健康に関する情報提供、相談体制の整備	各圏域に女性の健康づくり支援センターを設置し、相談業務を随時行った。	相談者へ相談内容に応じた情報提供し、関係機関との連携を図れた。	センターの存在を知らない方も多く、センターの運営内容等周知が必要。	共通ダイヤルの設置等、相談しやすい環境を整える。	子育て応援課
医療提供体制の整備	・マンモグラフィの整備など性差医療を推進するための体制整備	5病院でマンモグラフィを更新	乳がん対策の充実が図られた。	平成25年度にマンモグラフィを更新予定であった病院のうち、1箇所が更新できなかった。	平成25年度中にマンモグラフィを更新できなかった病院での更新	医療政策課
各種がん検診の受診促進	・がんに対する正しい知識の普及・啓発とがん検診受診啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	胃がん 24.6% 肺がん 26.4% 大腸がん28.5% 子宮がん29.6% 乳がん 28.1%	さまざまな広報媒体を活用したがん検診受診率向上の啓発や本県独自のがん検診啓発トイレットペーパーの作成などを行ったことにより、一部のがん検診において受診率がわずかながら向上した。	子宮がん及び乳がんの受診率が低下(子宮がん:H23 30.7%→H24 29.6%、乳がん:H23 29.3%→H24 28.1%)している。 特に75歳未満年齢調整死亡率が上昇傾向にある乳がんについての普及・啓発が課題。	・がん検診受診の受診啓発について、テレビ、ラジオ、新聞のほか、大型ショッピングセンターでのイベント開催など。各種メディアを連携させたキャンペーンを行う。 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供。 ・乳がん患者団体等が地域で実施されるイベントと連携し、乳がん検診及び自己触診法をPR。 ・がん対策の推進に協力していただけの企業をハトナ企業として認定。 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合には必要となる費用の一部を県が補助。 ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合には必要となる検診車休日割増費用の一部を支援。 ・県福祉保健局が中心となり、各圏域(県東部、中部、西部)の関係者が連携し、地域に密着した検診体制、受診率向上対策、啓発活動等について協議。	健康政策課
自殺予防に関する普及啓発	・自殺予防週間(9月10日～16日)に、街頭キャンペーンを実施 ・自殺対策フォーラム開催 ・自殺予防リーフレット等による啓発 ・「眠れていますか？睡眠キャンペーン」を各圏域で展開	・自殺予防週間(9月)に、各圏域でキャンペーンを実施。 ・各圏域で自殺対策フォーラムを開催 ・自殺予防チラシ、リーフレット、啓発物による啓発活動 ・「眠れていますか？睡眠キャンペーン」を各圏域で実施。	自死者数は24年に続き、25年も全国で一番少ない数となった。	自死者数が減ったといっても、130人の方が亡くなっている状況に変わりはないため、引き続き、地道な活動が必要。	25年度と同様	健康政策課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
ゲートキーパー養成研修	・市町村に配置される健康づくり推進員等を対象に、新たに「気づき」、「つなぎ」、「見守り」に重点を置いたゲートキーパー養成研修を実施	・各圏域でゲートキーパー養成研修を実施	ゲートキーパー養成研修の受講者が着実に増加	同上	25年度と同様	健康政策課
「健康づくり文化」の創造	・県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、日常的に健康づくりを行う「健康づくり文化」の定着を目指した普及・啓発 ・健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定 ・健康づくり文化創造推進県会議の開催 ・糖尿病の診療連携体制の構築	・健康づくり応援施設の認定数の増加 ・ウォーキングに取り組んでもらえるための事業を展開 ・糖尿病医療連携登録医の増加 ・糖尿病と歯周病との関連性を説明したリーフレットの作成	健康づくり応援施設や糖尿病医療連携登録医も年々着実に増加。 (健康づくり応援施設1,711施設、糖尿病医療連携登録医151人) ウォーキングやとりっぽ利用者は年々増加	糖尿病をはじめとする生活習慣病予防の取り組みが必要。	25年度と同様	健康政策課

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
【再掲】 女性の健康づくり支援	・望まない妊娠予防に関する健康啓発の実施 ・避妊、中絶等に関する相談の実施	県及び市町村の保健師を対象とした相談スキルアップ研修の開催(H26.2)。	飛躍的に中絶率が下がった他県の取組状況を参考に、本県の取組現状との比較ができた。	県の中絶率は依然高く、また年代により中絶の原因が異なるため、10代・20代・30代の各年代に応じた内容で啓発に努める必要がある。	思春期及び思春期以降の性に関する課題に対し、調査機関を設け、調査研究、人材育成、相談・教育技術の向上を図る。	子育て応援課
いまからはじめる！いつかはババママ事業	・将来親になるために妊娠・出産の正しい知識を身につけるための、出前教室、セミナー、相談会等の開催やテキストの作成、意識調査を行う。	出前講座の実施(25回/年)講演会の開催 フリーペーパーによる妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発	妊娠・出産の基礎知識、ライフプランの必要性を啓発。	出前講座がさまざまな団体等で開催できるよう、引き続き事業の周知を図る。	妊娠・出産・中絶・妊娠適齢期等の正しい知識の普及やライフプランを考え、妊娠・出産等具体的に考える機会となるよう事業を展開する。	子育て応援課
妊娠中毒症等療養支援費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する支援費の給付	給付実績1件	支援費が必要な方の負担軽減を実施。	利用者が少ないため、制度の再周知が必要。	支援費給付の継続。制度の再周知。	子育て応援課
妊婦健康診査費の助成	・妊婦健康診査に要する経費の助成	平成25年度から全14回の妊婦健康診査を市町村が地方財政措置により実施。	—	—	—	子育て応援課 →各市町村
不妊治療等の支援	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	特定不妊治療費の助成について、年度内に制限なく助成を受けることができるよう制度の拡充を行った。	助成利用件数の増加。	不妊専門相談センターの認知度が低く、周知が必要。	相談希望者の利便性を考え、不妊専門相談センターの土曜日の相談実施。助成事業については継続実施。	子育て応援課
思春期からの妊娠・出産支援	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	思春期ピアカウンセラーの養成研修、及び思春期ピアカウンセラー活動の支援を行った。	思春期ピアカウンセラーを養成し、中学校や高校に出向き、同世代の仲間(ピア)として、若者に寄り添い、健康教育、相談を受け付けた。	活動を行った学校等の評価も高く、引き続き支援を継続していく。	引き続き研修、活動の支援、活動内容の普及啓発を図る。	子育て応援課
周産期・小児医療の充実	・ハイリスク患者の情報等を分娩取扱医療機関間で情報共有できる周産期医療情報システムの運営 ・総合周産期母子医療センターに県内医療機関のハイリスク患者の把握等を行う搬送コーディネーターを設置 ・子どもの発病時の対処方法等に対する地域への出前講座と小児救急ハンドブックの作成 ・小児救急電話相談の実施	・周産期医療情報システムの運営・改修 ・搬送コーディネーターの配置(1名) ・出前講座の開催(12件) ・小児救急ハンドブックの作成:20,000部 ・小児救急電話相談:2,756件	今年度周産期医療情報システムの改修を行うとともに、搬送コーディネーターを継続配置し、産科医療従事者の負担軽減を図った。 また、出前講座、ハンドブック、電話相談により、救急医療に関する意識啓発等が進んだ。	・周産期医療情報システムに未参加の医療機関の参加促進 ・搬送コーディネーターの継続配置 ・産科医療従事者の負担を軽減するための県民の意識啓発の更なる推進	・周産期医療情報システムの運営 ・搬送コーディネーターの継続配置 ・出前講座の開催 ・小児救急ハンドブック、救急医療に関する意識啓発のリーフレットの作成 ・小児救急電話相談の実施	医療政策課
【再掲】 学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を活用した学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	体育保健課
【再掲】 心や性等の健康問題対策	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	体育保健課

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
体育実技等補助職員の措置(対象:公立学校教職員)	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・小学校においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校においては妊娠中女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。	小学校0人、中学校1名	必要に応じて配置できた。	・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図る。	小中学校課
		単一障がい学級を担当する教諭においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、主に重複障がい学級を担当する教諭などの場合で、その教諭が担当する身体的負担を伴う授業の時間数が週12時間を越えるときには、妊娠中の女子教諭が1人生じた場合について、非常勤講師を配置	11名配置	必要に応じて配置できた。		・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図る。

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	施策の内容	実施状況	成果	H25年度の実施状況を踏まえた課題	H26年度の施策内容	担当課
エイズ予防対策	・正しい知識の普及啓発、予防教育	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。	・新聞広告、ラジオスポット、テレビスポット等による啓発を実施。 ・県内の図書館、高校等でパネル展示を実施。 ・学校祭で保健所のブースを設置し、啓発を実施。 ・県内の駅やショッピングセンター、学校等にて街頭キャンペーンを実施。	・継続した取組に加えて、パネル展示先の追加等の新たな取組も行われているため、引き続き予防啓発活動を実施する。	○性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 ○世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。	健康政策課
【再掲】思春期からの妊娠・出産支援事業	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子育て応援課
【再掲】学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を活用した性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会の開催 ・性教育指導実践研修会の開催	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	体育保健課
【再掲】心や性等の健康問題対策	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	体育保健課
【再掲】薬物乱用防止教育の充実	・薬物乱用防止教育研修会の開催	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	体育保健課

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

第3次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の進捗状況

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

○平成25年度の実績値から次のA～Eで評価
 A: 目標値を達成しているもの、ほぼ達成しているもの
 B: 数値が順調に伸びてきているもの
 C: 数値が停滞しているもの、進展がみられないもの
 D: 目標達成が困難と思われるもの、基準から進捗状況が後退しているもの
 E: 直近のデータで実績が計測できないもの(数年に一度の調査など)

重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
県の地方公務員採用者(大学卒業程度)に占める女性の割合	人事企画課	26.9%	H21 28.6%	H24 24.0%	H25 36.4%	30%程度 H28	A 性別に関係なく採用する必要があるものの、働きやすい職場環境の整備を推進する必要がある。
県の課長相当職以上に占める女性の割合	人事企画課	10.8%	H22.4 10.6%	H25.4 11.5%	H26.4.1 12.0%	12%程度 H28	A 目標は達成したものの、引き続き女性の登用を推進する必要がある。
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 男女共同参画推進課	40.3%	H22.4 41.2%	H25.4 43.0%	H26.4.1 44.0%	40%以上 H28	A 目標を達成しており、引き続き男女いずれも4割を下回らないように努める。
男女共同参画に関する職員研修を行う県の機関	男女共同参画推進課 男女共同参画センター	年間15箇所	H22 年間21箇所	H24 年間25箇所	H26.3.31 年間25箇所	年間30箇所 H28	B 実施回数は目標値に近づいている。DVDの活用などによる研修内容の工夫が必要。
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数	男女共同参画センター	年間22回	H22 年間77回	H24 年間70回	H26.3.31 年間57回	年間100回 H28	C よりん彩による出前の実施回数は前年度を下回ったが、人材バンク登録者を活用した自主講座の提供など多様な研修支援が必要。
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	94人	H23.3 95人	H25.3 106人	H26.3.31 110人	200人 H28	C 登録者数は少し増加したが目標値との差は大きい。登録者の活用を促進することも課題。
県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	雇用人材総室	累計10名	H23 累計16名	H25.3 累計22名	H26.3.31 累計23名	累計35名 H26	C 平成25年度においては女性の受講者が少ない状況であったため、今後研修実施の際の広報方法の見直しが必要。
小中学校の教頭以上に占める女性の割合	小中学校課	24.3%	H22.5 22.7%	H25.4 22.6%	H26.4.1 22.0%	30%程度 H28	C 管理職試験における女性の受験者を増やすことにより、校長、教頭候補者名簿掲載者を増やす。
高等学校の教頭以上に占める女性の割合	高等学校課	4.3%	(県立のみ)4.0%	(県立のみ)4.0%	H25.4 8.0%	10%程度 H28	B 順調に推移している。
特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	特別支援教育課	43.5%	H22.5 50%	H24.5 45.5%	H26.4.1 45.8%	40%程度 H28	A 管理職として有能な女性の登用に努めている。

重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	54.1%	H21 54.1%	H21 54.1%	H21 54.1%	100% H26	E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について反対する割合	男女共同参画推進課	44.8%	H21 44.8%	H21 44.8%	H21 44.8%	55% H26	E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であるとする割合	男女共同参画推進課	12.0%	H21 12.0%	H21 12.0%	H21 12.0%	25% H26	E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
男女共同参画推進条例制定市町村	男女共同参画推進課	14市町村	H22 16市町村	H24 18市町村	H26.3.31 18市町村	19市町村 H28	B 未制定の1町について、女性団体を中心に条例制定に向けた動きがあり、26年度以降の制定に向け期待される。
男女共同参画交流室設置数	男女共同参画推進課	7市町村	H22 7市町村	H24 7市町村	H25 7市町村	19市町村 H28	C 引き続き市町村における情報提供・学習の場の充実を図るよう呼びかける。
よりん彩ネットの会員数	男女共同参画センター	212会員	H22 273会員	H24 281会員	H26.3.31 289会員	400会員 H28	C 会員数は増加したが目標値との差は大きい。今後とも機会を捉えた積極的な勧誘が必要。
男女共同参画センターが実施する出前講座の回数(再掲)	男女共同参画センター	年間22回	H22 年間77回	H24 年間70回	H26.3.31 年間57回	年間100回 H28	C よりん彩による出前の実施回数は前年度を下回ったが、人材バンク登録者を活用した自主講座の提供など多様な研修支援が必要。
公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7%	H22 100%	H24 98.3%	H26.3.31 98.3%	100% H28	A 各校生徒の実態や地域の実情に応じ実施されている。
公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4%	H22 88.5%	H24 100%	H26.3.31 100%	100%を維持 H28	A H24に引き続き、100%を維持している。

重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
子ども会役員における男性の割合	男女共同参画推進課	22.1%	H22 32.2%	H24 33.2%	H26.4.1 33.5%	40% H28	B 目標達成に向け順調に伸びている。
男性の育児休業取得促進を働きかけている事業所の割合	男女共同参画推進課	6.2%	H21 6.2%	H21 6.2%	H21 6.2%	15% H26	E 男女共同参画認定事業制度を通じた企業への働きかけ等を引き続き実施する。
仕事を持つ男性の育児・家事関連時間	男女共同参画推進課 子育て応援課	1日34分	H18 1日36分	H23 1日36分	H23 1日36分	1日60分 H28	E 男性・夫婦向けセミナーの実施等、男性の家庭生活への参画推進に向け取り組んでいる。
男女共同参画センター事業参加者における男性の割合	男女共同参画センター	27.0%	H22 32.0%	H24 40.3%	H26.3.31 42.8%	40% H28	A 男性の参加割合は着実に増加している。夫婦での参加を促すなど今後とも工夫に努めたい。
男女共同参画センターが実施する男性の家庭・地域活動への参画支援講座の回数	男女共同参画センター	年間5回	H22 年間5回	H24 年間11回	H26.3.31 年間11回	年間10回 H28	A 男性への普及啓発を促す講座を目標に向けて充実させた。今後も男性向けの講座を企画していく。
【再掲】公立中学校における職場体験の実施状況	小中学校課	96.7%	H22 100%	H24 98.3%	H26.3.31 98.3%	100% H28	A 各校生徒の実態や地域の実情に応じ実施されている。
【再掲】公立高等学校におけるインターンシップの実施状況	高等学校課	65.4%	H22 88.5%	H24 100%	H26.3.31 100%	100%を維持 H28	A H24に引き続き、100%を維持している。

重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
女性消防団員数	消防防災課	132人	H22.10 129人	142人	H25.4 151人	H26.1.1 250人	H28 B 県内の女性消防隊、市町村(女性)消防団等を一員とした鳥取県女性防火・防災連絡協議会を設置し、消防団活動や自主防災活動への女性の積極的な参画等に取り組んでいるほか、市町村も女性の入団促進を積極的に行っており、県内の総団員数が減少している中、女性団員が漸増している状況にある。 近年、火災予防や防災教育、応急手当の普及指導等、女性消防団員が地域の安全確保のために果たしている役割は大きく、今後も女性の入団促進を積極的に行っていく必要がある。
自治会役員における女性の割合	男女共同参画推進課	2.7%	H22 3.8%	3.2%	H25.4 3.7%	H26.4 10%	H28 C 市町村と協力して地域における男女共同参画を推進していく必要がある。
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画推進課	33.9%	H21 33.9%	33.9%	H21 33.9%	H21 50%	H26 E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
県、市町村、団体等が実施する人材養成講座の回数	男女共同参画センター	年間30回	H22 年間84回	年間38回	H24 年間43回	H26.3.31 年間50回	H28 B 市町村の行う講座数が増えてきている。
県、市町村が公民館、自治会等の男女共同参画に関する講座に講師を派遣する回数	男女共同参画センター	年間58回	H22 年間83回	年間99回	H24 年間85回	H26.3.31 年間80回	H28 A 目標を達成しているが今後も啓発に努めたい。

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標5 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	398社	H22 455社	474社	H25.3 485社	H26.3.31 600社	H28 C 認定件数が伸び悩んでいる等の現状を踏まえ、企業の実状を踏まえた上で実効性を高めていく必要がある。
「職場」において男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画推進課	25.1%	H21 25.1%	25.1%	H21 25.1%	H21 50%	H26 E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
25歳から44歳までの女性の就業率	雇用人材総室	76.7%	H19 76.7%	79.0%	H24.10 79.0%	H24.10 現状以上	H32 A 就業率が伸びたことは女性の社会参加、活躍が進んでいることの証であり、評価できる。一方で2割強の女性が就業していない(就業できていない)。

重点目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	17.8%	H21 17.8%	17.8%	H21 17.8%	H21 50%以上	H26 E 男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
育児休業制度がある事業所の割合	男女共同参画推進課	87.0%	H21 87.0%	87.0%	H21 87.0%	H21 100%に近づける	H26 E -
介護休業制度がある事業所の割合	男女共同参画推進課	79.7%	H21 79.7%	79.7%	H21 79.7%	H21 100%に近づける	H26 E -
育児・介護のための短時間勤務等を利用できる事業所の割合	男女共同参画推進課	68.5%	H21 68.5%	68.5%	H21 68.5%	H21 100%に近づける	H26 E -
延長保育設置か所数	子育て応援課	112か所	H22 127か所	131か所	H24 133	H26.3.31 132か所	H26 A 既に目標を達成しており、今後は子ども子育て支援新制度の施行に応じて、支援を行っていく。
一時保育設置か所数	子育て応援課	61か所	H22 62か所	69か所	H24.9 72	H26.3.31 66か所	H26 A 既に目標を達成しており、今後は子ども子育て支援新制度の施行に応じて、支援を行っていく。
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置している小学校区の割合	子育て応援課	95%	H22 95%	100%	H25.3 100%	H26.3.31 95%	H26 A H26は県内で1クラブ増となったが、市部を中心に放課後児童クラブに入れぬ児童が発生しており、市町村へ働きかける等、引き続き整備を促進していく。
ファミリー・サポート・センターが利用できる市町村数	子育て応援課	16市町	H22 17市町村	17市町村	H25.3 17市町村	H26.3.31 19市町村	H26 A 約9割の市町村で実施しているが、未設置の2町(伯耆町・日野町)は、ニーズが少ない等の理由で、当面、開設予定なし。全市町村での実施体制を構築するためには、広域実施の仕組みづくりの検討も必要。
子育て応援パスポート協賛店舗数	子育て応援課	2103店舗	H23 2275店舗	2362店舗	H25.3 2349店舗	H26.3.31 2500店舗	H26 C 県内協賛店加盟店は現状、飽和状態にある。よって、今後は大幅な店舗数の増大は見込めない。
地域子育て支援拠点事業	子育て応援課	46か所	H22 49か所	49か所	H25.3 52か所	H26.3.31 51か所	H26 A 今後は地域子育て拠点に係る整備及び運営費補助等の支援に努め、拠点の増加を目指す。
とっとり子育て隊認定数	子育て応援課	2931隊	H23 3190隊	3774隊	H25.3 3962隊	H26.3.31 5425隊	H26 B 隊員数はH23から35.2%増と、順調に増加しているものの、目標数(5,425隊)とは依然として約1,500隊開きがあるのが現状である。地域での子育てを支援するため、今後も県内で開催される子育てイベント等の機会を捉え、入隊勧誘を継続していく。
週労働時間60時間以上の有業者の割合	雇用人材総室	11.2%	H19 11.2%	9.5%	H24 9.5%	H24 5割減	H32 B 5年経過時(H24)の達成率は30%、次回は10年経過時のH29に経過を確認する。
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	416社	H22 533社	562社	H25.3 570社	H26.3.31 500社	H25 A H25年度末で目標であった500社を達成。今後は、企業数の増加とともに、取組の充実がより進むような支援を検討していく必要がある。
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	4.95%	H22 5.11%	5.52%	H24 5.59%	H25 10%以上	H26 B 引き続き、取得率向上のための取組が必要。
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	人事企画課	10.4日	H22 10.2日	10.6日	H24 10.2日	H25 12日	H26 C 目標設定以降も毎年平均10日代であり、基準に達していない。

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	人事企画課	12.1%	H22 9.2%	H24 10.4%	H25 12.9%	H25 10%	D 平成24年度以降、時間外実績が再び増加傾向にある。
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	11.0%	H22 9.0%	H24 8.0%	H25 7.9%	H26.3.31 11%以上	C 男性職員の育児休業取得者が職場に少なく、職場全体の意識が依然低いと思われる。様々な育児に関する制度の周知を含めて、意識啓発を図っていく。
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	教育総務課	11.3日	H22 11.4日	H24 12.0日	H25 12.1日	H26.3.31 15日以上	C 多くの教育課題に即時かつ継続的に対応する必要があるため、まとまった年次有給休暇を取得しにくい。しかし、ワークライフバランスを推進する立場から、少なくとも年15日(1か月当たり1日以上)の年次有給休暇を目標に掲げるなどのスローガン等による啓発で、意識の高揚を図っていく。
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	教育総務課	11.2%	H22 11.9%	H24 15.0%	H25 18.6%	H26.3.31 10%	D 時間外勤務(業務)の削減対策は強化しているものの、新しい施策や不祥事への対応等による業務増により結果として上回っている。勤務管理の徹底や継続的な意識改革・業務改善を行っていく必要がある。
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	8.3%	H22 13.6%	H24 7.1%	H25 8.0%	H26.3.31 10%以上	C 女性が多数を占める職場であり、対象となる男性職員に限られていることに加え、意識の浸透が進まなかったことにより、目標達成に至らなかった。
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	病院局総務課	9.2日	H22 9.1日	H24 9.0日	H25 8.2日	H26.3.31 12日以上	C 交代制勤務で融通が利きにくいこと及び看護職等医療職の確保が進まないこと等により目標達成に至らなかった。
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)	病院局総務課	14.8%	H22 10.6%	H24 11.5%	H25 13.2%	H26.3.31 10%	C 医療需要に職員の増員が追いつかないこと等により目標達成に至らなかった。
男性警察職員の育児休業取得率	警察本部警務課	1.6%	H22 0%	H24 0%	H25 0%	H26.3.31 10%以上	D 男性の育児休業の取得はないものの、特別休暇(子の看護休暇、育児のための休暇等)の取得は増加傾向にある。
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	警察本部警務課	5.7日	H22 5.8日	H24 6.2日	H25 6.0日	H26.3.31 8日以上	C 年度により増減はあるものの、平均すると徐々にではあるが、年休の取得日数は増加傾向にある。今後も業務の合理化等により取得の促進を図る。

重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等
農業協同組合における女性正組合員の割合	農林水産総務課	18.1%	H22 18.2%	H25.1 18.3%	H26.1.31 18.5%	H28 30%以上	C 元々女性の割合が高い正組合員は、高齢化等により減少している状況にあり、数値的には増加したが目標値との差は大きい。今後とも機会を捉えた各JAの積極的な勧誘が必要。
農業協同組合の支店における女性運営委員の割合	農林水産総務課	10.8%	H22 10.2%	H25.1 10.9%	H26.1.31 11.2%	H28 20%以上	C 数値の伸びが鈍く、各JAに対して女性登用の促進を働きかけていく。
農業協同組合における女性総代の割合	農林水産総務課	7.7%	H22 7.8%	H25.1 7.8%	H26.1.31 8.1%	H28 5%以上	A 目標値は達成しており、順調に数値は伸びている。
農業協同組合における女性役員数	農林水産総務課	7人	H22 10人	H25.1 9人	H26.1.31 7人	H28 6人以上	A 基準、目標値は達成しており、現状維持に努めている。
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	29%	H23 29%	H24.10 27%	H25.10.10 27%	H29 40%	C H26年度に、3年に1度の委員改選(15/19市町村)に向け、市町村長に働きかけを行う。
女性認定農業者数	経営支援課	61人	H22 64人	H24.3 64人	H25.3.31 61人	H28 75人	C 県内の認定農業者数全体が毎年度大きく減少(H23年度:1094→H24年度:1045)しているため、なかなか女性認定農業者数を増加させることが難しい状況。
指導農業者に占める女性の割合	とっとり農業戦略課	28%	H22 28%	H25.3 28%	H26.3.31 26%	H28 40%	D 平成26年2月認定替えの際、推薦母体である市町村に女性推薦の向上を依頼したが、辞退される方が多く、低下した。
家族経営協定締結農家数	とっとり農業戦略課	227組	H22 228組	H25.3 240組	H26.3.31 243組	H28 260組	B 女性の視点での経営改善を進める手段として経営改善計画樹立や後継者の就業等機会を捉えて啓発した。
農業協同組合生産部役員における女性の割合	とっとり農業戦略課	7.0%	H22 6.8%	H25.1 8.9%	H26.3.31 10.6%	H28 10%	A JA生産部の合併等に併い、役員、指導員人数自体が減少傾向にあり、女性の登用を増加させることは困難。
農業協同組合生産部指導員における女性の割合	とっとり農業戦略課	7.0%	H22 4.5%	H25.1 4.4%	H26.3.31 3.7%	H28 10%	D
女性が主体となっている起業農家及び組織数	とっとり農業戦略課	74組織	H22 70組織	H25.3 59件	H26.3.31 59件	H28 85件	C ・構成員の高齢化により活動休止する組織もあり、減少傾向にある。 ・6次産業化志向農家は男性が経営主の場合が多く、女性が表に出にくい。
女性漁業士数	水産課	0人	H22 0人	H25.3 0人	H26.3.31 0人	H28 1人	D 漁業に就業したいという女性が少ない。
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	経済産業総室	年間47件	H22 年間48件	H25.3 年間36件	H26.3.31 年間36件	H28 年間60件以上	C H25の創業件数は前年同数だが、創業件数全体に占める女性の割合は上がっている。
【再掲】県の中堅リーダー育成支援事業で養成する企業の女性数	雇用人材総室	累計10名	H23 累計16名	H25.3 累計22名	H26.3.31 累計23名	H26 累計35名	C 平成25年度においては女性の受講者が少ない状況であったため、今後研修実施の際の広報方法の見直しが必要。

C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等					
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.9%	H23.2	21.9%	21.9%	H23.2	21.9%	H23.2	50%	H28	E	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに多くの県民が興味を持てるようキャンペーン啓発の展示場所・機会の選定など、その充実に努めた。 学校対象の出前授業、一般県民を対象とする出前講座を実施し、県民のユニバーサルデザインに対する理解を促進することができた。 UD基礎研修を実施したことにより、職員がUDに対する認識を高めることができた。また、実践的なステップアップ研修により、日々の業務にUDの考え方を取り入れるきっかけづくりができた。 更に理解を促進するため、UD専門員を配置し、出前授業、出前講座等に対応していく。
あいさポーター数	障がい福祉課	31,188人	H23.11	62,541人	121,218人	H25.3	207,742人	H26.3.31	14万人	H26	A	<p>H26年3月末現在までに約20万人のあいさポーターが誕生するなど多くの賛同を得ている。その反面、運動の広がりへの期待も大きいことから、一層の運動推進を行い、共生社会実現のため、障がいへの理解を更に広げていく必要がある。</p>
公共職業訓練修了者の就業率	雇用人材総室	75.7%	H22.6	82.5%	69.1%	H25.4	69.2%	H26.3.31	80%	H28	C	一人でも多くの就職に向け、訓練生一人ひとりに対してきめ細かな就職の支援を行った。就職率については昨年度と同程度であった。
障がい者の実雇用率(民間企業)	雇用人材総室	1.78%	H23.6	1.8%	1.8%	H24.6	1.77%	H25.6.1	1.8%	H28	B	目標の2.0%を視野に、順調な伸びが期待できる。
障がい者の実雇用率(知事部局)	人事企画課	2.33%	H23.6	2.33%	2.27%	H24.6	2.39%	H25.6	現状以上	H28	A	今後、法定雇用率の引上げも見込まれることから、引き続き現状を上回る障がい者雇用の取組が必要
障がい者の実雇用率(教育委員会)	教育総務課	1.63%	H23.6	1.67%	1.71%	H25.4	1.93%	H25.12.31	2.0%	H28	B	様々な取組が功奏し、26年度は目標を達成する見込み。今後も継続的に実雇用率を上回るよう、現場ニーズを踏まえた対応を行っている。
障がい者の実雇用率(病院局)	病院局総務課	1.57%	H23.6	1.57%	2.6%	H24.6	2.6%	H26.3.31	2.1%	H28	A	目標達成済み
障がい者の実雇用率(警察本部一般職員)	警察本部警務課	2.08%	H23.6	2.08%	2.03%	H24	2.01%	H26.3.31	現状以上	H28	A	国の成果目標はクリアしており、引き続き障がい者雇用を推進していく。

重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等					
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	男女共同参画推進課	2.0%	H21	2.0%	2.0%	H21	2.0%	H21	0%に近づける	H26	E	男女共同参画センターを中心にDVに関する普及啓発に努めている。数値目標については、平成26年度実施予定の男女共同参画意識調査で効果を測定する。
市町村におけるDV相談支援センターの数	青少年・家庭課	0か所	H22	0か所	0か所	H24	0か所	H26.3.31	1か所	H27	C	設置の働きかけを行うが、市町村におけるDV相談支援センターの設置に至っていない。

重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援

項目	所管課	基準	H23	H24	H25	目標値	評価・課題等					
男女共同参画センターにおける男性相談件数	男女共同参画センター	年間682件	H22	年間538件	年間805件	H24	660件	H26.3.31	年間800件	H28	B	男性相談の更なる受け皿の拡充が必要。
妊娠11週以下での妊娠の届出率	子育て応援課	87.6%	H21	89.5%	90.1%	H24	91.1%	H26.3.31	100%	H29	B	90%を超え、良い傾向にある。早期の妊娠の届出が安全で安心した出産につながる。
県内のNICU病床数	医療政策課	15床	H23.5	15床	18床	H25.3	18床	H26.3.31	18床	H25	A	目標達成済み
妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	子育て応援課	3.9%	H21	3.6%	3.2%	H24	3.5%	H26.3.31	0%	H29	C	横ばい状態。喫煙による母子への影響について、市町村や医療機関における啓発活動や保健指導への取組を継続していくことが必要。
胃がん検診受診率	健康政策課	22.7%	H21	23.0%	23.4%	H23	24.6%	H26.3.31	50%以上	H29	B	目標値(受診率50%)に対しては、実績は大きく乖離しているものの、一部のがん検診においては受診率が向上している。
肺がん検診受診率	健康政策課	24.1%	H21	23.6%	25.3%	H23	26.4%	H26.3.31	50%以上	H29	B	【H23→H24受診率】 胃がん: 23.4% → 24.6% 肺がん: 25.5% → 26.4% 大腸がん: 27.4% → 28.5% 子宮がん: 30.7% → 29.6% 乳がん: 29.3% → 28.1%
大腸がん検診受診率	健康政策課	25.6%	H21	25.8%	27.4%	H23	28.5%	H26.3.31	50%以上	H29	B	引き続き受診奨励のための啓発活動等に努め、受診率が向上し続けるよう「鳥取県がん対策推進県民会議」等により進捗管理を行っている。
子宮がん検診受診率	健康政策課	26.6%	H21	30.1%	30.4%	H23	29.6%	H26.3.31	50%以上	H29	B	とりわけ、受診率が低下し、かつ、75歳未満年齢調整死亡率が上昇傾向にある乳がんに対しては重点的に啓発活動等に取り組むこととする。
乳がん検診受診率	健康政策課	27.4%	H21	30.5%	29.6%	H23	28.1%	H26.3.31	50%以上	H29	B	
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	51.7%	H21	51.7%	51.7%	H21	51.7%	H21	60%以上	H26	E	数値目標については、平成26年度実施予定の県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査で効果を測定する。

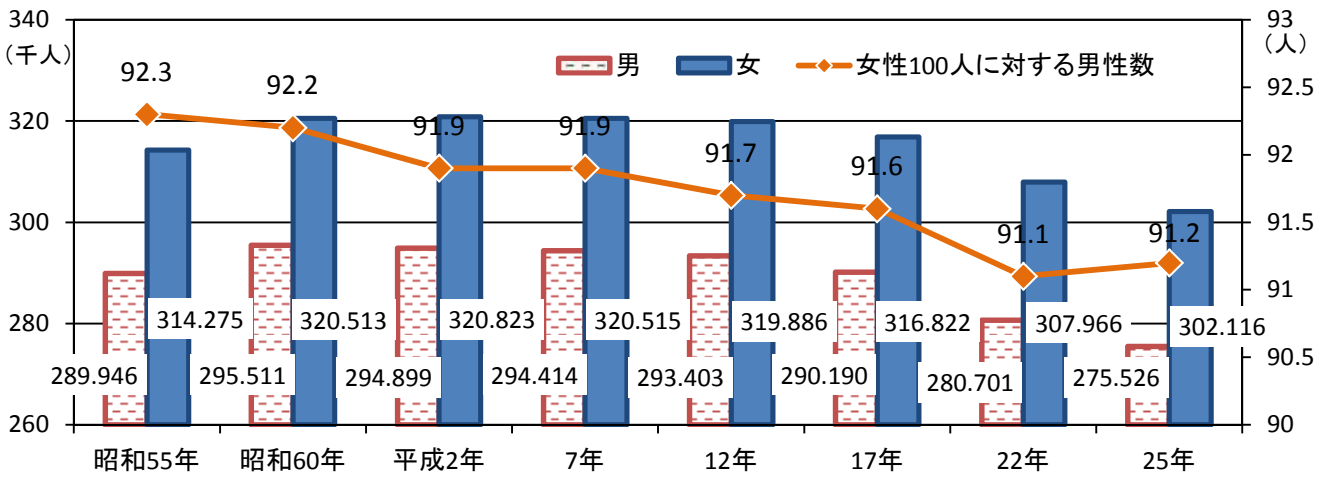
Ⅳ データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

平成25年10月1日現在の本県の人口は577,642人で22年に比べ11,025人減少している。男女別に見ると、女性が302,116人、男性が275,526人で、女性が26,590人多く、女性100人に対する男性の数は91.2人となっている。

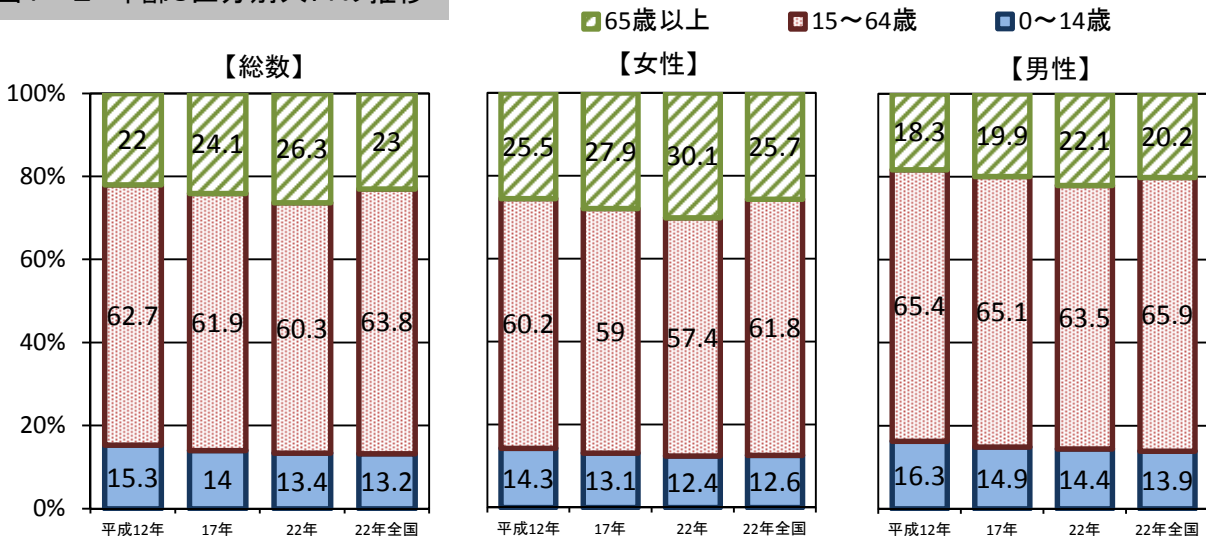
図1-1 人口の推移



資料:昭和60年～平成22年 総務省「国勢調査」
平成25年 鳥取県年齢別推計人口

平成22年の国勢調査をみると男女とも高齢化が進んでおり、女性の老年人口の割合は30.1%と、その率は男性の22.1%よりも8%高くなっている。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

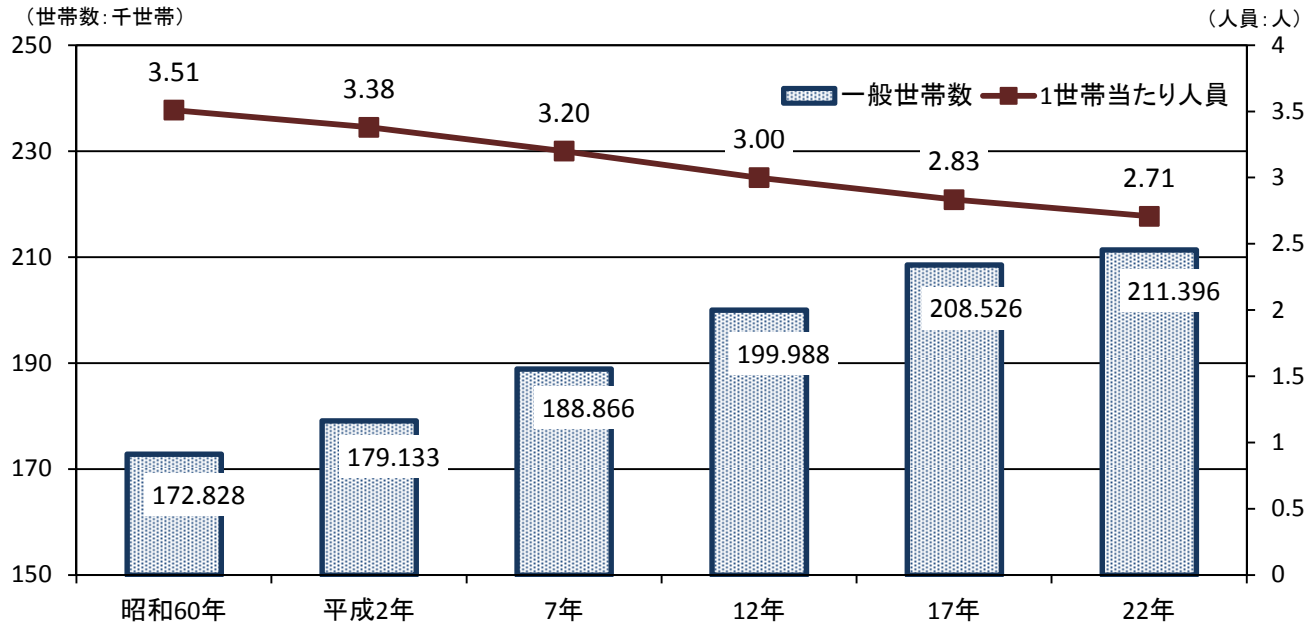


資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

(2) 世帯

平成22年の国勢調査では、本県の一般世帯数は17年に比べ2,870世帯増加しているが、1世帯当たり人員は17年の2.83人から2.71人へと減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

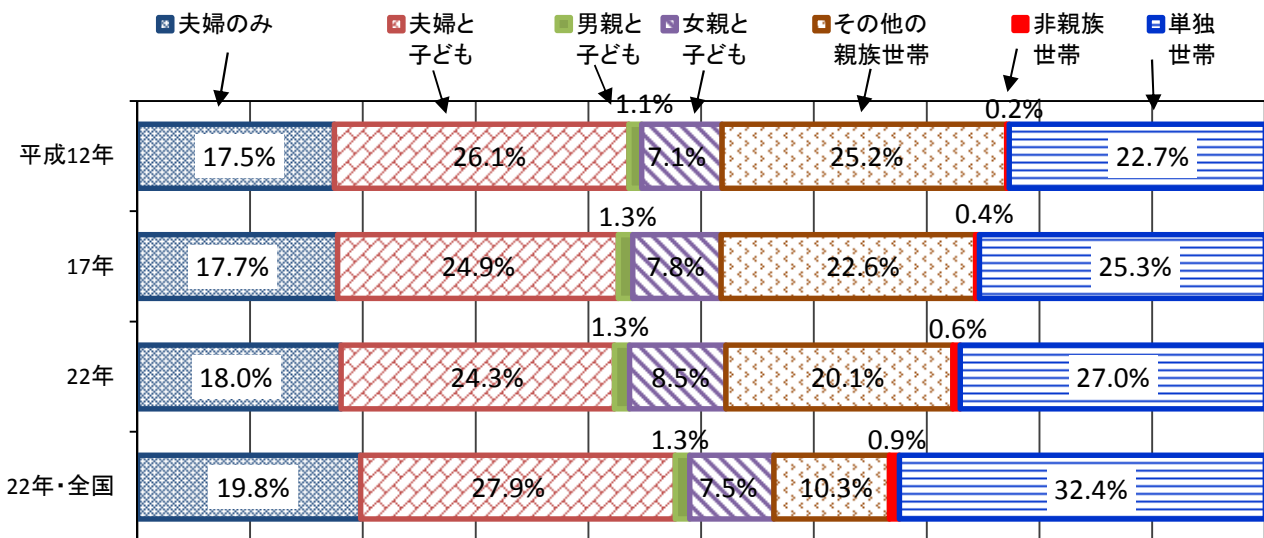


(注)「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県一般世帯の家族類型は、17年と比べ「単独世帯」は1.7%、「女親と子ども世帯」は0.7%増加しているが、「その他の親族世帯」は2.5%減少している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



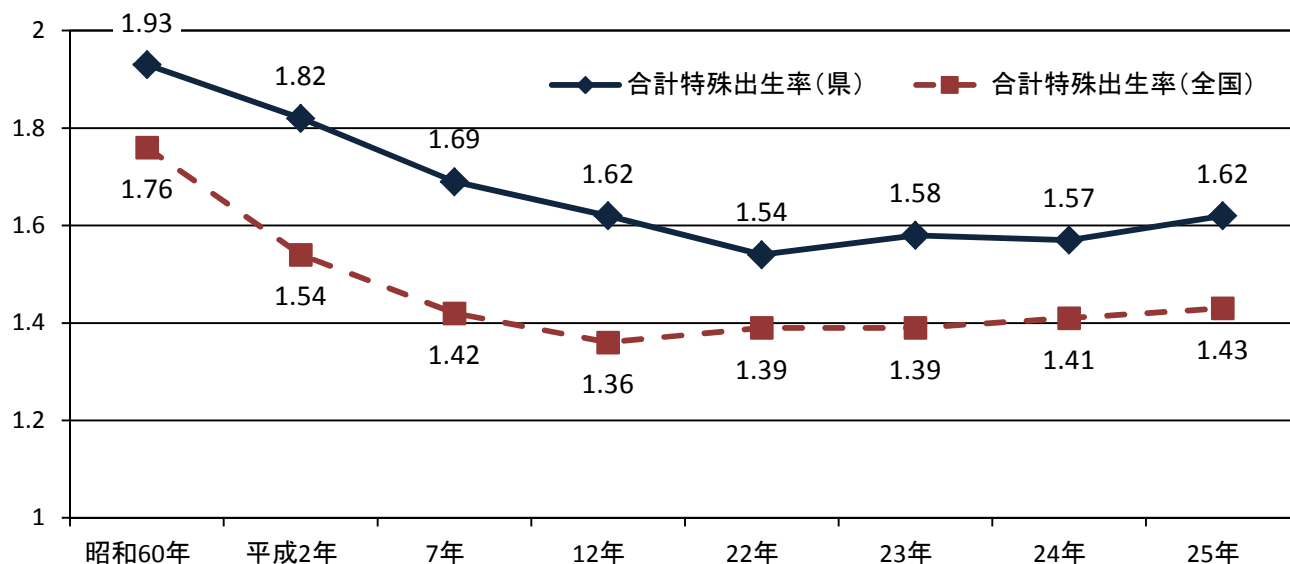
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単独世帯・・・世帯人員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

(3) 人口動態

平成25年の本県の合計特殊出生率は全国を上回って推移しており、昨年より0.05ポイント上昇し1.62であった。

図1-5 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

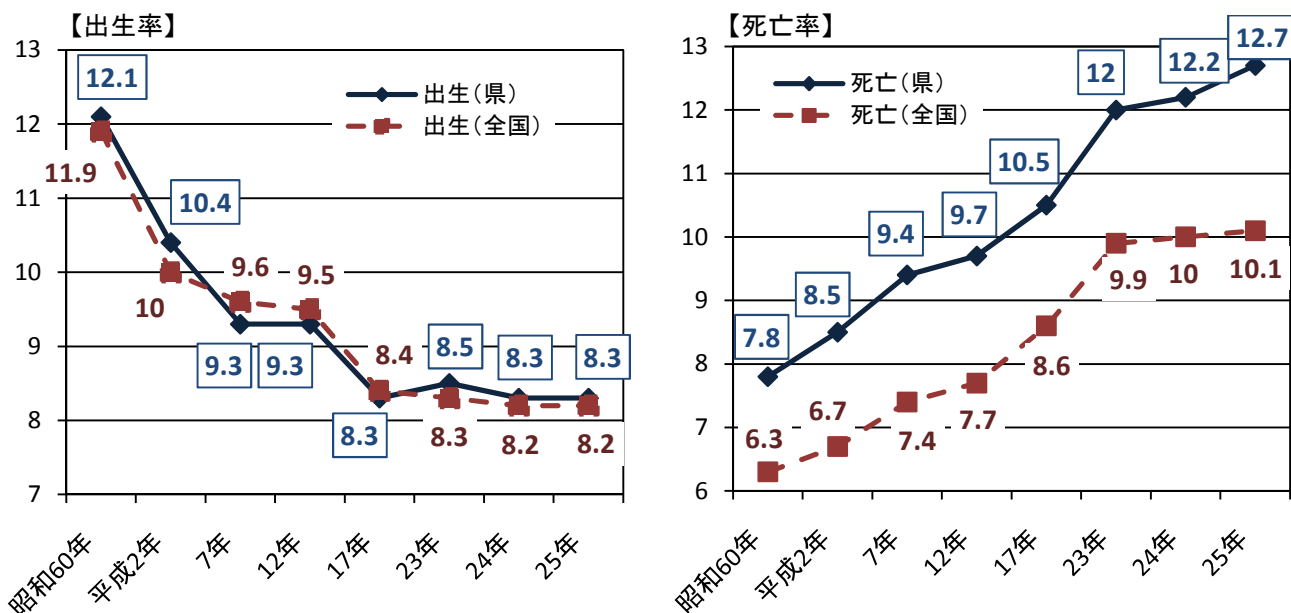


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

平成25年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。近年、全国を下回って推移していた出生率は、昨年に引き続き全国を上回り8.3であった。

図1-6 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

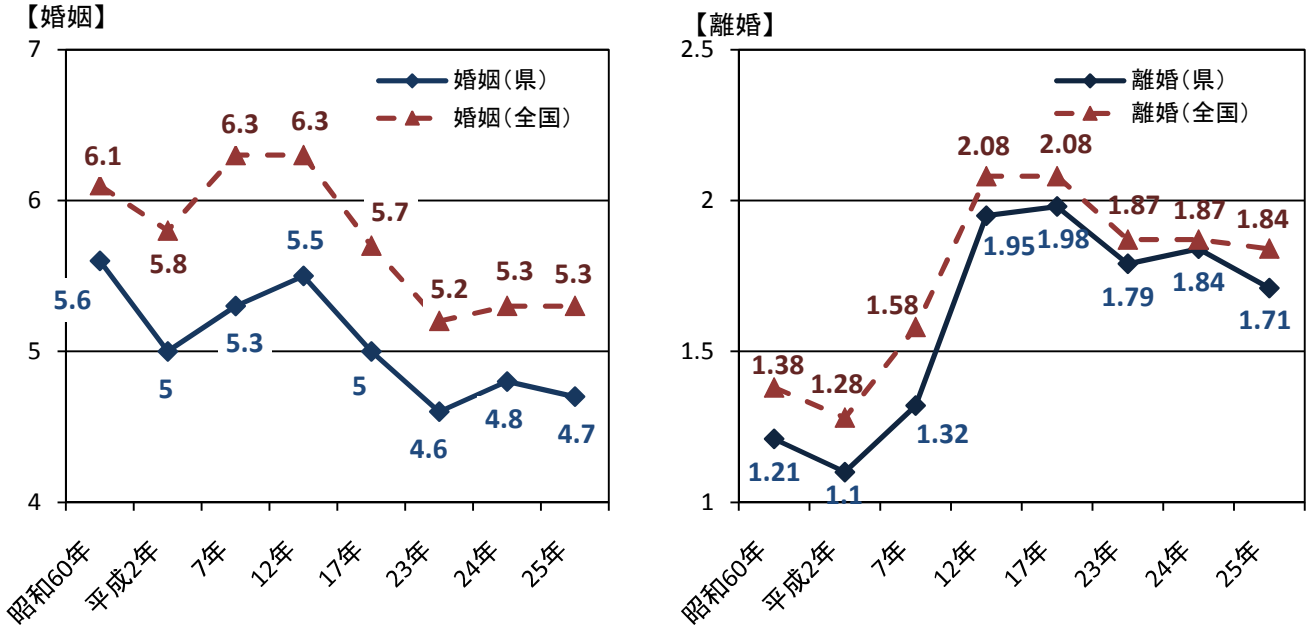


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

平成25年の本県の婚姻率は昨年同様5.3、離婚率は0.13ポイント減少し1.84であった。全国と比較すると、婚姻率、離婚率共に全国を下回って推移している。

図1-7 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

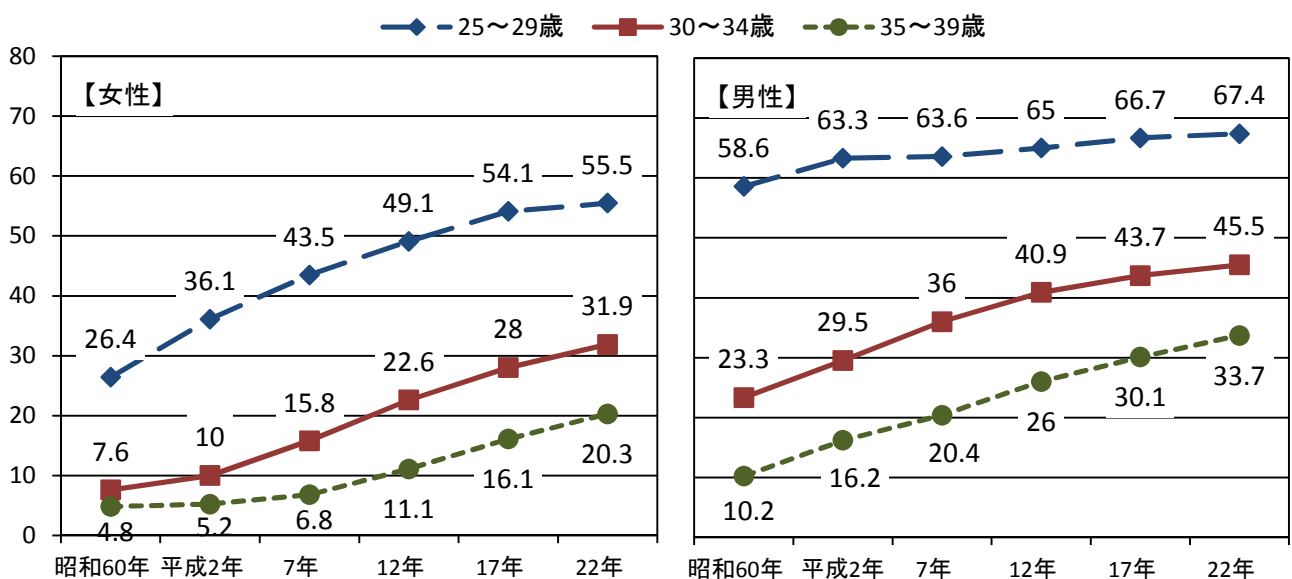


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

平成22年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-8 年齢階級別未婚率



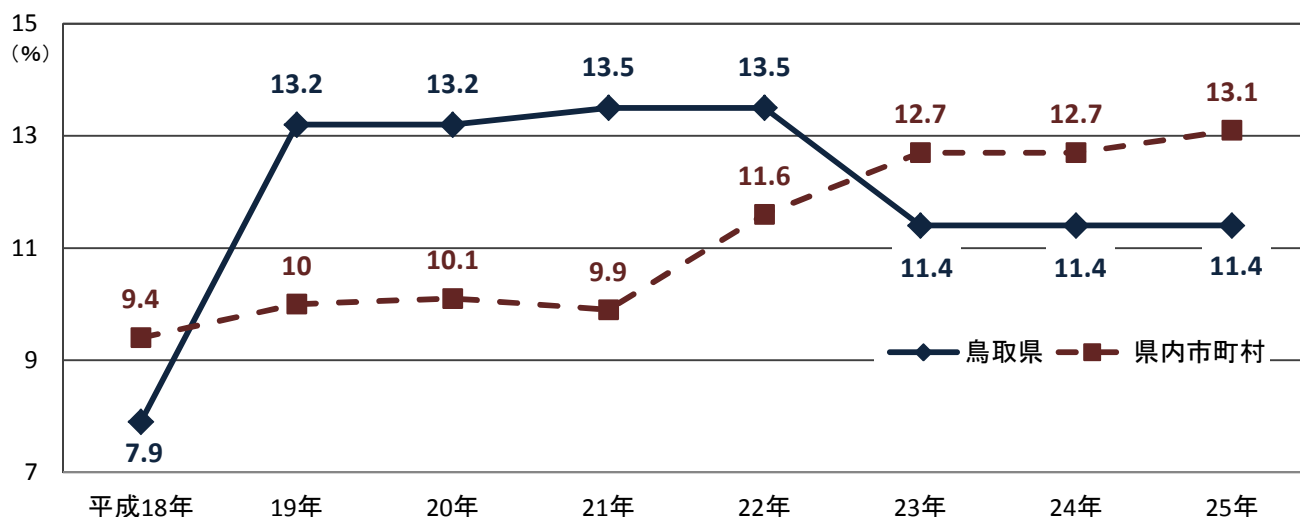
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

テーマA：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

【重点目標1】自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

平成25年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.4%、市町村議会で13.1%となっている。

図A-1 議会議員における女性割合の推移

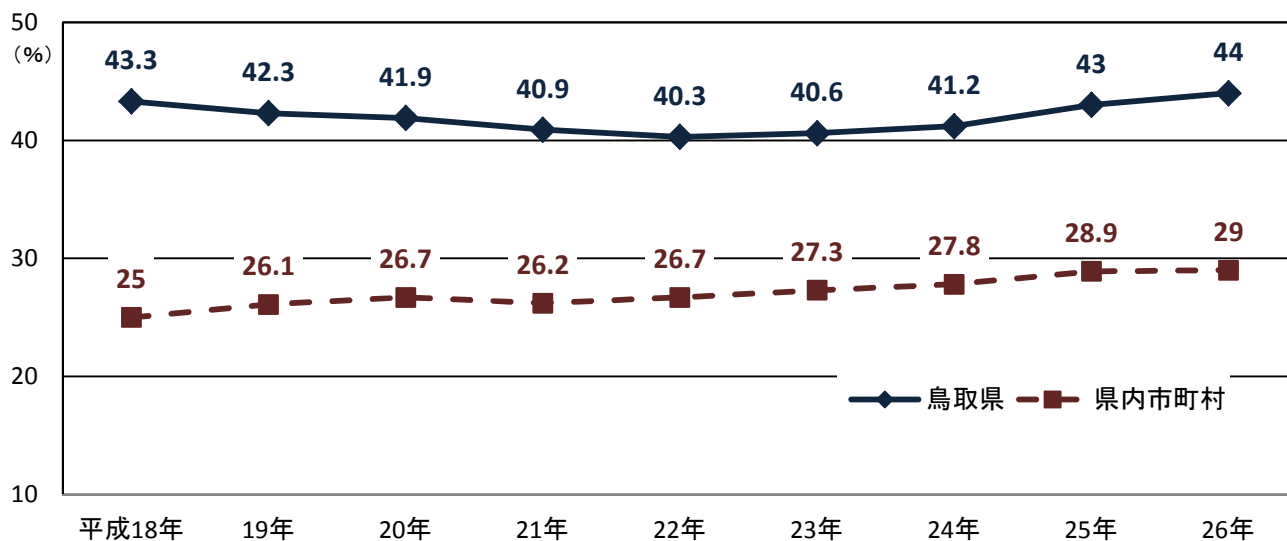


<調査時点>平成19年の市町村は6月1日、それ以外は4月1日現在

資料：男女共同参画推進課調べ

平成26年の本県の審議会委員における女性の割合は、県44.0%、市町村29.0%となっている。県においては平成15年以降4割を上回って推移している。

図A-2 審議会委員における女性割合の推移

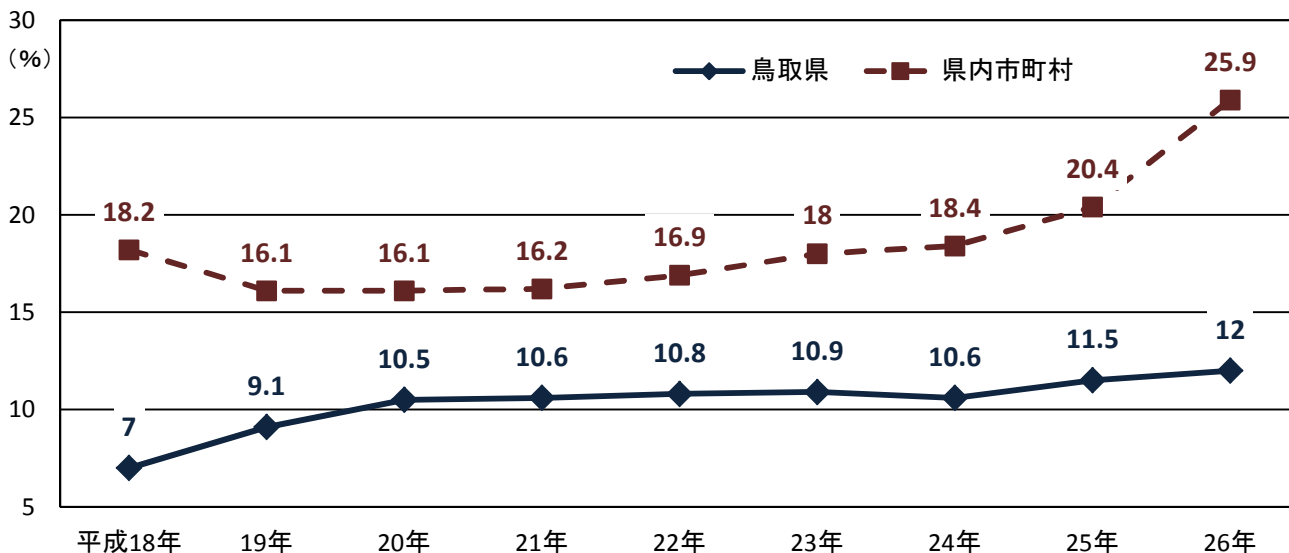


(注)各年4月1日時点
 県内市町村は広域で設置された審議会は含まない。
 県は目標の対象である審議会。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成25年)
 ※平成26年は男女共同参画推進課調べ

平成26年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が12.0%、市町村は25.9%となり、共に増加している。

図A-3 自治体管理職における女性割合の推移



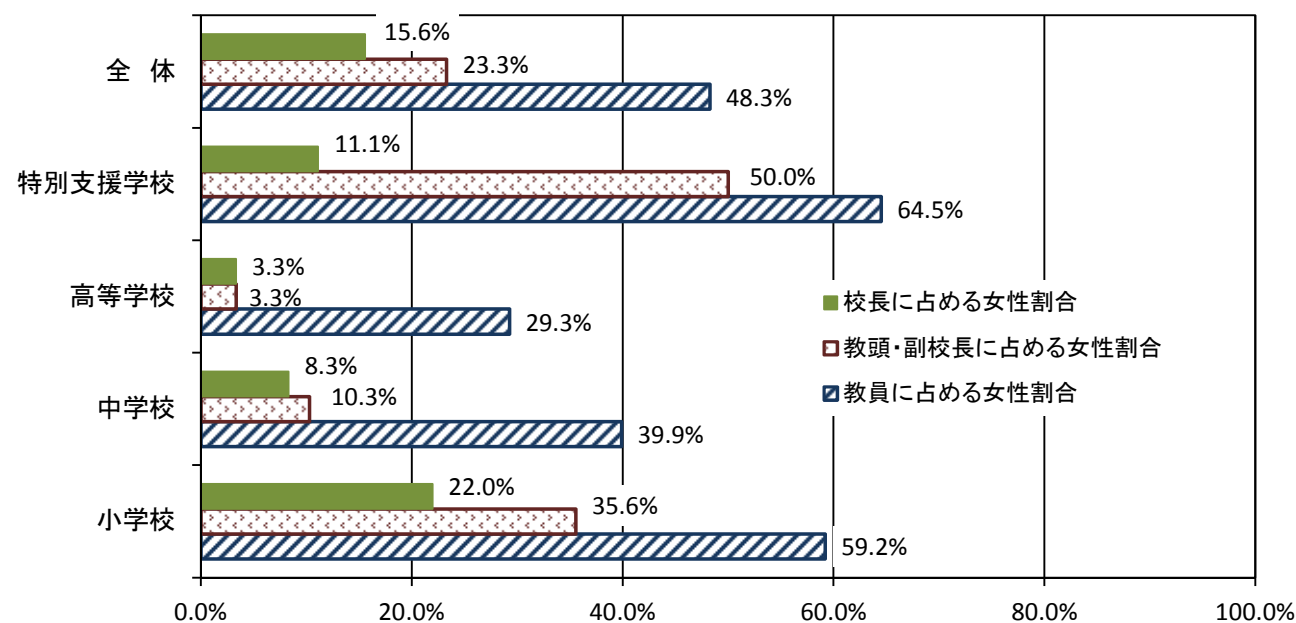
(注)各年4月1日時点

本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成25年)
 ※平成26年は男女共同参画推進課調べ

平成25年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は23.3%、校長は15.6%となっている。特に中学校、高等学校では、女性の教員の割合に比べ、かなり低くなっている。

図A-4 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合

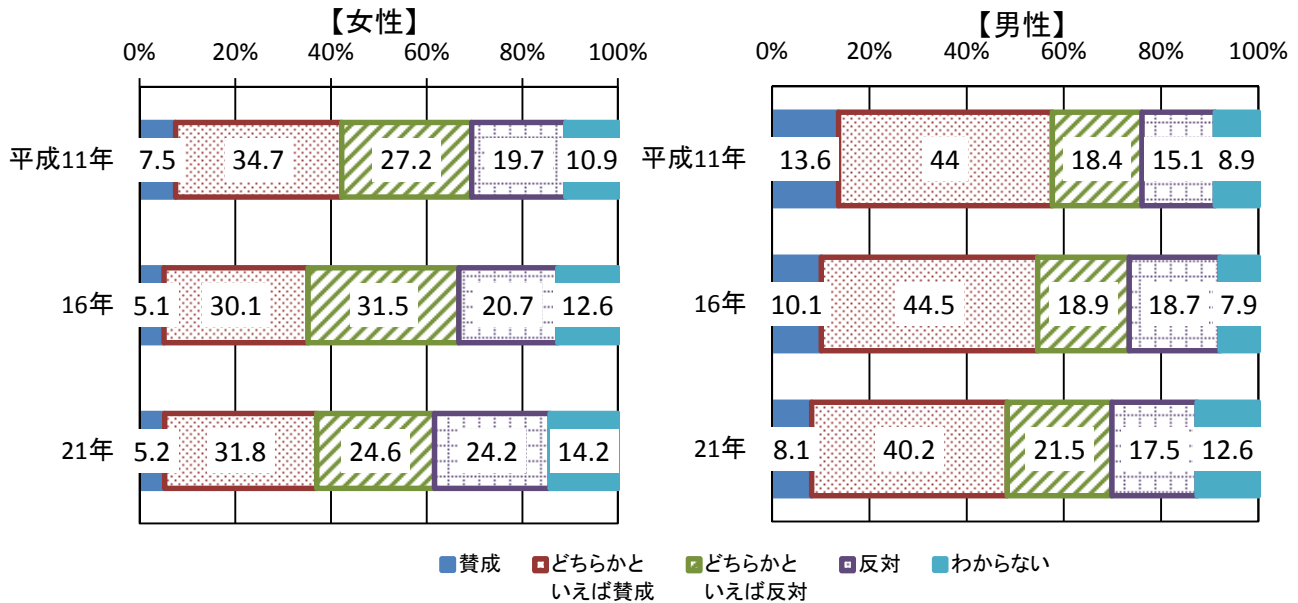


資料:文部科学省「学校基本調査」(平成25年)

【重点目標2】男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、女性では反対群が、男性では賛成群の割合が多い。経年的には、男女とも賛成群が減少し、反対群が増加する傾向にある。

図A-5 男女の役割分担意識

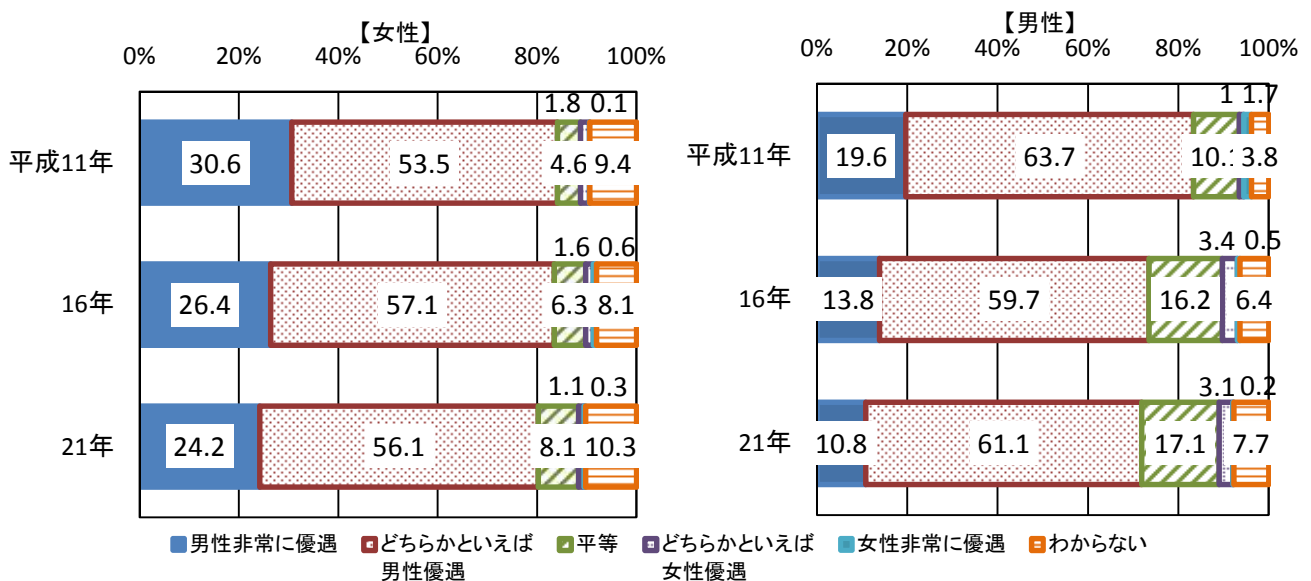


(注) 賛成群:「賛成」+「どちらかといえば賛成」
 反対群:「反対」+「どちらかといえば反対」

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成21年の調査によると、社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割、男性の7割が男性が優遇されていると感じている。

図A-6 社会通念・慣習などにおける男女平等感

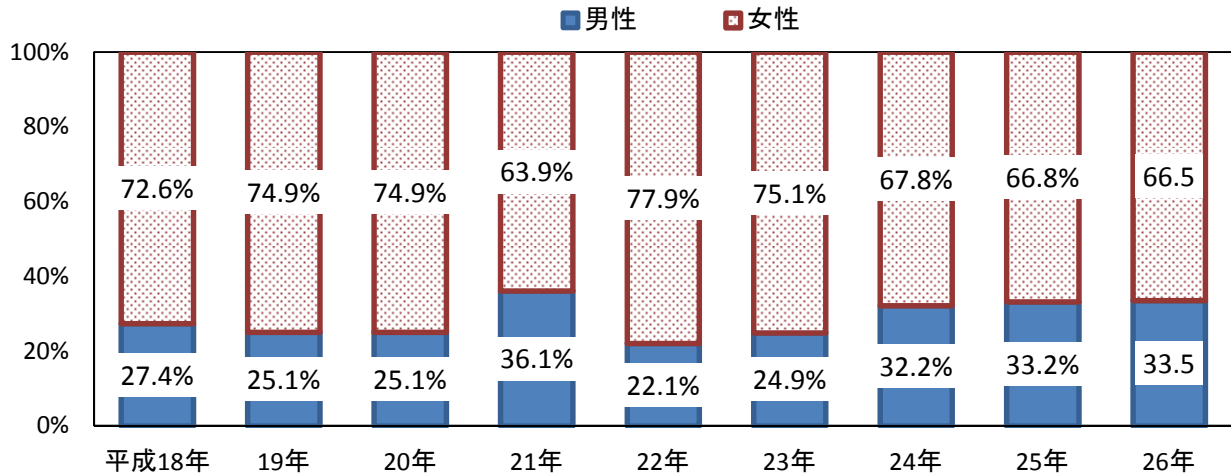


資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

【重点目標3】男性や子どもにとっての男女共同参画

平成26年の本県の子ども会役員1,912名のうち、男性は641名で33.5%、女性は1,271名で66.5%となり、男性割合が増加している。

図A-7 子ども会役員における男性の割合

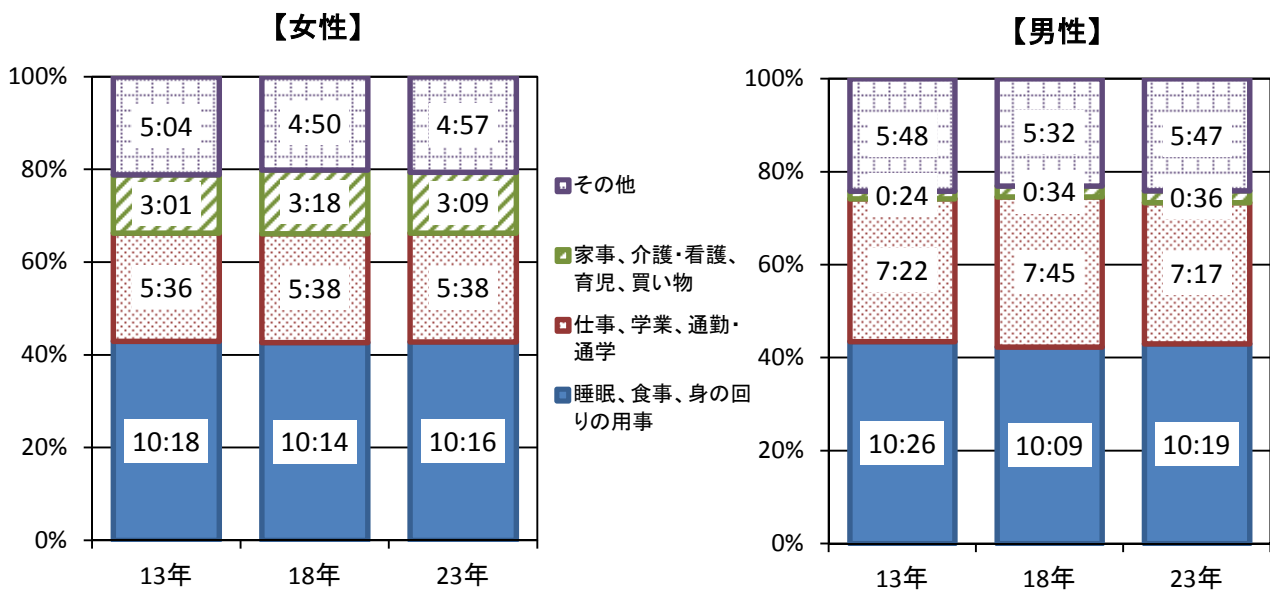


(注)各年4月1日時点

資料:男女共同参画推進課調べ

平成23年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が36分で平成18年に比べ2分増加しているが、女性の3時間9分との差は縮まっていない。

図A-8 男女有業者の週平均生活時間



(注)有業者:15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。

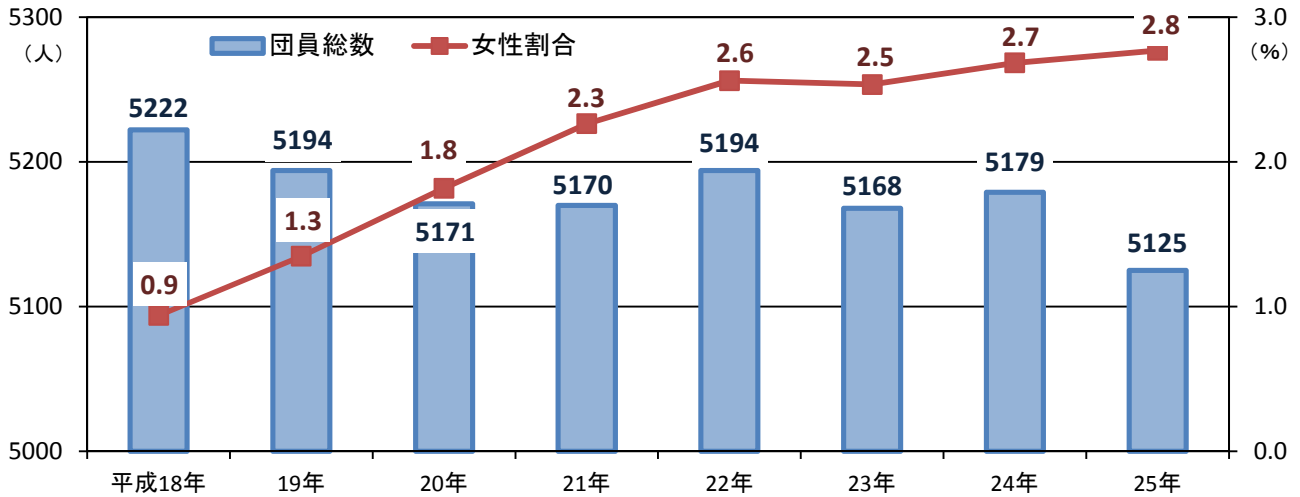
生活時間:一次活動(睡眠、食事など生理的に必要な活動) 二次活動(仕事、学業、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動) 三次活動(一次、二次活動以外で各人の自由時間における活動)

資料:総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

【重点目標4】地域の様々な分野における男女共同参画の推進

平成25年4月1日現在の本県の消防団員は5,125人で前年より54名減少した。うち女性は昨年より3名増えて142人で、団員数の2.8%であった。

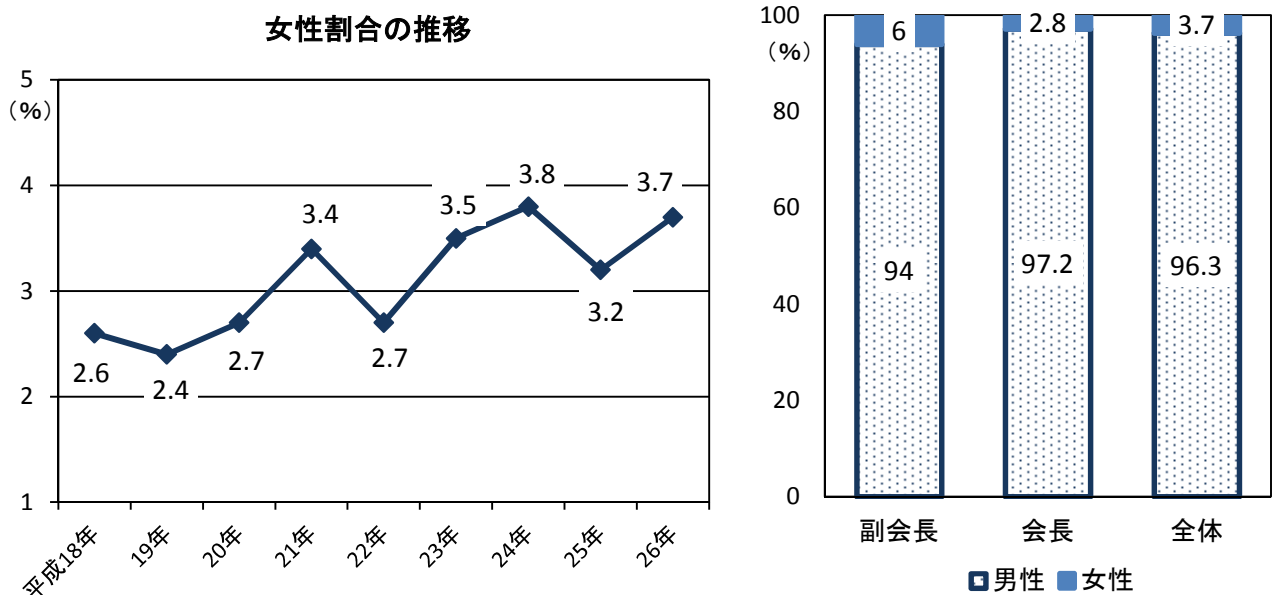
図A-9 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防防災年報

平成26年の本県の自治会役員のうち、会長2,810名中女性は80名で2.8%で、前年より0.5ポイント上昇し、役員(会長及び副会長)における女性の割合も3.7%と前年より0.5ポイント上昇しているが、依然として低い状況のままである。

図A-10 自治会役員における女性割合



(注)各年4月1日時点

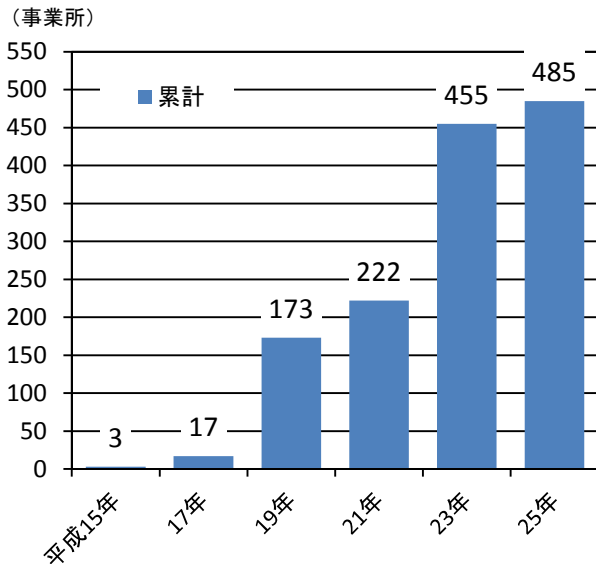
資料：男女共同参画推進課調べ

テーマB：職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

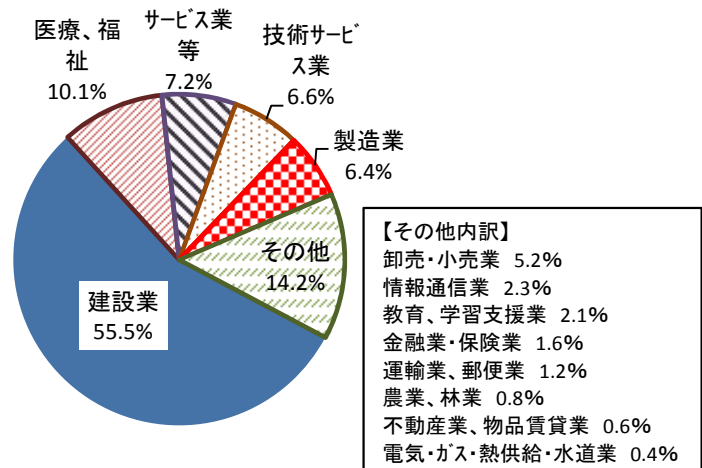
【重点目標5】男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は485事業所（平成26年3月31日現在）であり、25年度の認定数は11事業所であった。業種別では建設業が半数以上を占めている。

図B-1 認定状況の推移



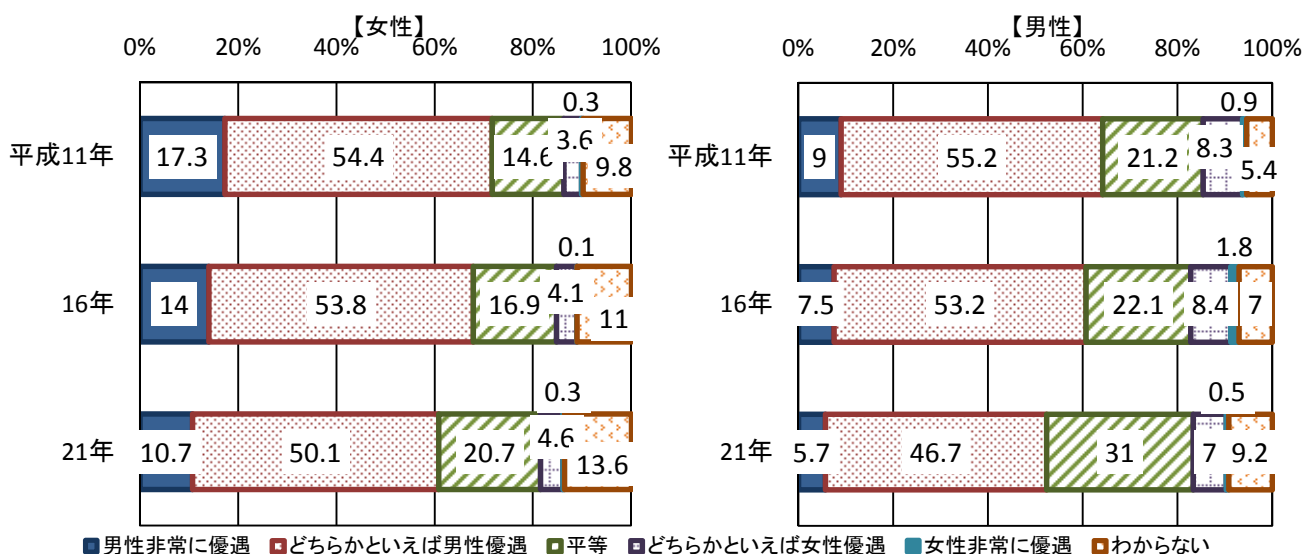
図B-2 業種別の認定状況



資料：男女共同参画推進課調べ

平成21年の調査によると、職場において女性の6割、男性の半数が「男性が優遇されている」と感じている一方、男女とも「平等」と感じる割合が増えている。

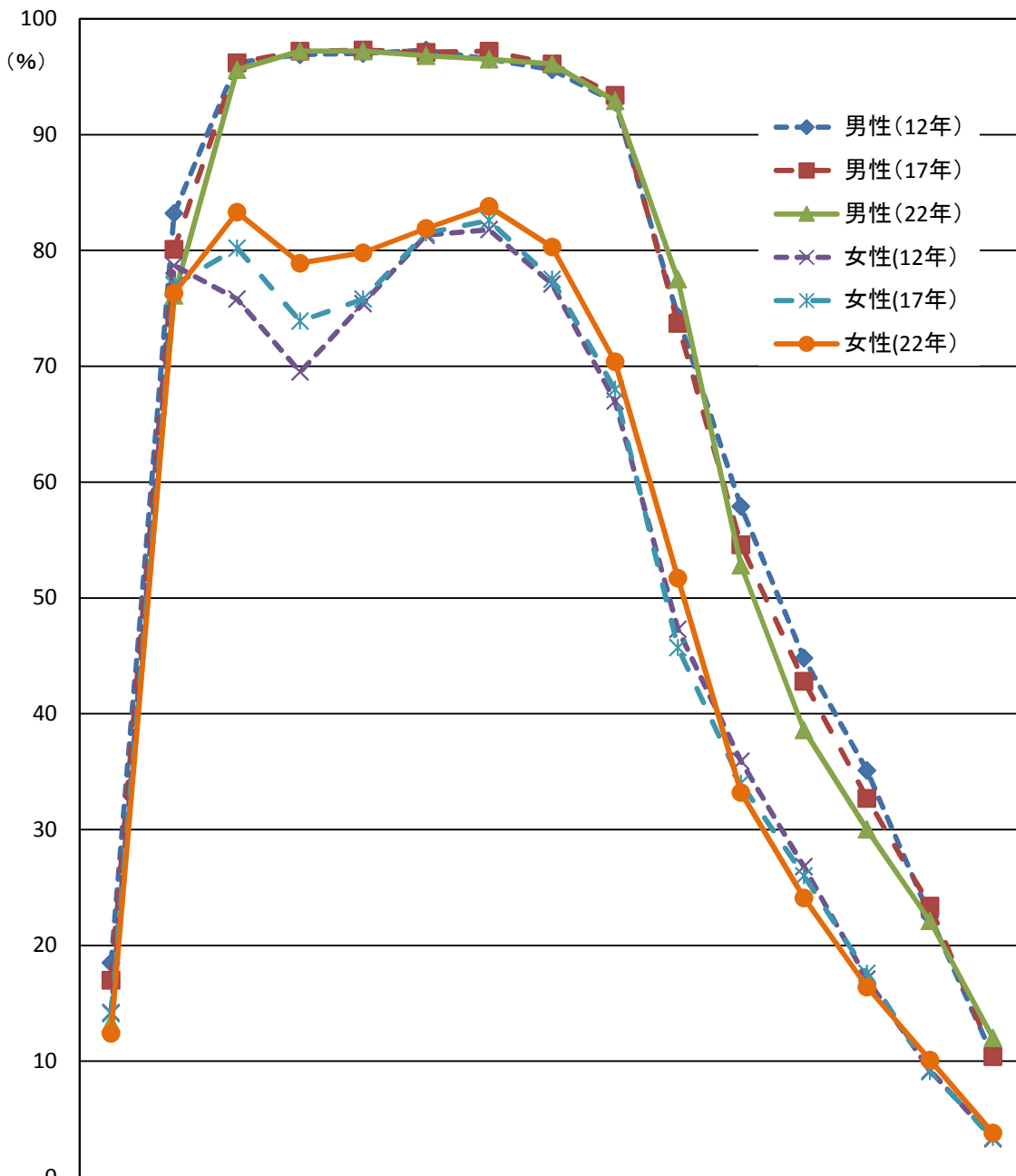
図B-3 職場における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

平成22年の本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いているが、12年、17年と比べ穏やかになり、その底は年々上がってきている。また、男性の労働力率は、17年と比べ65歳からの労働力率低下が大きくなっている。

図B-4 年齢階級別労働力率



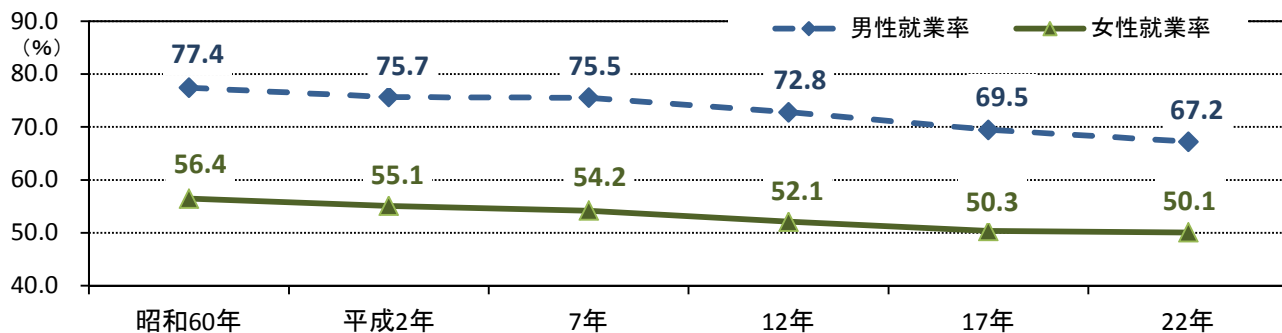
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性(12年)	18.5	83.2	96.2	96.9	97	97.3	96.5	95.6	92.8	74.3	57.9	44.8	35.1	22.5	10.4
男性(17年)	17	80.1	96.2	97.2	97.3	97.1	97.2	96.1	93.4	73.7	54.6	42.8	32.7	23.4	10.4
男性(22年)	13.3	76.1	95.6	97.2	97.2	96.8	96.5	96.1	92.9	77.5	52.8	38.6	30	22.1	12
女性(12年)	14.2	78.7	75.8	69.5	75.4	81.3	81.8	77.1	67	47.3	35.9	26.8	17.1	9.2	3.3
女性(17年)	14.1	77	80.2	73.9	75.8	81.5	82.6	77.5	68	45.7	34	26	17.6	9.1	3.4
女性(22年)	12.4	76.3	83.3	78.9	79.8	81.9	83.8	80.3	70.4	51.7	33.2	24.1	16.4	10.1	3.8

労働力率は15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

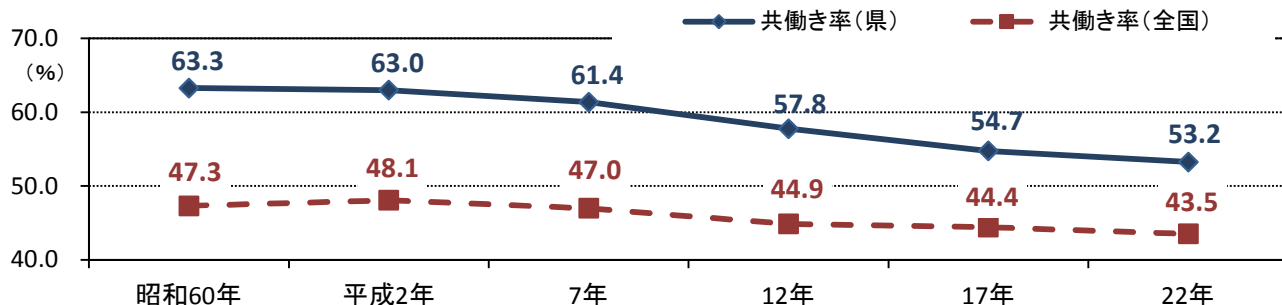
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の男性就業率は67.2%、女性就業率は50.1%で全国(47.1%)との差は縮まりつつあるものの、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯は53.2%であり、全国を9.7ポイント上回っている。

図B-5 男女別就業率の推移



図B-6 夫婦とも就業者である世帯の推移

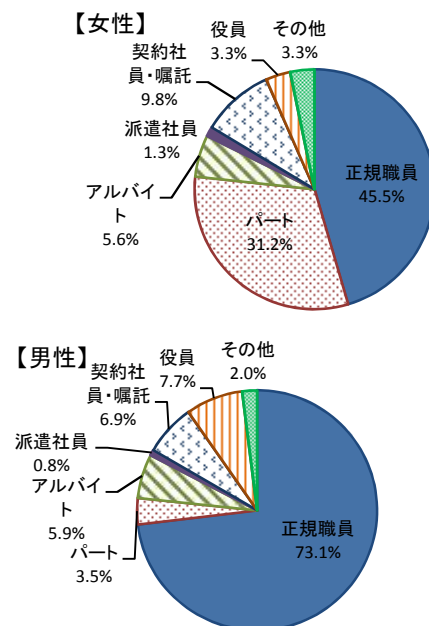
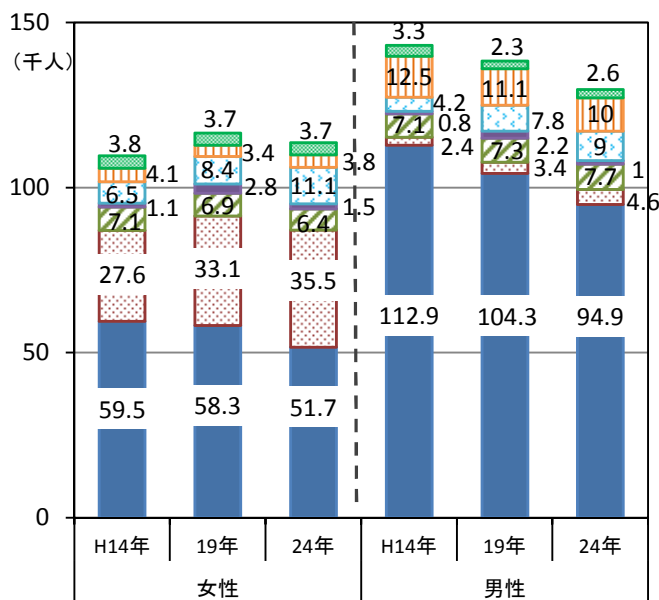


※夫婦とも就業者世帯割合＝夫婦世帯数に占める夫、妻ともに就業世帯数の割合

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成24年の雇用形態別雇用者数は、19年と比べて男女とも正規職員、派遣社員の人数が減少した。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性に比べ女性の方が高くなっている。

図B-7 雇用形態別雇用者数の推移



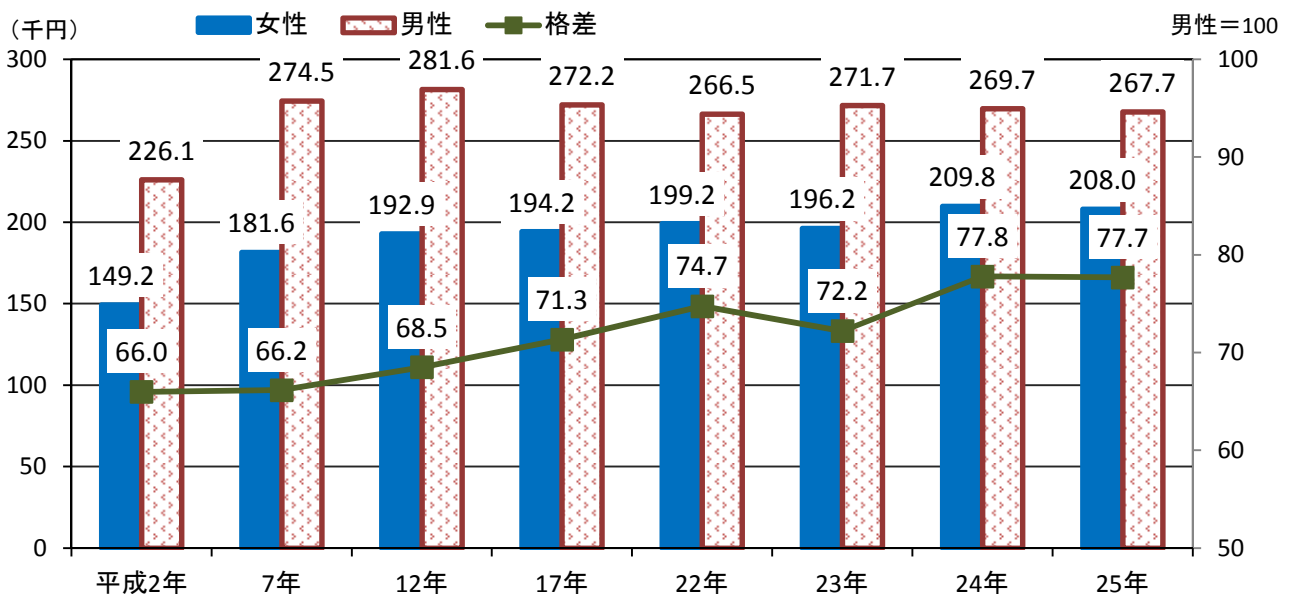
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

平成25年の本県の一般労働者一人当たり月間所定内給与額は、昨年と比べ男女ともに減少した。男性を100とすると女性は77.7となり、格差は前年とほぼ変わらなかった。

図B-8 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内実労働時間数(時)	超過実労働時間数(時)	決まって支給する		年間賞与其他特別支給額(千円)	労働者数(人)
						現金給与額(千円)	所定内給与額(千円)		
H16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9	663.5	73,680
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2	709.0	60,830
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0	732.7	63,000
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8	617.6	61,000
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6	726.2	61,790
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7	620.1	50,610
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5	613.9	55,220
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7	634.6	50,750
24年	女性	42.3	10.6	164	6	222.6	209.8	484.9	34,820
	男性	42.7	12.8	169	11	291.4	269.7	635.9	57,790
25年	女性	42.3	9.8	163	5	222.1	208.0	509.5	37,290
	男性	43.0	13.1	166	14	294.3	267.7	647.4	58,350

(注) 一般労働者: 短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
 所定内給与額: 決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額



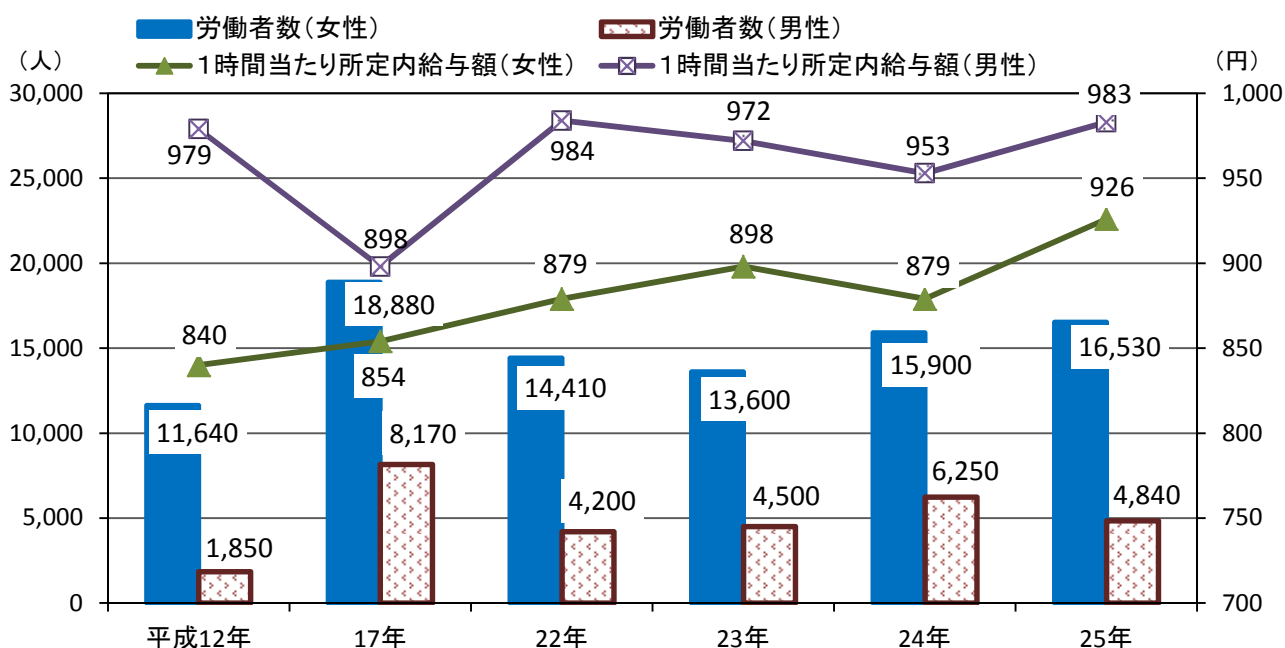
資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

平成25年の本県の短時間労働者数は、前年と比べ女性は増加、男性は減少した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の983円に対して女性は926円で、男女ともに前年を上回った。

図B-9 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
H16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500
24年	女性	45.9	5.6	19.3	5.2	879	36.5	15,900
	男性	43.3	4.1	17.8	5.0	953	23.1	6,250
25年	女性	48.8	6.3	18.7	5.3	926	35.1	16,530
	男性	44.6	4.8	17.8	5.2	983	23.6	4,840

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。

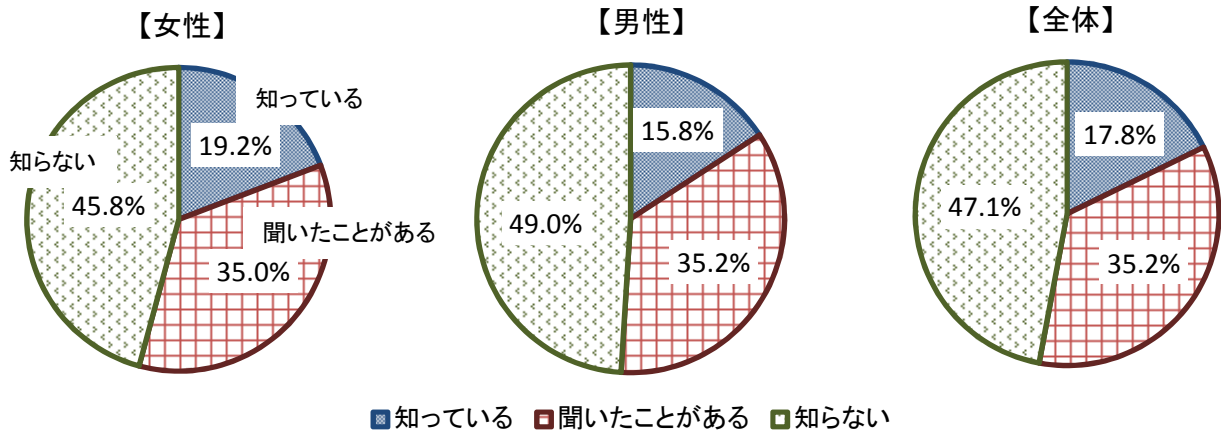


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

【重点目標6】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成21年の調査によると、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、「知っている」17.8%、「聞いたことがある」35.2%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

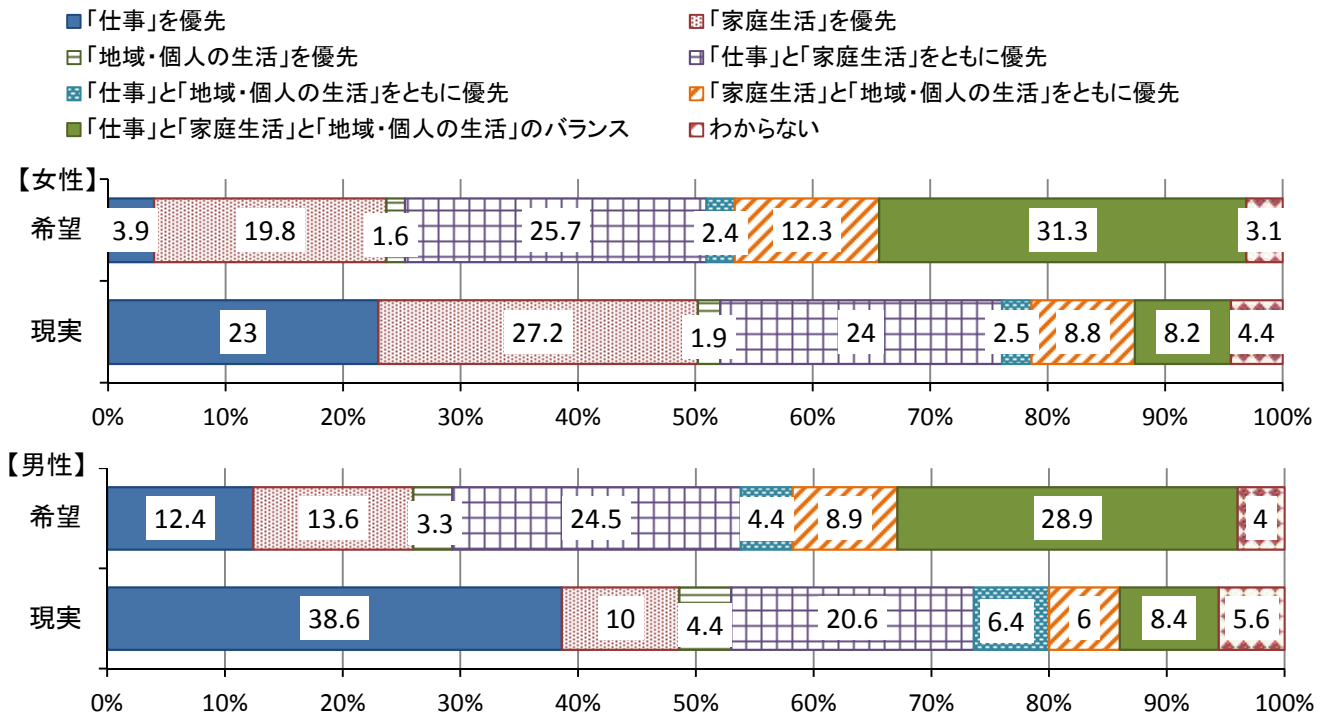
図B-10 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成21年の調査によると、仕事と生活の調和に関する希望は、「仕事・家庭・地域活動」のバランスのとれた生活を望む割合が高いが、現実には男性は仕事優先、女性は仕事や家庭生活優先となっている。

図B-11 仕事と生活の調和に関する希望と現実



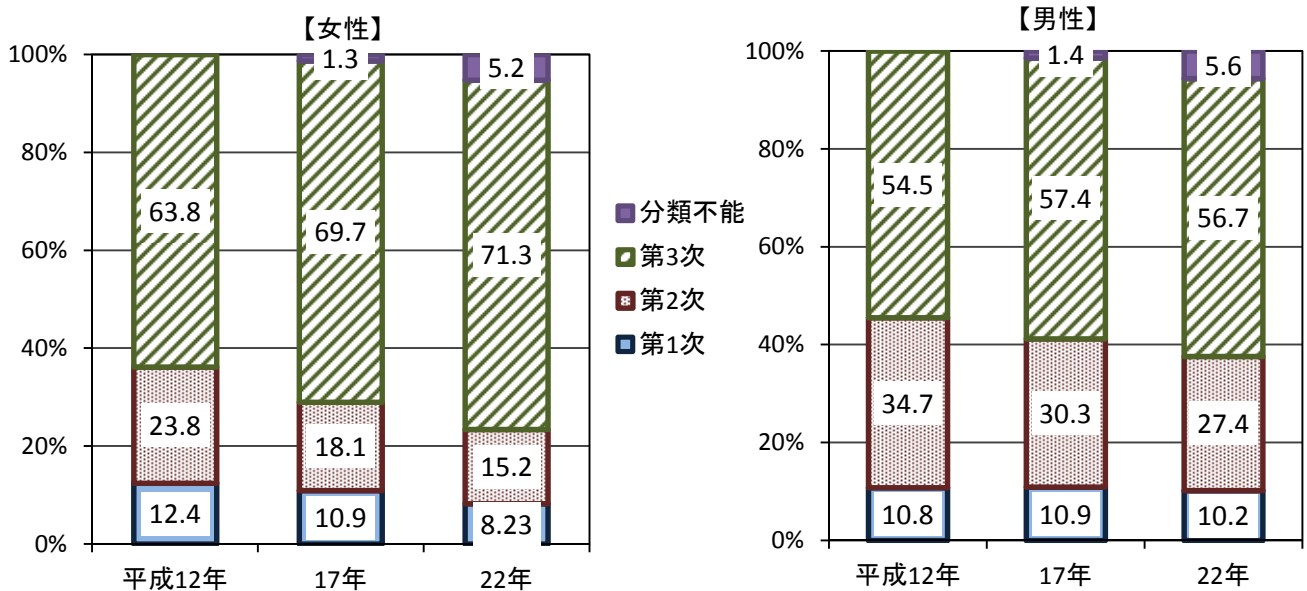
(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

【重点目標7】農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

平成22年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は、女性が増加、男性は減少している。

図B-12 産業大分類別就業者数

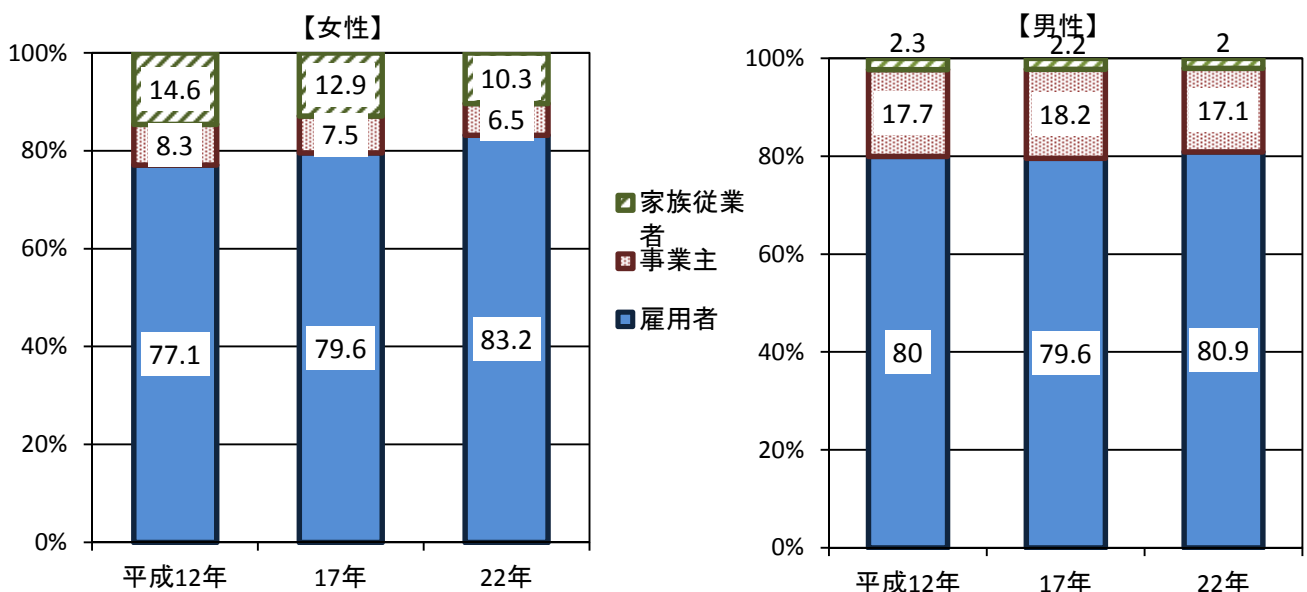


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性に大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-13 従業上の地位別就業者数の推移

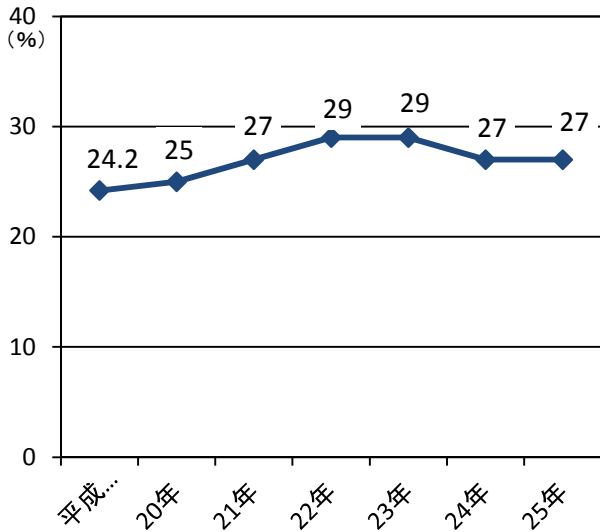


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主：家庭内職者を含む、雇用者：役員を含む

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

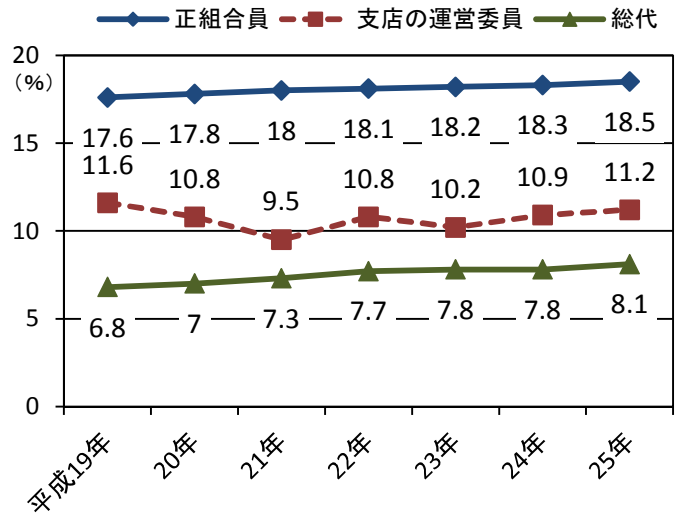
平成25年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は27%で前年と同様だった。農業協同組合における女性の割合は、正組合員、各支店の運営委員、総代とも前年より増加している。

図B-14 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：経営支援課調べ

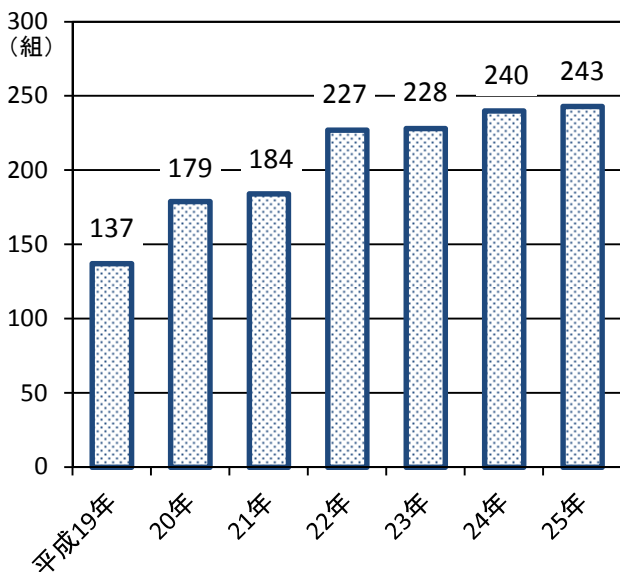
図B-15 農業協同組合における女性割合の推移



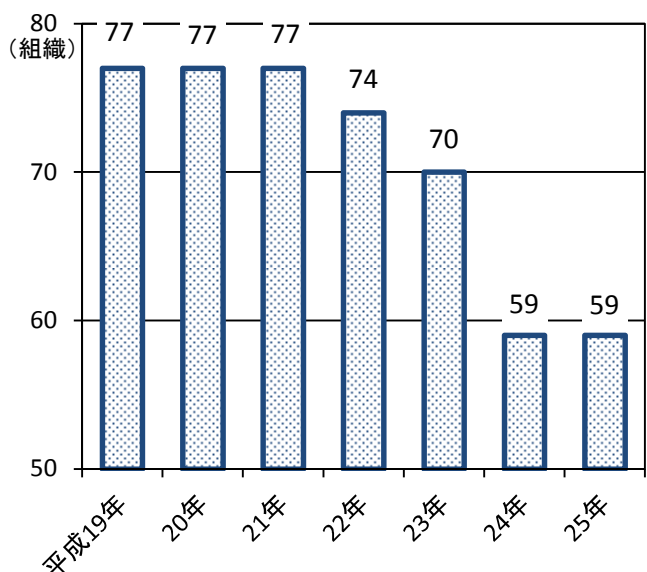
資料：農政課調べ

平成25年の家族経営協定の締結状況は243組で、前年より3組増加した。女性起業組織数は、昨年同様59組織であった。

図B-16 家族経営協定の締結状況



図B-17 女性起業組織の推移



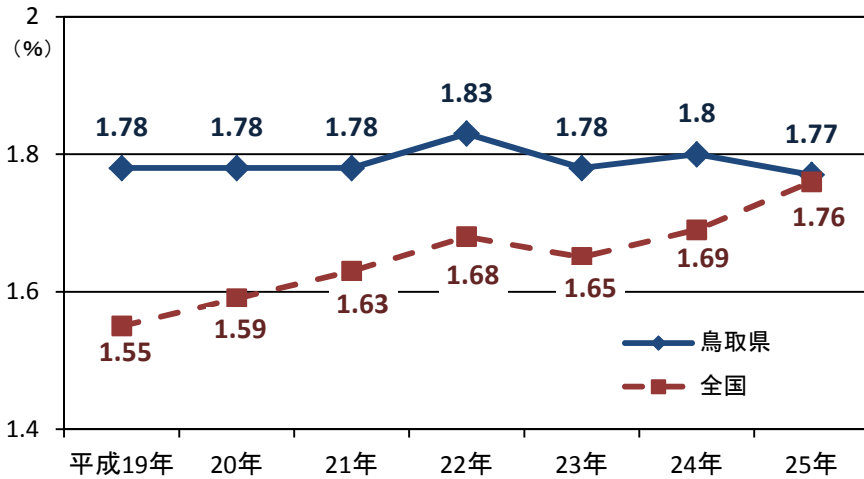
資料：農林総合研究所調べ

テーマC：人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

【重点目標8】男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

平成25年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.77%であった。

図C-1 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



法定雇用率

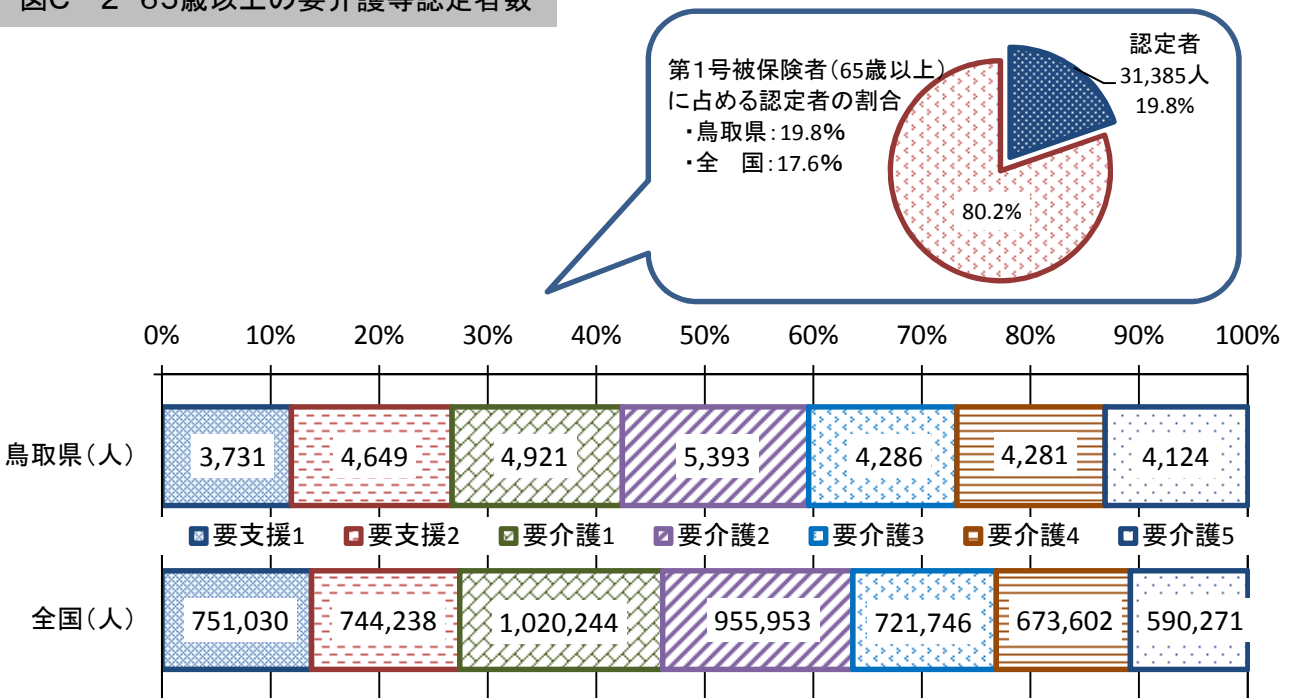
事業主区分	H25.3.31まで	H25.4.1以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

※法定雇用率は平成25年4月1日改定

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(平成25年)

平成24年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは31,385人で、その割合は19.8%となっている。

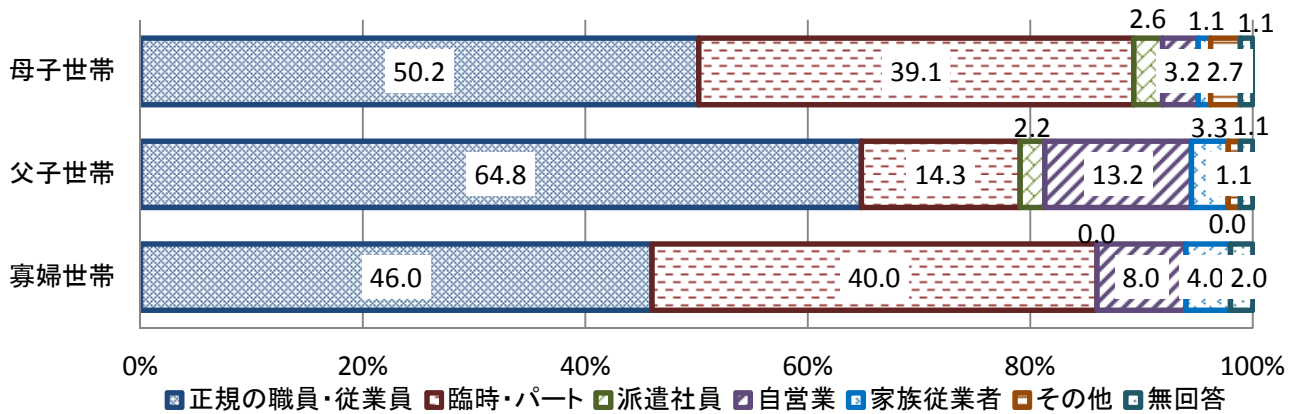
図C-2 65歳以上の要介護等認定者数



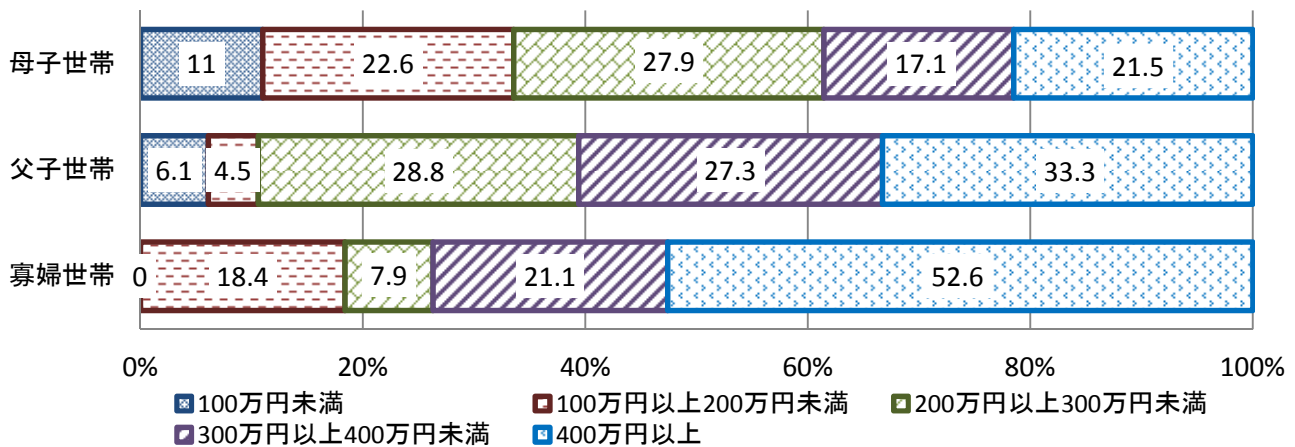
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成24年)

平成25年の調査では、就業状態が臨時・パートである割合が、母子世帯で39.1%、寡婦世帯で40.0%である一方、父子世帯の64.8%が正規の職員・従業員である。また、年間総収入が200万円未満の世帯が、母子世帯で33.6%、寡婦世帯でも18.4%となっている。

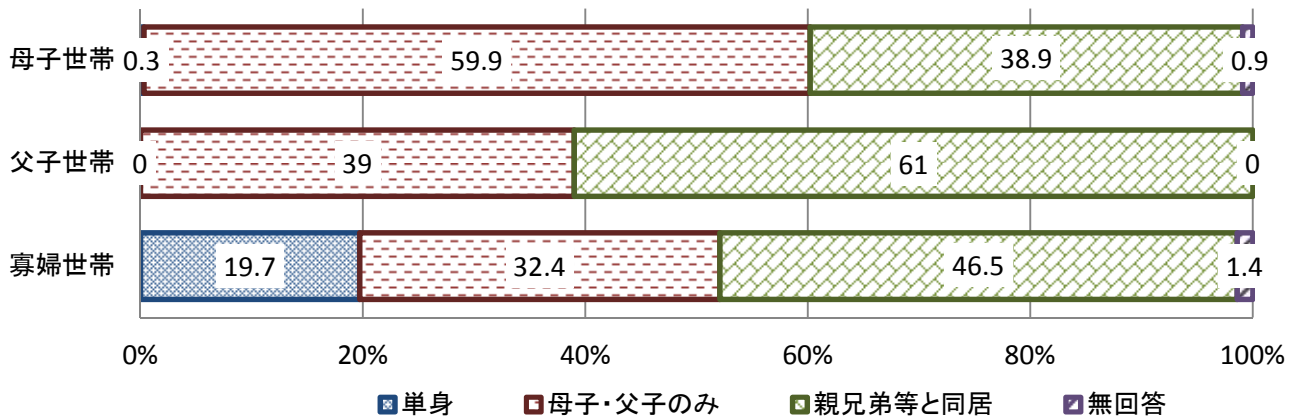
図C-3 ひとり親世帯の就業状況



図C-4 ひとり親世帯の年間収入



図C-5 ひとり親世帯の世帯構成



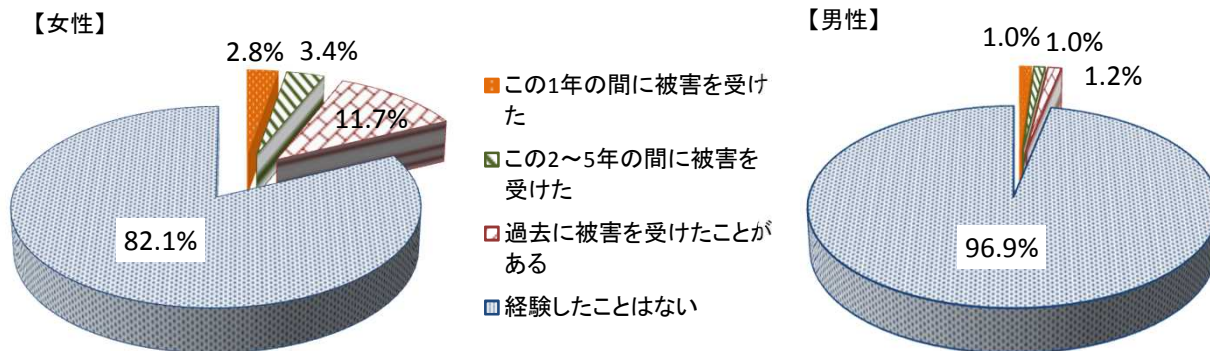
(注) 寡婦世帯: 65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者からなる世帯

資料: 鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成25年)

【重点目標9】男女間におけるあらゆる暴力の根絶

平成21年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の6.2%、男性の2.0%がこの5年の間に被害を受けた(受けている)と答えている。

図C-6 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

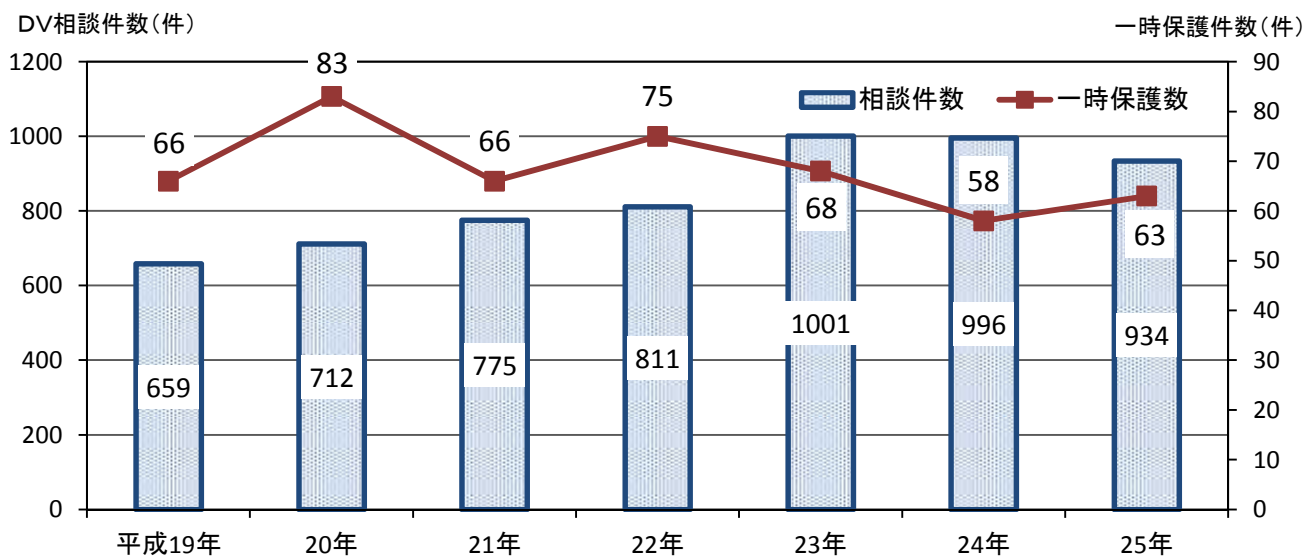


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。

資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成25年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は934件で、前年より62件減少している。また、DVを主訴とする一時保護数は63件で、前年より5人増加した。

図C-7 DV相談件数、一時保護数の推移



※DV相談件数:婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市において取扱った件数。

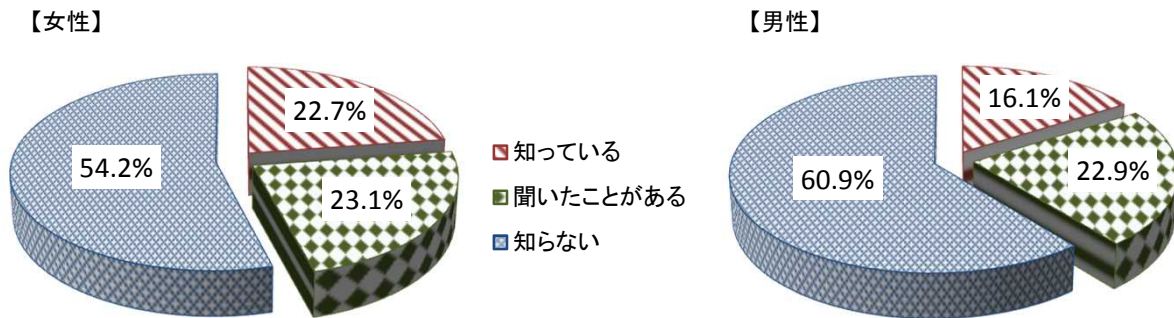
※一時保護件数は、当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

※平成26年1月より、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含む。

資料:青少年・家庭課調べ

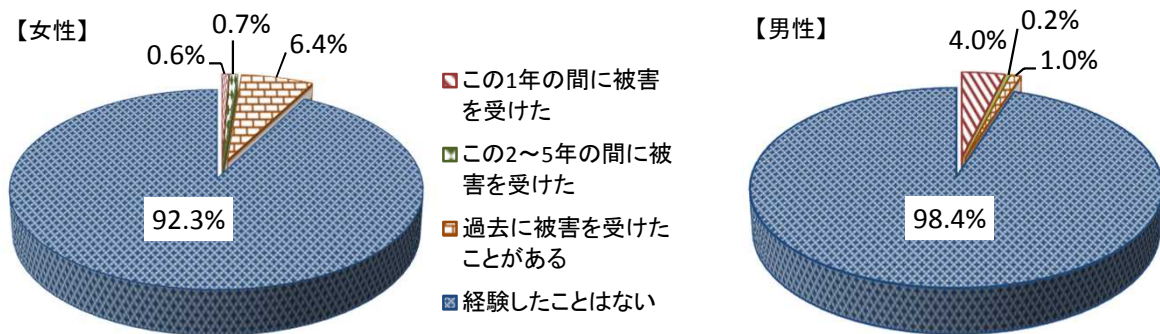
平成21年の調査によると、デートDVという言葉を知っている、聞いたことがあるとした割合は、女性で45.8%、男性で39.0%となっている。また、ストーカー行為については、女性の7.7%（13人に1人）、男性の1.6%（100人に1人強）が過去に被害を受けたことがあると答えている。

図C-8 「デートDV」という言葉の認知度



(注)デートDV:親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害。

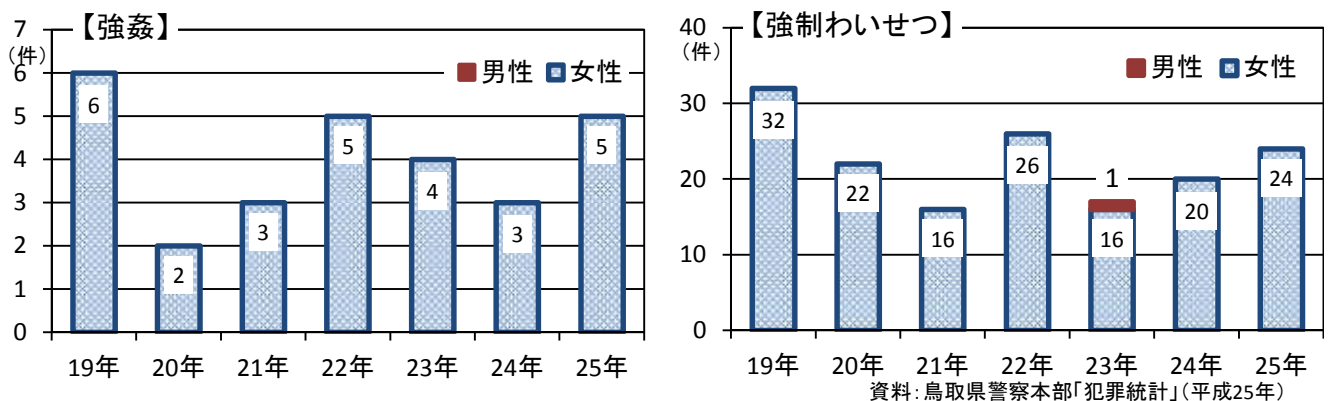
図C-9 ストーカーの被害経験



資料:鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成25に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は5件、強制わいせつは24件であった。

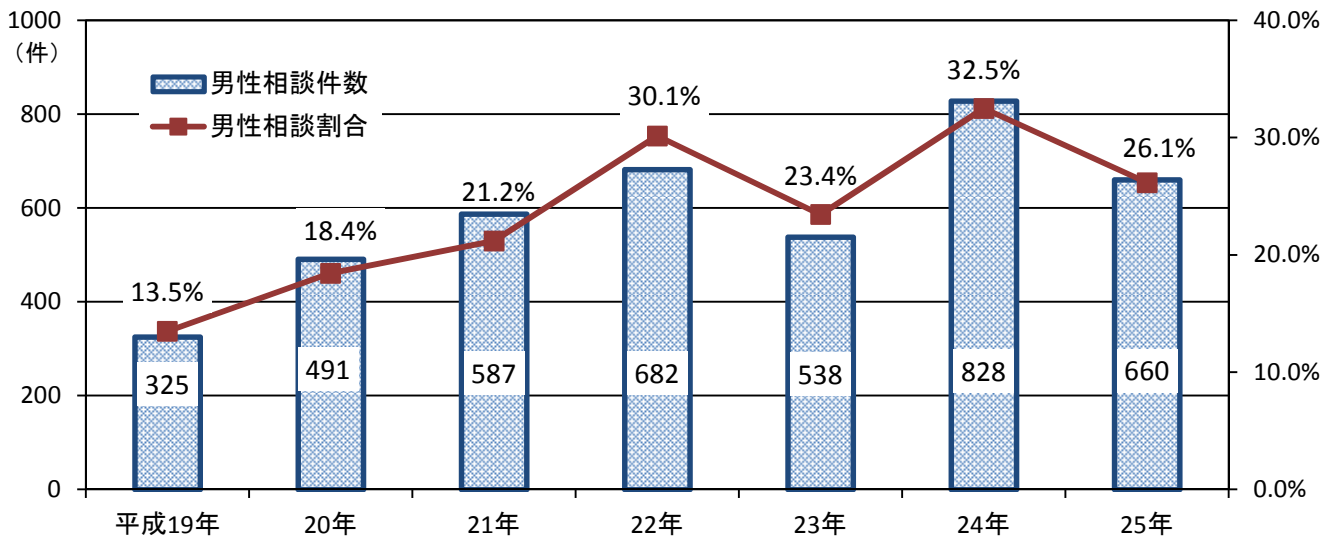
図C-10 性犯罪の認知件数(被害者の性別)



【重点目標10】生涯を通じた男女の健康の支援

平成25年の男女共同参画センター（よりん彩）における男性相談件数は660件で、総相談件数の26.1%を占めている。

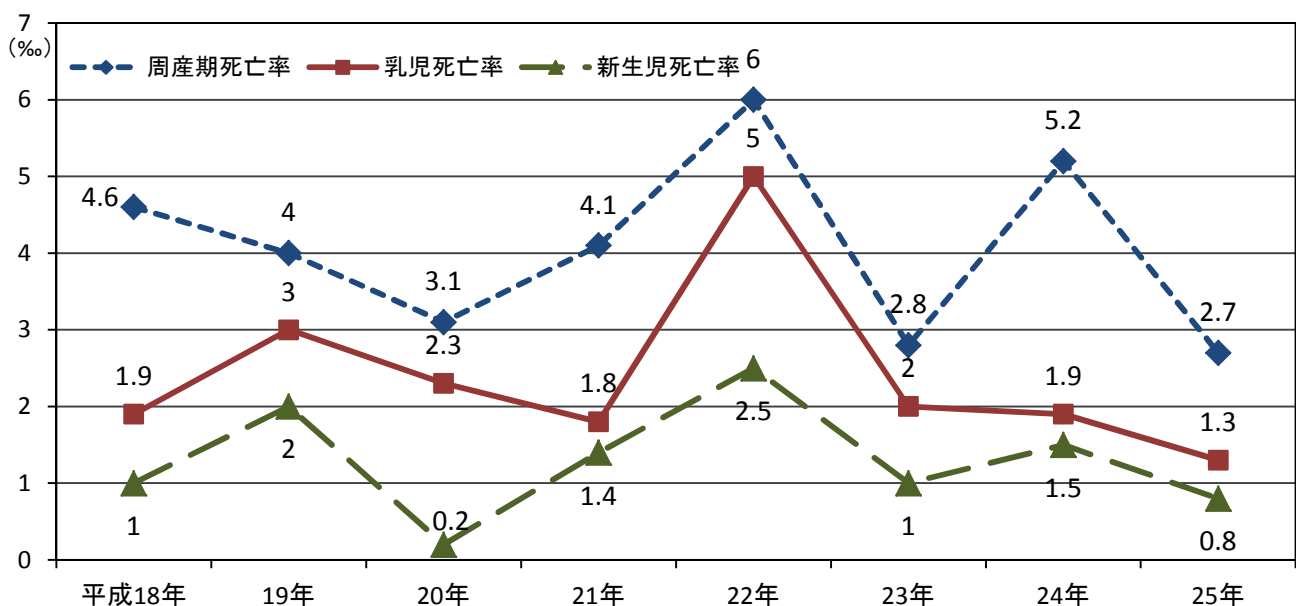
図C-11 男女共同参画センターにおける男性相談の推移



資料：男女共同参画センター調べ

平成25年の本県の周産期死亡率は0.27%で、前年と比べ0.25%減少した。乳児死亡率、新生児死亡率も前年より減少している。

図C-12 母子保健関係指標の推移

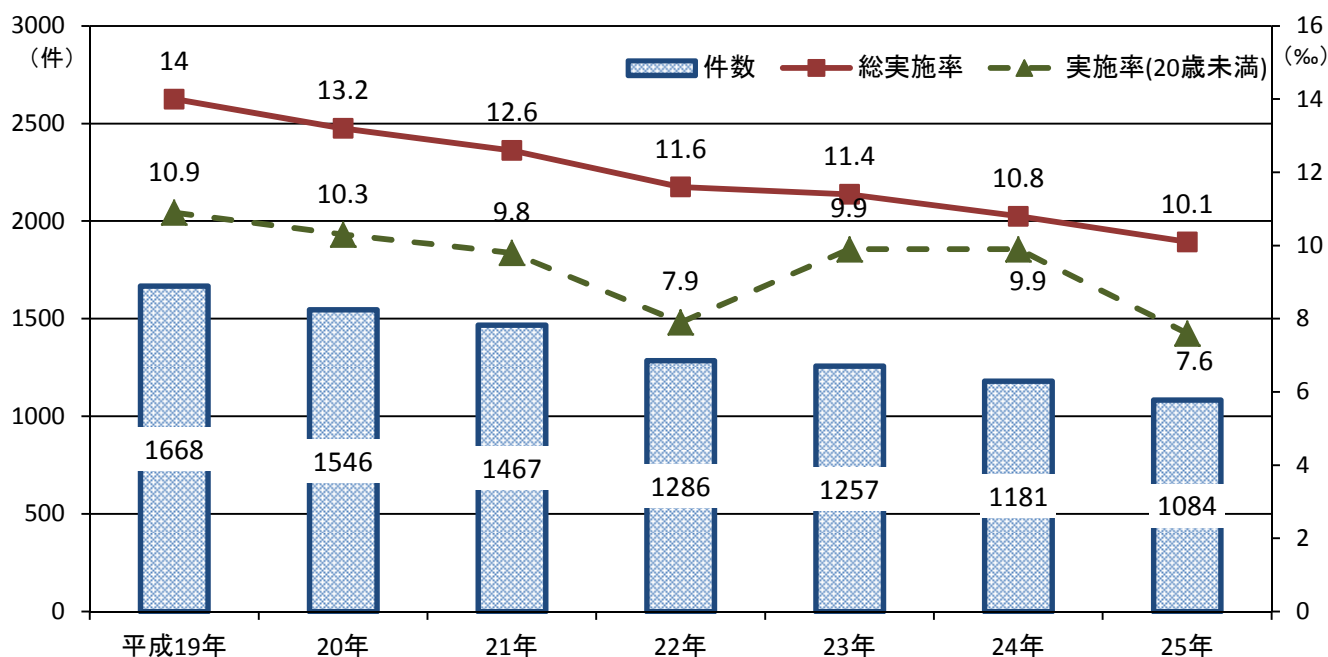


(注)「周産期死亡率」は、(妊婦満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷出産数×1000
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

平成25年の本県の人工妊娠中絶件数は1,084件で、前年より97件減少。また、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率も、ともに減少した。

図C-13 人工妊娠中絶件数の推移

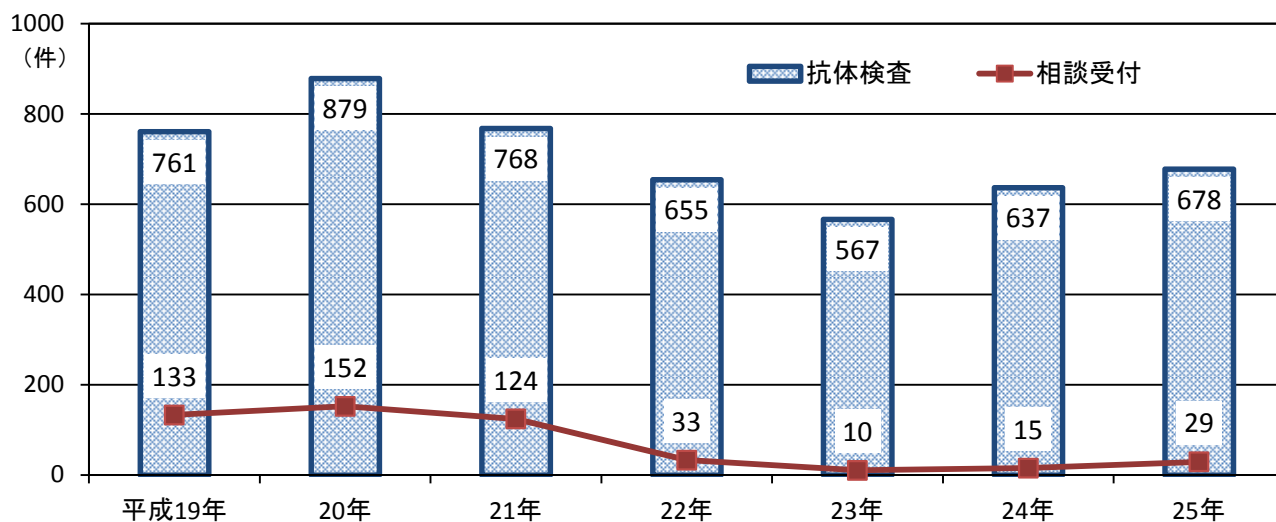


(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数/15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成25年)

平成25年のエイズ患者・感染者情報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査は678件で前年に比べ41件増加し、相談受付も前年に比べ14件増加し29件であった。

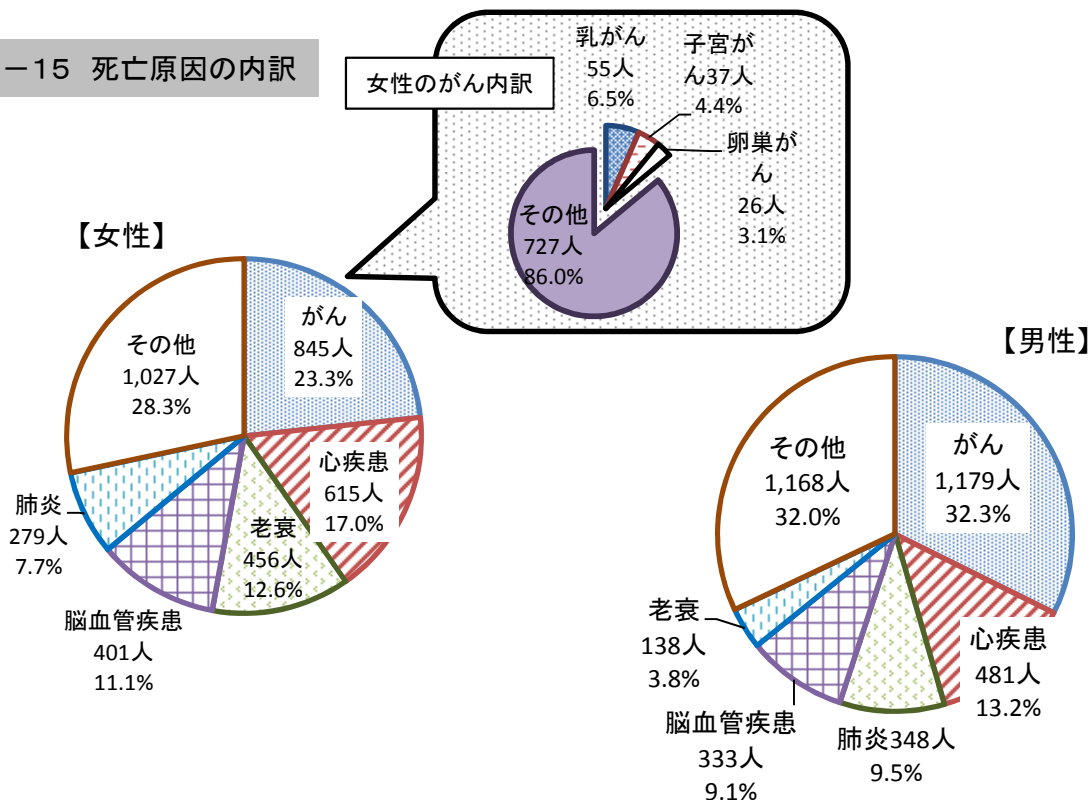
図C-14 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成25年)

平成25年の本県における死亡原因の1位は男女とものがんであるが、女性では乳がんで55人、子宮がんで37人、卵巣がんで26人の方が亡くなっており、女性のがん死亡原因の14%を占めている。

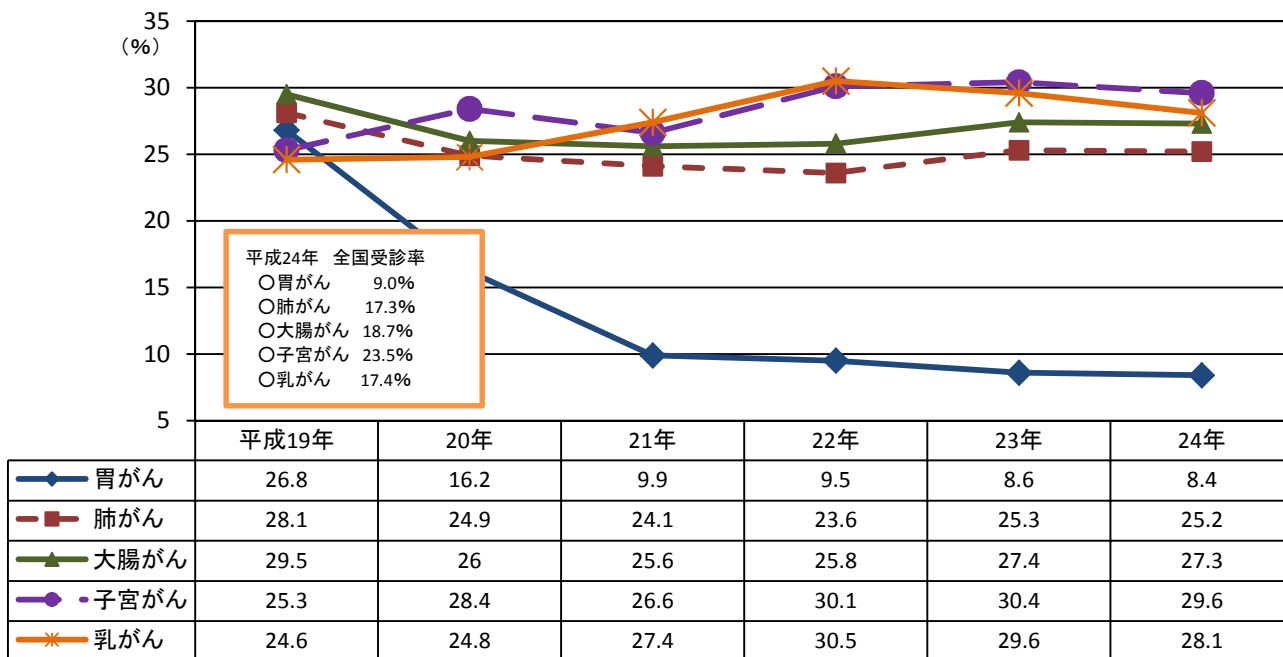
図C-15 死亡原因の内訳



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成25年)

平成24年の本県のがん検診受診率は、胃がん健診受診率が8.4%と低く、全国を下回っている。肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんはいずれも全国の上回った。

図C-16 がん検診受診率の推移



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成24年)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成25年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成27年3月

発行／鳥取県地域振興部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8107

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp